- 土 X 1 本件控訴及び本件附帯控訴に基づき、原判決主文第二項、第三項、第八項、第一〇項、第一六項並びに第一七項の 1 及び 2 (ただし、原判決事実及び理由第一の七 2 記載の請求に関する部分を除く。)を次のとおり変更する。 (1) 被控訴人P 1、同P 2、同P 3、同P 4、同P 5、同P 6、同P 7、同P 8、同P 9、同P 1 0、同P 1 1 及び同P 1 2 の訴えをいずれも却下する。 (2) (1)記載の被控訴人らを除く被控訴人らと控訴人との間で、シングル編成で予定着陸回数が 1 回の場合、連続する 2 4 時間中、乗務時間 9 時間を超えて、又は勤務時間 1 3 時間を超えて予定された勤務に就く義務のないことを たまる 2 4 時間中、乗務時間 9 時間を超えて、又は勤務時間 1 3 時間を超えて予定された勤務に就く義務のないことを 確認する。
- (3) (1) 記載の被控訴人らを除く被控訴人らと控訴人との間で、シングル編成で予定着陸回数が2回の場合、連続する24時間中、乗務時間8時間30分を超えて、又は勤務時間13時間を超えて予定された勤務に就く義務のない
- . . . . . (1) 記載の被控訴人らを除く被控訴人らと控訴人との間で,国内線について連続3日を超えて乗務に就く義 (4)
- (4) (1) 記載の被控訴人らを除く被控訴人らと控訴人との間で、国内線について連続3日を超えて乗務に就く義務のないことを確認する。 (5) (1) 記載の被控訴人らを除く被控訴人らと控訴人との間で、国際線については、待機(スタンバイ)に先立ち、あらかじめその対象便として指定された2つの便とその間の便でない限り、乗務する義務のないことを確認する。 (6) (1) 記載の被控訴人らを除く被控訴人らの原判決事実及び理由第一の二記載の請求,後記事実及び理由第1の2 (3) 記載の請求及び同2 (4) 記載のその余の請求をいずれも棄却する。 2 訴訟費用は、被控訴人P1、同P2、同P3、同P4、同P5、同P6、同P7、同P8、同P9、同P9の間においては、第1、2審を通じて控訴人に生じた費用の4分の1と上記被控訴人ら12名に生じた費用とを上記被控訴人ら12名を除く被控訴人ら31名と控訴人らの間においては、第1、2審を通じて上記被控訴人ら12名を除く被控訴人ら31名に生じた費用と控訴人に生じたをの余の費用とを5分し、その2を上記被控訴人ら12名を除く被控訴人ら31名の負担とし、その余を控訴人の負担とする。 する。

事実及び理由

## 当事者の求めた裁判

控訴人 1

- (1)
- 原判決中控訴人敗訴部分を取り消す。 前記(1)に係る被控訴人らの請求をいずれも棄却する。 本件附帯控訴をいずれも棄却する。 (2)
- (3)
- (4)訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人らの負担とする。

被控訴人

原判決主文第一〇項を取り消す

(4) 原判決主文第一と現を取り得り。 控訴人と被控訴人らとの間で、あらかじめ乗員交替地として定められた場所であるか否かにかかわらず、宿泊を伴う休養は、少なくとも12時間を有することを確認する。 (4) 原判決主文第一七項1及び2のうち、国際線の指定便以外に乗務する義務がないことの確認請求に関する部分

(4) 原刊次王文第一も頃「及びとのうち、国際線の指定使以外に来務する義務がないことの確認請求に関する部方を、次のとおり変更する。 控訴人と被控訴人らとの間で、待機(スタンバイ)から起用の場合、国際線については、待機(スタンバイ)に先立ち、あらかじめその対象便として指定された1便又は原判決別紙28頁請求七1(路線群の区別)記載の区分による同一の路線群に属し、かつ、出発時刻が4時間以内に予定された2便でない限り、乗務する義務のないことを確認する。 (5) 訴訟費用は、第1、2審とも控訴人の負担とする。 事案の概要

就く義務がないことの確認請求を棄却した。 そこで、控訴人は、被控訴人らの本訴請求を一部認容した原判決を不服として控訴をし、また、被控訴人らも、附帯控訴をし、勤務上の義務の履行を求められる現実的な可能性が認められない者として確認の利益を否定されて訴えを却下された被控訴人らを含め、前記第1の2(2)ないし(4)のとおり確認を求める。 したがって、当審での判断の対象は、被控訴人らの確認の利益のほか、前記①のうち、シングル編成による2名編成機で予定着陸回数が1回の場合、シングル編成による3名編成機で予定着陸回数が1回の場合及びシングル編成で予定着陸回数が2回の場合の乗務時間及び勤務時間制限に関する勤務基準、前記②の一連続の乗務に係わる勤務完遂の原則に関する勤務基準、前記④のうち、宿泊を伴う休養時間についての勤務基準、前記⑥の国内線連続乗務日数に関する勤務基準、並びに前記⑦のうち、国際線のスタンバイ指定便制度に関する勤務基準についての変更された就業規則の規定が被控訴人らに適用されるか否かである。 第3 争いのない事実等 争いのない事実等は、次のとおり補正する(なお、原判決第1分冊事実及び理由の「第六 訂正」の項一でされた補

一争いのない事実等は、次のとおり補正する(なお、原判決第1分冊事実及び理由の「第六 訂正」の項一でされた補 正も改めて掲記する。)ほか、原判決事実及び理由第二の「一 争いのない事実等」の項に記載のとおりであるから、

- 同12頁4行目の「同法施行規則」を「同法施行規則一五七条の三(平成一二年運輸省令第三九号による改正 (3) 前のもの)」に改める。
- . (4) 同13頁9行目の「また、航空法一〇四条は,」から同14頁1行目までを「また,航空法一〇四条(平成一 -年法律第七二号及び同第一六〇号による改正前のもの)は,運航規程等の認可について次のとおり規定している。」 (4) に改める。
- (5) 同14頁9行目の「航空法施行規則では、」を「航空法施行規則二一五条(平成六年運輸省令第五三号,平成一一年運輸省令第四〇号及び平成一二年運輸省令第三九号による改正前のもの)及び同規則二一六条(平成一二年運輸省令第五三号による改正前のもの)は次のとおり規定している。」に、同頁11行目の「第二百十三条」を「第二百十五条」に、同15頁6行目の「第二百十四条」を「第二百十六条」にそれぞれ改める。 (6) 同16頁の表上欄の「二」部分を「二、「第二百十四条」を発表して表表目の形容に支援されております。「第二百十四条」を「第二百十四条」を「第二百十四条」を「第二百十四条」を「第二百十四条」を「第二百十四条」を「第二百十四条」を「第二百十四条」(100年)を「第二百十四条」(100年)を「第二百十四条」(100年)を「第二百十四条」(100年)を「第二百十四条」(100年)を「第二百十四条」(100年)を「第二百十四条」(100年)を「第二百十四条」(100年)を「第二百十四条」(100年)を「第二百十四条」(100年)を「第二百十四条」(100年)
- に改め、同表下欄3行目から同5行目にかけての「客室乗務員の乗務割は客室乗務員の職務に支障を生じないように定
- は、「同ない。」では、「日から向づけられている」では、「日本のであり、」を削る。 (7) 同17頁3行目の「と定められている。」を削り、同頁9行目の「規定されている。」を「規定されていたが、同基準は、航空局技術部運航課長作成の平成12年1月31日付け運航規程審査要領細則(空航第78号、平成12年2月1日から適用)により廃止され、乗務時間制限は同細則で規定されている(乙三〇二の一ないし三)。」に、同日本での「別表(別紙)」を「原判決別紙「航空局技術部長通達(平成4年)別表(原判決第1分冊別紙29頁)」 にそれぞれ改める。
- 同23頁4行目の「別紙(運航規程上乗務時間及び勤務時間の基準表)」を「原判決別紙「運航規程上乗務時 間及び勤務時間の基準表」(原判決第1分冊別紙30頁)」に改める。 (9) 同31頁7行目の「(なお、」から同8行目の「参照)」までを削る。

(10)同34頁3行目の「締桔」を「締結」に、同35頁6行目の「瑞を発した」を「端を発した」にそれぞれ改 める。 (11)

- (11) 同38頁末行の「支度科」を「支度料」に改める。 (12) 同40頁3行目の「平成五年年」を「平成五年」に改め、同頁5行目の「及び④」及び同頁9行目の「及び ①、⑫」をそれぞれ削る。
- (13) 同46頁6行目の「別紙「別表1」参照」を「原判決別紙「別表1」参照(原判決第1分冊別紙42頁)」 に改める。
- (14)「4)<sup>、</sup> 同47頁5行目の「別紙「別表2」参照」を「原判決別紙「別表2」参照(原判決第1分冊別紙42頁)」 「同頁8行目の「別紙「別表3」参照」を「原判決別紙「別表3」参照(原判決第1分冊別紙42頁)」にそれぞれ 改める。 (15)
- 同53頁4行目の「別紙「別表4」参照」を「原判決別紙「別表4」参照(原判決第1分冊別紙42頁)」 に改める。
- へんで。 1 6 ) 同55頁2行目の「別紙「別表2」参照」を「原判決別紙「別表2」参照(原判決第1分冊別紙42頁)」 「同頁5行目の「別紙「別表3」参照」を「原判決別紙「別表3」参照(原判決第1分冊別紙42頁)」にそれぞれ (16)
- 改める。 (17) 同60頁3行目の「別紙「別表5」参照。」を「原判決別紙「別表5」参照(原判決第1分冊別紙42頁) 」に改める。
- | 同61頁3行目の「別紙「別表6」参照」を「原判決別紙「別表6」参照(原判決第1分冊別紙43頁)」 (18)

に改める。

- 同62頁7行目から8行目にかけての「別紙「別表7」参照」を「原判決別紙「別表7」参照(原判決第1 (19)分冊別紙43頁)」に改める。
- (20) 同62頁末行から同63頁1行目にかけての「別紙「別表8」参照」を「原判決別紙「別表8」参照(原判 決第1分冊別紙43頁)」に改める。
- (21) 同84頁10行目の「終了の日を持って」を「終了の当日をもって」に、同85頁9行目から10行目にかけての「別紙「別表9」参照」を「原判決別紙「別表9」参照(原判決第1分冊別紙43頁)」にそれぞれ改める。 (22) 同86頁10行目の「別紙「別表10」参照」を「原判決別紙「別表10」参照(原判決第1分冊別紙44 頁)」に改める。

- (23) 同87頁9行目の「川根・小孩・し」を無」を「小門の別様・小孩・し」を無くが門の別様・小孩・し」を無くのとは、は、これのである。
  (24) 同91頁1行目の「二八頁まで」を「九〇頁,九四頁」に改める。
  (25) 同93頁7行目の「二八頁まで」を「二九頁」に改める。
  (25) 請求原因(当審で追加された主張は後記第5で付加する。)
  (1) 被控訴人らは、控訴社工及び航空機関士又は航空機関士として勤務している運航乗務員である。
  (2)ア 控訴人は、即操縦士及び航空機関士の労働条件の基準(多定める就業規則として本件就業規程を制定し、平成5年10月22日にこれを改定し、同年11月1日施行した。
  イ この改定後の本件就業規程は、一連続の乗務に係わる勤務における乗務時間及び勤務時間の制限に関する勤務基準(当審での審判対象は、シングル編成による2名編成機で予定着陸回数が1回の場合及びシングル編成による2名編成機で予定着陸回数が1回の場合が1回の場合及びシングル編成で予定着陸回数が1回の場合の乗務時間及び勤務時間に関する勤務基準の事業に係わる勤務等とで予定者を回数が1回の場合の乗務時間及び勤務時間に関する勤務基準にで予定者時間に関する勤務基準について、前記第3で引用した原判決事実及び理由第二の一の5(原判決第2分冊42頁以下)のとおりに定めていて、前記第3で引用した原判決事実及び理由第二の一の5(原判決第2分冊42頁以下)のとおりに定めていたので、被控訴人らに適用されると主張している。
  (3) 勤務協定及び改定前の本件就業規程は、前記(2) イの各点の勤務基準につき、原判決事実及び理由第二の一の5のとおりに定めていたので、被控訴人らの上記各点についての勤務基準は勤務協定(改定前の本件就業規程も同じ内容であった。)のとおりである。
  (4)ア 乗務時間制限及び勤務時間制限をはじめとする前記(2) イの各点の勤務基準は、運航の安全、運航乗務員の生命、身体の安地である。

- (4) ア 乗務時間制限及び勤務時間制限をはしめとする則記(2)1の日本の財産とは、 大阪の公主、 大阪の生命、身体の安全に係わるものである。 イ したがって、控訴人は、改定後の本件就業規程の規定中上記の各点の勤務基準を定める部分について安全性の合理的根拠を主張立証することを要する。 (5) ア 本件就業規程の改定による前記(2)1の各点に関する勤務基準の変更は、従前の労働条件を不利益に変更するものである。不利益の具体的内容は、後記第5のとおりである。 イ したがって、控訴人は、本件就業規程の変更の必要性及び内容自体の合理性を主張立証し、被控訴人らが受ける不利益性を考慮してもなお本件就業規程の変更に合理性があるということができなければならない。 (6) よって、被控訴人らは、前記(2)1の各点に関する勤務基準について、改定後の本件就業規程が定めている勤務基準に基づく勤務上の義務の不存在確認を求めるとともに、勤務基準の内容の確認を求める。 言求原因に対する認否
- 2 請求原因に対する認合 (1) 請求の原因(1)の事実のうち、被控訴人P3、同P4、同P6、同P1、同P5、同P8、同P7、同P9 及び同P2(以下「被控訴人P3ら9名」という。)が副操縦士であることは否認し、また、被控訴人P10、同P1 1及び同P12(以下「被控訴人P10ら3名」という。)が航空機関士であることは否認し、その余の事実は認める。被控訴人P3ら9名は、原審口頭弁論終結当時副操縦士であったが、その後機長に昇格している。また、被控訴人P10ら3名は、原審口頭弁論終結当時就空機関士であったが、その後先任航空機関士に昇格している。 (2) 同(2)ア及びイの事実は認める。同(2)ウの事実のうち、控訴人が、被控訴人P3ら9名及び被控訴人P10ら3名に本件就業規程の規定が適用されると主張していることは否認し、その余の事実は認める。
- 同(3)の事実は認める。 (3)
- (3) 同(3) の事実は認める。 (4) 同(4) の主張は争う。 (5) 同(5) アにつき、本件就業規程の変更により被控訴人らのうちに一部不利益を受ける者がいることは否定は しないが、本件就業規程の変更による勤務基準の変更内容は一様ではなく、不利益の内容とその性質を的確に認識する 必要がある。これらの点は、後記第5において主張する。 (6) 同(6) は争う。

- (6) 同(6)は争う。
  3 抗弁及び控訴人の主張の骨子
  (1) 被控訴人らのうちには、後記第5において主張するとおり確認の利益を欠く者がいる。
  (2) 控訴人は、平成3年以降、業績が悪化し、構造的な高コスト体質を改善して国際的な競争力を強化するために、抜本的な企業構造の改革を行わなければならず、本件就業規程の変更を行わなければならない差し迫った高度の必要性があった。本件就業規程の変更によって一部労働負荷の増加が生じたが、それに見合うだけのコスト削減が実現されているから、本件就業規程変更の合理性が認められる。詳細は、後記第5において主張するとおりである。
  4 抗弁に対する認否
  後記第5において主張するとおりである

後記第5において主張するとおりである。

争点

- (1)
- が、本訴請求における確認の利益の有無 被控訴人らのうち、本件就業規程の改定後に機長又は先任航空機関士に昇格した者は確認の利益を有するか。 被控訴人らのうち、本件就業規程の改定当時は運航乗務員訓練生であり、その後運航乗務員になった者は確認の利 益を有するか。
- 本件就業規程の変更の合理性に関する判断枠組みの如何と変更後の本件就業規程の内容自体の合理性の判断の (2) 当否
- 本件就業規程の変更の合理性の有無 (3)
- シングル編成による2名編成機で予定着陸回数が1回の場合の運航についての乗務時間及び勤務時間制限の変更の 合理性の有無
- (ア) (イ) (ウ)
- スポート 
  、アース 
  スポート 
  、アース 
  スポート 
  、アース 
  、アース
- 変更された内容自体の相当性代替措置の有無
- (**I**)
- (才) 労働組合等との交渉経過
- シングル編成による3名編成機で予定着陸回数が1回の場合の運航についての乗務時間及び勤務時間制限の変更の 合理性の有無

前記アと同様の項目について

ウ シングル編成で予定着陸回数が2回の場合の運航についての乗務時間及び勤務時間制限の変更の合理性の有無前記アと同様の項目について

一連続の乗務に係わる勤務完遂の原則に関する勤務基準の変更の合理性の有無

前記アと同様の項目について

国内線連続乗務日数に関する勤務基準の変更の合理性の有無

オ 国内線建続来務日数に関する勤務基準の変更の管理性の有無 前記アと同様の項目について カ 宿泊を伴う休養における最低休養時間の保障に関する勤務基準の変更の合理性の有無前記アと同様の項目について キ 国際線のスタンバイ指定便制度に関する勤務基準の変更の合理性の有無 前記アと同様の項目について 第5 争点に対する当事者の主張 別紙「第5 争点に対する当事者の主張」のとおり。 第6 当裁判所の判断

別紙「第6 当裁判所の判断」のとおり。

結論

第7 結論 被控訴人らの本件訴えのうち、被控訴人P1外11名の本件訴えは不適法であるから、これを却下することになる。 被控訴人P1外11名を除く被控訴人Sの控訴人に対する請求のうち、控訴人との間で、シングル編成による予定着 陸回数が1回の場合(2名編成機も3名編成機も含む。)で、連続する24時間中、乗務時間9時間を超えて、又は勤務時間13時間を超えて予定された勤務に就く義務のないことの確認請求、シングル編成で予定着陸回数が2回の場合、連続する24時間中、乗務時間8時間30分を超えて、又は勤務時間13時間を超えて予定された勤務に就く義務のないことの確認請求及び国内線について連続3日を超えて乗務に就く義務のないことの確認請求は、いばれも理由が102(4)記載の国際線のスンバイ指定便制度に関するも、控訴人との間で、国際線については、待機の24)に先立ち、あらかじめその対象便として指定され、そのつき、控訴人との間で、国際線については、待機のないことの確認を求める限度で理由があるから、これを認った。これを棄却すべきであり、さらに、原判決事実及び理由第一の二記載の請求及び前記第1の2(3) 記載の請求は、いずれも理由がないから、これを棄却すべきである。 よって、原判決中以上の結論と異なる部分は相当でないから、本件控訴及び本件附帯控訴に基づき、原判決主文第二

、よって、原判決中以上の結論と異なる部分は相当でないから、本件控訴及び本件附帯控訴に基づき、原判決主文第二項、第三項、第八項、第一〇項、第一六項並びに第一七項の1及び2(ただし、原判決事実及び理由第一の七2記載の請求に関する部分を除く。)を以上のとおり変更することとし、主文のとおり判決する。 東京高等裁判所第14民事部

裁判長裁判官 西田美昭

裁判官 大段亨裁判官 伊藤正晴

当裁判所の判断 第6

第6 当裁判所の判断
1 本訴請求における確認の利益
(1) 基本的な考え方
本件は、被控訴人らが控訴人に対し、本件就業規程の定める勤務基準(以下「労働条件の基準」ともいう。)のう
ち、本件は、被控訴人らが控訴人に対し、本件就業規程の定める勤務基準(以下「労働条件の基準」ともいう。)のう
ち、本件就業規程の改定により新たに設定された勤務基準に基づく勤務上の義務が存在しないことの確認を求める訴訟
である。確認訴訟は、紛争となっている現在の権利ないし法律関係の存在してに立て確定することによって、現
在の権利ないし法律関係をめぐる紛争を抜本的に解決する訴訟類型であるから、被控訴人らが本件就業規程の改定により新たに設定された勤務基準に基づく勤務上の義務の不存在を主張し、控訴人がこれを争っている場合には、被控訴人らにおいて本件就業規程の改定により新たに設定された勤務基準に基づく勤務上の義務が存在しないことの確認を求め
る利益があるというべきである。

りにおいて本件就業規程の定める動務上で設定された動務基準に基と、「全勤務上の義務が存在しない。との確認を求める利益があるというべきである。 利益があるというべきである。ま実等及び本件就業規程5条2項(甲4)によれば、本件就業規程の定める勤務上の義務が存在しない。とのを関すという。)を作成でする際の基準となる。とが認められ、この乗務等の勤務を定める乗務制(以下「動務割」ともいう。)を作成する際とになる。その意味では、乗務割に基づく被控訴人らの労働契約上の具体的な勤務上の義務が現実化することに考え。その意味では、乗務割に基づく被控訴人らの労働契約上の具体的な勤務上の義務が認めることとも考え得のが、乗務割は毎月作成され、その内容が一定しているとは認められないので、乗務別に基づく被控訴人らら労働契約上の具体的な動務上の義務が認めることに考え得のが、乗務割は毎月作成され、その内容が一定しているとは認められないので、乗務別に基づく被控訴人らら勤務をでは、本件訴訟ので、をでは、被控訴人との動務の不存在を確認することは困難である。弁論の全趣旨によれば、本件訴訟ので、そのようなが、控訴人を受け、中、本件就業規程の改定によりによっておいるとはにありが、をしておいるとはにありが、を関係を一般的に取り上げ、これを履行中、本件就業規程の改定によりによっておいるのがよる。の前提を一般的に取り上げ、これを履行を表表を受け、これを認められ、これを履行を表表をしておいて争いがある。本件就業規程に基立のより新たに設定された勤務を一般的に取り上げ、これを履行を表表を関対しておいて争いがある。(2) 被控訴人とは一般に基立ので、以下検討する。(7) 弁論の全趣旨によれば、被控訴人と10日付けで、被控訴人と5位で、被控訴人と5位で、被控訴人と10日付けで、被控訴人と5位で、被控訴人と10日のを提別といるでは対応によれば、を持続をして、対応によれば、を持続を表して、対応によれば、を持続を表して、対応によれば、を持続をして、対応によれば、を対して、対応によれに対して、対応によれに対して、対応によれば、を対して、対応によれて、対応によれて、対応によれて、対応によれて、対応によれに対して、対応によれて、対応によれに対し、またが、対し、対応によれに対して、対応によれに対して、対応によれに対し、対応によれに対しない。

かられる。 イ 本件確認の訴えの主位的請求原因は、被控訴人らが控訴人に雇用され、副操縦士又は航空機関士として勤務している運航乗務員であること、被控訴人らの労働条件は旧勤務協定及び改定前の本件就業規程の定めるとおりであること、 しかるに、控訴人が、被控訴人らには改定後の本件就業規程の規定が適用され、これを根拠に被控訴人らの労働条件は 改定後の本件就業規程の定める勤務基準のとおりであると主張していることを内容としている(前記第4の1の請求原

囚)。 しかし、被控訴人P1外11名は、現在副操縦士でも航空機関士でもなく、機長又は先任航空機関士であり、甲第4号証によれば、本件就業規程は、運航乗務員である副操縦士又は航空機関士に適用があるが、管理職運航乗務員である機長又は先任航空機関士には適用されず、その就業条件については管理職運航乗務員就業規程が適用されることが認められる。したがって、被控訴人らの上記の主位的請求原因に基づく確認請求は、運航乗務員である被控訴人らの労働条件が旧勤務協定及び改定前の本件就業規程の定めるとおりであって、改定後の本件就業規程の効力が運航乗務員である被控訴人らに及ぶと主張する控訴人との間の法律関係に争いがあると主張し、改定後の本件就業規程の定める勤務基準に基づく勤務上の義務がないことの確認を求めているのであるから、機長又は先任航空機関士に昇格し、旧勤務協定及

び改定前の本件就業規程の定める勤務基準の適用を受ける地位にはなく、改定後の本件就業規程の適用対象でもなくなった被控訴人P1外11名については、前記の主位的請求原因に基づく確認請求に関し、確認の利益を欠くというべき

基準に即した労働条件になっていたとしても、前記のとおり機長は乗員組合の組合員ではないので、勤務協定及び改正でしても、前記のとおり機長であった者については、勤務協定及び改正である、以上によれば、平成5年11月に本件就業規程が改定される以前に機長であったということはできない。の本件就業規程に定められていた内容がその労働条件、労働契約の内容であったということはできないし、また、東平成5年11月時点で未だ機長に昇格していなかった者については、動務協定及び改正であるに足りる証拠はない。したがつたた内容によって確定していたということをきないのであって、他にもなって神どということはできないのであって、他にもなって神どということはできないのであって、他にもないでは、事情には機長に昇格した際のであった。ということはできないのであるに足りる証拠はない。したができないのであって、一次をということができないのがあるに足りる証拠はない。したができないでででできないのであって、他にもなるにとりる証拠はない。したがであるに関する被控訴人らの前記主張は採用することが労働契約の内容に足りる合証拠はない。したができないのでで表示であるに関する被控訴人の前記主張は採用することが労働契約の内容に足りる合証機長等に昇格していなかった者がその後機長等に別の管理職運航乗務員就業規程によることが労働理職運航乗務員に関係を発しているを理性が記れるで変更は、対しているに関係を対しているが、対定後の管理職運航乗務員就業規程については、改定後の管理職運航乗務員就業規程については、改定後の管理職運航乗務員就業規程についるに関いて、では、現在機長等に対外11名に及ぼすことを是認のかられず、また、改定後の管理職運航乗務員就業規程については、改定前の管理職運航乗務員就業規程に定められた範囲を超えて勤務する義務がないとままする。しかしながら、被控訴人らの予備的主張に基する。しかしながら、被控訴人らの予備的主張に基する、本件就業規程によることが労働契約の内容となっていたので、同のの対象を体について、改定前の管理職運航乗務員就業規程によることが労働契約の内容となっていたので、対しながら、被控訴人らの予備的主張に基づく確認請求は、本件就業規程な定後に機長等に昇格した被控訴人P1

できない。

い。 また、控訴人は、本件確認訴訟において問題となるのはあくまで就業規則変更の合理性であるから、本件就業規程の 適用を受けることが運航乗務員としての労働条件の新たな設定である場合には、変更の合理性を問題とする基盤に欠け ると主張する。しかし、前記のとおり、本件就業規程の改定後に運航乗務員訓練生から運航乗務員となった被控訴人P 13外11名については、運航乗務員として新規に採用されて本件就業規程が適用されるという場合とは異なり、運航 乗務員訓練生は、運航乗務員ではないものの、近い将来運航乗務員に昇格すれば、改定前の本件就業規程の規定する勤 務基準が労働契約の内容になることを期待し、同勤務基準が労働契約の内容になることにつき法律上の利害関係を有し て、控訴人の上記の主張は採用することができない。 て、控訴人の上記の主張は採用することができない。 (4) その他の確認の利益

(4) その他の確認の利益 ア 運航乗務員の資格,所属,控訴人における乗務の実態等について (ア) 現在の航空法によれば,以下のとおり規定されている。 国土交通大臣(なお,本件就業規程改定当時は運輸大臣。以下同様)は,申請により,航空業務を行おうとする者に

た者でいれば、機長として乗り組んではならない(同法72条1項)。 ここのの15月、原著原告界25の原務第22回証人調書29項)によれば、運輸無務員に対するようならない(同法73月、1220、200の1月月、200の1月月、200の1月月、200の1月月、200の1月月、200の1月日、1220、200の1月日、1220、200の1月日、1220、200の1月日、1220、2000の1月、1220、2000の1月、1220の1月、1

777運航乗員部は第1路線室、第2路線室に拡大し、担当路線も香港、北京、上海、クアラルンプール等の国際路線が増えたことが認められる。
(オ) 証拠(甲253,270,592,1083,1092の1の45頁ないし47頁,1107の1,1218,1229)及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。
a 機長、副操縦士、航空機関士は保有する資格により乗務する機種が特定されるが、運航乗務員にとって所属する機種毎の運航乗員部、路線室は固定不変のものではない。機種の退役、新機種導入、特定機種の機材数の増減などにより、各機種を運航するのに必要な運航乗務員を確保するために運航乗務員の機種移行が行われ、機種移行により機種毎に設定されている運航乗員部を移動することになる。控訴人の運航乗務員(機長、先任航空機関士を除く。)の約半数の者が2年又は3年に1回の割合で機種移行を経験しているし、10年以上機種移行を経験しない運航乗務員は10%程度に過ぎない(甲253)。機種移行に要する期間は、未経験の機種に移行する場合で約6か月、経験したことのある機種に移行する場合で約3か月である。なお、航空機関士は、乗務機種がB747とDC10の2機であるから、機種移行は操縦士ほど行われていないが、DC10は退役時期が近いことからDC10の航空機関士はいずれB747へ移行することが予想される。

乗員部の規模の拡大や減少によって機種ごとの担当路線は変動されており、前記のとおりB777、B767の各

工作品がにおけるこの間のということが認められる。 イ 確認訴訟は、前記のとおり現在の権利ないし法律関係の存否を既判力をもって確定して現在の権利ないし法律関係をめぐる紛争を抜本的に解決する訴訟類型であるから、確認の対象は、原則として現在の権利ないし法律関係である必要があり、未だ具体化・現実化していない将来の権利ないし法律関係は、将来変動する可能性があるので、確認の利益を欠くというべきである。

いる。 証拠

が相当である。

就業規則変更の効力に関する判断基準

することができない。

- 3) 小括 したがって, (3) 小枯したがって、以下、当審で判断の対象になっている改定された本件就業規程により新たに定められた勤務基準ごとに、当該勤務基準を定める規定が、その必要性及び内容の両面からみて、それによって労働者が被ることになる不利益の程度を考慮しても、なお当該労使関係における当該規定の法的規範性を是認することができるだけの合理性を有するものであるか否か、具体的には、① 本件就業規程の改定によって労働者である運航乗務員が被る不利益の内容及び程度、② 使用者である控訴人側の本件就業規程改定の必要性の内容及び程度、③ 改定後の本件就業規程が定める勤務基準の内容自体の相当性、④ 代償措置その他関連する他の労働条件の改善状況、⑤ 労働組合等との交渉の経緯、他の労働組合又は他の従業員の対応、⑥ 同種事項に関する我が国や諸外国における状況等を検討し、当該勤務基準を定める規定が合理的なものであるか否かを判断する。3 シングル編成による2名編成機で予定着陸回数が1回の場合の運航についての乗務時間及び勤務時間の制限を変更した規定の全理性の有無
- した規定の合理性の有無
- (1) 不利益の有無 内容及び程度
- ア(ア) 前記第3の争いのない事実等(原判決第2分冊47,54及び55頁、原判決第1分冊別紙42頁の別表 2)によれば、勤務協定(同じ内容が改定前の本件就業規程にも定められていた。)では、シングル編成で予定着陸回 数が1回の場合、連続する24時間中乗務時間9時間、勤務時間13時間を超えて予定してはならないと定められてい

名編成機の場合、3名編成機と同様に、シングル編成で予定着陸回数が1回の場合、一連続の乗務に係わる勤務における乗務時間は、最大で11時間、勤務時間は最大で15時間を超えて予定してはならないと改められたのであって、これによれば、本件就業規程の改定により、乗務時間及び勤務時間ともにその制限時間が最大で2時間延長されたことに なる。

また、改定前の本件就業規程では、シングル編成で予定の着陸回数が1回の場合、連続する24時間中乗務時間9時間、勤務時間13時間を超えて、もし、乗務時間11時間まで又は勤務時間15時間までの乗務を予定する場合には、前記第3の争いのない事実等(原判決第2分冊47、55頁、原判決第1分冊別紙42頁の別表3)によれば、マルティブル編成で運航する必要があり、この場合、ON DECK DUTY CREW以外の運航乗員に対し仮眠設備を用意しなければならないとされており、乗務員席で実際に乗務に従来していない運航乗務員は仮眠設備で同じした休息をよるこれができた。 用息しなければならないとされており、乗務員席で実際に乗務に従事していない運航乗務員は仮眠設備で仰臥した休息をとることができた(甲3の改定前の本件就業規程10条2項、甲1014の6頁以下)。しかし、後記(2)で認定するとおり、控訴人は、本件就業規程を改定することによって、マルティプル編成で従来運航していた路線をシングル編成による2名編成機で運航できるようにし、路線構成の変化や機材性能の向上等運航の実情にマッチした。より合理的な内容に見直しながら、人的生産性の向上を図り、コスト競争力を強化しようとしたものであって、改定後の本件就業規程によれば、シングル編成、すなわち、機長1名と副操縦士1名の2名の運航乗務員だけで乗務時間中は休息をとることもできないまま、運航をすることが余儀なくされることになるのであるから(甲606の1)、相当に労働密度が強化される結果となる。

が強化される結果となる。 この点につき、控訴人は、本件就業規程の改定による乗務時間及び勤務時間の制限の延長による不利益を論じる際に、オンデッキタイムを持ち出すことは的外れであり、乗務時間制限を論じる際に本件就業規程上の乗務時間の定義と無関係にオンデッキタイムを持ち出すのは誤りであると主張する。しかし、勤務協定や改定前の本件就業規程によれば、マルティプル編成でしか従来運航することのできなかった路線をシングル編成による2名編成機で運航することができるようにするため本件就業規程を改定したのであって、その結果、運航乗務員は単に乗務時間が延長されただけでなく、マルティプル編成の乗務の場合に享受することのできた休息の時間を失うことになり、運航乗務員の乗務の内容をが1回の場合の乗務時間及び勤務時間の制限に関する勤務基準の変更によって運航乗務員である被訴人らが被る不利益の内容及び程度を判断する際に考慮することができると解するのが相当である。したがって、この点に関する控訴人 益の内容及び程度を判断する際に考慮することができると解するのが相当である。したがって、この点に関する控訴人の前記主張は採用することができない。

能性のある勤務形態を論じるのではなく,実際に発生し連쏐乗務員か勤務に祝いた実績のめるものを検討すべきであると主張する。しかし,就業規則は,労使関係において法的規範性を有するもので,画一的,定型的に定められる性質のものであり,就業規則に定められた勤務基準が労働契約の内容になり,これにより使用者は就業規則に定められた勤務基準に従って労働者に対して具体的に勤務を命ずることができるのであるから,就業規則変更による不利益の有無,内容や程度は,就業準に基づき具体的に運航乗務員に対しどのように乗務ないし勤務をさせるかは,使用者として,運航上の必られた勤務基準に基づき具体的に運航乗務員に対しどのように乗務ないし勤務をさせるかは,使用者として,運航上の必要性のほか,労働者の安全や健康にも配慮する観点のように乗務ないし対務をさせるかは,使用者として,実際に運航乗務員が勤務に就いた実績や控訴人が運航乗務員に対して行った配慮は,就業規則変更による不利益変更の有無や程度の判断に直接影響を及ぼさないものと解するのが相当である。したがって,就業規則変更による不利益性を判断するにあたり実際に発生し運航乗務員が勤務に就いた実績等を考慮すべきであるとする控訴人の前記主張は採用することができない、 い。

(2)

2) 変更の必要性の有無,内容及び程度 | 本件就業規程改定に至った経緯(証拠等は,各項の末尾に記載する。) 2) | 控訴人の昭和59年度以降平成5年度までの経常損益の推移は,次のとおりであった(△は損失を示す。)。 (第3の争いのない事実等(原判決第2分冊36,37頁))

昭和59年度 220億円 昭和60年度 △ 16億円 昭和61年度 36億円 昭和62年度 3 2 4 億円 昭和63年度 436億円 平成元年度 527億円 平成2年度 248億円 平成3年度平成4年度 60億円 Δ △538億円 平成5年度 △261億円

平成5年度 ム261億円 (イ) 控訴人の業績は、昭和59年以降平成2年ころまでは、好調な経済の情勢下で、飛躍的に需要が伸びたことや原油価格が下落したことにより順調に推移しており、第1次オイルショックによる燃油の高騰により営業費用が増加した影響を受けた昭和49年度、昭和50年度にそれぞれ266億円、98億円、羽田沖事故のあった昭和57年度に271億円、御巣鷹山事故のあった昭和60年度に16億円(ただし、営業利益は192億円の黒字)のそれぞれ経常損失を計上したことがあるほかは、平成3年度に経常損失を計上するまで経常利益を上げていた。政府機関をはじめ各種の経済研究機関は、平成元年以降も我が国のGNPについて、毎年3ないし5%内外の伸びを想定しており、控訴人も年間6%の事業規模の拡大を計画していた。(乙7、12、19、36、438、弁論の全趣旨)

(ウ) ところが、旧ソ連邦の崩壊や東欧諸国の政治的経済的混迷、湾岸危機による原油価格の高騰や湾岸戦争等により、平成3年ころから世界経済は低迷を深め、日本においても、個人消費と民間設備投資の滅退は景気後退の度を強か、パブル経済の崩壊をもたらすこととなった。こうした経済情勢に航空需要に多大な影響を及ぼし、その結果、になり、営業損益に関しても、それぞれ129億円、481億円、293億円の営業損失を計上し、特に平成4年度には、営損失481億円、経常損失538億円と、控訴人の創業以上、29億円の営業損失を計上し、過去に控訴人が終党を投資しても、それぞれ129億円、481億円、293億円の営業損失を計上し、過去に控訴人が経済した。ところは、29億円、481億円、293億円の営業損失を計上した場合には、営損失を計上した際は売上高は若干なりとも増加していたのが、平成3年度から平度にかけて、売上高も、それぞれ対前年度比0.4%、7、審証人P46の原蓄等7回証人調書を関すのより、1024、乙12ないし16、437、439、原審証人P46の原蓄等第7回証人調書を関すの主要しても、第2項ないし64項、弁論に対す、世界的に深刻でマ約前年度比0.4%、7、審証人P46の原蓄等第で回証人調書を関すないし64項、弁論に対していた。近の発表方の低迷が世界の航空事に与えた影響は大名、特に国療総における状況は、世界的に深刻でマがカリ、1CAOの発表によれば、1991年の旅客輸送量は1CAOの発足以来(第2次大戦後)初めて国際総がマペイナス4、1%を記録によりも経常利益を計算していた。一方、旅客キロ(PPK)が3、5%6%に対していた。しかも、控訴人の売上げの内訳は、国際線の旅客の、一方、旅客キロ(PPK)が3、5%6%にであり、日本発着国際線の供給シェアも昭和56年(19881年)度に34%であったものが、平成2年度には全体しており、日本発着国際線の供給シェアも昭和56年(1988年を受け、国際線にジロ・2年度には25%が、世界の経済情勢、日本のパブル経済の崩壊の影響を受け、国際線にジロ・2年度には分別を全体をとしまいが開発していた。ところが、世界の経済情勢、日本のパブル経済の崩壊の影響を受け、国際線に対し、20%2年度には対前年度比マイナス3、2%6次8年度には対前年度比でイナス1、0%6、手荷特別の営業収入は、昭和55年度は対前年度比2、7%の増加にとどまり、前年度はフィース3、435、439、原審部にイトス5、120歳日に対していた。ところが、世界の経済は対いではながかった。ところが、20%1年度にはかかった。とでは対対に対していた。とでは対対に対していた。ところが、20%1年度には対対に対していた。ところが、20%2増加していた。営業収入水準が最も高かった平成2年度の旅客数と比較すると、必ずしも減少し続けていたのの、旅客数全体でみると、必ずしも減少し続けていた度に対対が、20%と増加していた。ところが、20%と増加していた。ところが、20%と増加していたのの、20%と増加していたの、20%と増加していたの、20%と増加していたのの、20%と増加していたのの、20%と増加していたの、20%と増加していたの、20%と増加していたのの、20%と増加し、20%と増加し、20%と対対が、20%と対対が、20%と対対が、20%と対対が、20%と対対が、20%と対対が、20%と対対が、20%と対対が、20%と対対が、20%と対対が、20%に対 20%と増加している。

いる。この物的生産性の向上は、主としてジャンボ機保有比率の拡大と国際路線の長大化に伴う1回当たりの飛行距離の伸び、さらには昭和60年以降の大型機の積極的導入によってもたらされた。しかし、平成5年当時においては、大型機比率や平均飛行距離の拡大は限界に達し、さらなる生産性向上をいかに図るかが課題になっていた。(甲51、乙5)(ケ) 航空運送事業は、航空機の購入をはじめ巨額の設備費を必要とし、その借入金に対する支払金利が巨額の営業外損失となるという構造的体質を持っている。控訴人は、平成元年度までは毎年200億円台の巨額の営業外損失をを計上しているが、その大部分は金融収支の損失であり、航空機の売却等で営業外収益を計上できる場合にその赤字を計上しているが、その大部分は金融収支の損失・平成3年度は、受取利息及を計上できる場合にその赤字をが小さくなったり、黒字に転化したりしてきた。平成2年度、平成3年度は、受取利息及を計上できる場合に後円と膨れ上がっていたため、営業外損失も小幅の赤字ないしと急増し、金融収支は260億円分から350億円と膨れ上がっていたため、営業外損失も小幅の赤字ないしと急増し、金融収支は260億円分ら350億円の赤字となった。もっとも、平成4年度には所有株式の売却等により343億円の営業外収益、平成5年度には266億円の航空機材売却益をそれぞれ計上したため、営業外損益は57億円の赤字ないし31億円の黒字となった。(甲1015の2の9頁、乙12ないし15、18、34、437、原審証人P46の原審第7回証人調書65項ないし80 015の2の9頁, 乙12ないし15, 18, 34, 437, 原審証人P46の原審第7回証人調書65項ないし80項, 弁論の全趣旨)

の赤門の (1 年) 2 年 (1 年) 2 年

(ス) 控訴人は、平成5年1月29日、「人件費関連施策について」と題する文書(乙10)を乗員組合を含む全労 働組合に提示し、人件費関連施策を全社的に実施していくことを理解してもらうとともにその全体像を示し、併せて各

第8回証人調書111項ないし116項) 第8回証人調書111頃ないし116頃) (夕) 定期航空運送事業は、国内経済の深刻な不況の影響を受け、平成6年8月1日から1年間、国の行う雇用安定 事業の一環とする制度である雇用調整助成金の対象業種としての指定を受けた。また、世界的に見ても、英国航空以外 の欧米各社は、1990年代に入ってから軒並み大赤字となった後、レイオフを含む大幅な人員削減や賃金制度の改 革、サービスの外注化等の合理化策に積極的に取り組み、コスト競争力を強めた結果、平成6年度に黒字化している。 英国航空については、既に昭和55年から昭和58年にかけて1万7000名もの人員削減という大きな様と内容、日本 

本利益率(1年間にわたって投下された資本額に対する利益あるいは損失)で、平成4年度の控訴人の損益をみると、経常損失でマイナス3.2%、営業損失でマイナス2.8%であり、経常損失では、昭和49年度のマイナス9.7%、昭和57年度のマイナス4.3%を下回り、営業損失では、昭和49年度のマイナス8.2%を大幅に下回り、昭和57年度のマイナス1.3%を若干上回る程度であるから、平成4年度の経常損失、営業損失を資本利益率でみると、それほど大きなものではない自主機する。

ひり、国際線型機材は15年、国内線型機材は13年)に改定され、その結果、損失の発生が削減され、さらに平成9年にも航空機の償却期間(機種別に13年ないし22年)が延長されたことが認められる。そして、航空機の減価償却期間が短ければ、それだけ償却される費用が大きくなるので、営業利益は少なくなるところ、減価償却期間をどのように定めるかは基本的には企業の経営方針等の自主的な判断に委ねられており、当初予定によるなで、何用年数と現在以降の経済的使用可能予測期間との乖離が明らかにときは耐用年数を変更しなければよるない(甲11120)を表 経済的使用可能予測期間との非離が明らかになったとざは耐用年数を変更しなければならない(甲1112の1の8 頁、1126)が、控訴人においては平成4、5年度までは税法上の耐用年数に基づいて会計処理がされていたもので あって(甲1112の1の8頁によれば、実際上は税法上の法定耐用年数によるものが少なくない。)、その継続され た会計処理において前記のとおり連続して営業損失や経常損失を計上したのであるから、危急存亡の経営危機にあった とまではいえないとしても、平成5年当時の控訴人の経営状況は何らかの対策を必要とする程度に悪化していたという ことができる。被控訴人らは、平成9年に変更された航空機の減価償却期間が国際水準にかなうものと主張するとこ ろ、確かに変更前の控訴人の耐用年数は、甲第1000号証によって認められる平成8、9年当時の他の航空会社の耐 用年数に比べれば短いものであったが、他の航空会社の耐用年数も必ずしも一定していないのであって、何をもって国

用年数に比べれは短いものであったが、他の航空会社の耐用年数も必ずしも一定していないのであって、何をもって国際水準というのか不明である。 したがって、被控訴人らの前記主張は採用しない。 g 以上によれば、本件就業規程を改定した平成5年当時控訴人の経営状況は、倒産の危機に瀕していたということはできないとしても、少なくとも控訴人が経営者として危機意識を持ち、早急に何らかの対策をとる必要のある経営状況にあったというべきである。 (イ) 本件就業規程の改定の有効性

率の向上を図るという目的との関係で有効なものであったか否かについて検討する。

率の向上を図るという目的との関係で有効なものであったか否かについて検討する。 控訴人においては、前記アのとおり平成3年度から平成5年度にかけて、売上高がそれぞれ対前年度比り、4%、2%、5、0%減少しており、これを控訴人の収入のうち、その65%を占める国際線の旅客収入・11.0%、12%、5、0%減少しており、これを控訴人の収入のうち、その65%を占める国際線の旅客収入・11.0%、11.

のはた、ハブル経済間接のみならり、控訴人の国際競争力の相対的也下及び埋員単価、りなわられ一ルドの低下にもあったということができる。なお、被控訴人らは、イールドの低下は、航空運賃の低廉化が需要を喚起し航空旅客の増加をもたらすので、イールドの低下をもって、経営悪化の要因と捉えるのは誤りであると主張する。しかし、イールドの低下が航空運賃者の低廉化による旅客の増加と関係があるとしても、イールドの低下には様々の要因が考えられ、前記認定のとおり消費者の低価格志向や航空会社間の価格競争の激化というあって、イールドが低下し、控訴人の国際競争力も相対的に低したとすれば、当然営業収入が減少する結果になるので、イールドの低下も控訴人の経営悪化の要因というべきである。したがって、被控訴人としてはイールドの低下について何らかの対策をとる必要があったというべきである。したがって、被控訴人らら、抵収入単価についてできない。 特販費(特別販売促進費)について、控訴人のは、低収入単価は巨額の特販費(特別販売促進費)の投入によって控訴人自らが作り出したものであり、巨額の特販費のわずかな部分を削減するだけで、控訴人の業績の悪化は回避できるので、本件就業規程を改定する前に特販費の問題を解決すべきである旨主張する。 (a) 証拠(甲30ないし34、151、206、214、1000、1009、乙79、84)及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。 (a) 証拠(甲30ないし34、151、206、214、1000、1009、乙79、84)及び弁論の全趣旨におれば、次の事実が認められる。会計上は、これを控除した上で売上げを計上するという「収入戻し」の会計処理が認められているため、このような会計処理をした場合には特販費の具体的な金額はどの帳簿にも記載されていないことになら、グンピング)とは異なる。会計上は、これを控除した上で売上げを計上するという「収入戻し」の会計処理が認められているため、このような会計処理をした場合には特販費の具体的な金額はどの帳簿にも記載されていないことにないて推計(平成6年度以降)したところによれば、次のとおりである。 昭和61年度 651億円

651億円1007億円 昭和61年度 昭和62年度 昭和63年度平成元年度 1700億円 1700億円 平成2年度 2200億円 平成3年度 2300億円 平成4年度 2300億円 平成5年度 2600億円 平成6年度 2100億円 平成7年度 2500億円 平成8年度 2900億円 平成9年度 3188億円

平成10年度 3250億円

平成10年度 3250億円 以上のとおり、特販費は、年々増加傾向にあり、控訴人の経常損失が最も大きかった平成4年度についてみると、損失額538億円は売上高の5.2%であるのに対し、特販費は22.2%となっている。 控訴人が特販費の投入を行うようになった目的は、業界における商取引上の一般的な慣行が存在する上、もともオフ期の販売促進が目的であったが、円高メリットを利用して価格攻勢を強める外国他社への対抗策にもなった。しかし、この特販費の多寡が反映されるパック旅行の価格は控訴人を利用する場合高額に設定されているほか、平成9年6月21日付け「週刊ダイヤモンド」に掲載された旅行社1526社を対象としたアンケート結果によれば、控訴人の料金に対する評価は、主要航空会社54社中最低であった。また、同誌には、ヨーロッパ路線についての販売報奨金の記載があるが、それによれば、日系エアラインは片道正規料金43万7400円に対し4万円、欧州系中堅エアラインでは10万円を支払っている旨記載されている。 (b) 前記認定のとおり、特販費が年々増加する傾向にあり、特販費は、代理店との交渉裁量によりその額を決定することができる上、会計上控除して売上げを計上することが認められていることから、それ自体違法であるというさないものの、帳簿に記載されないため、それが適正なものであったかどうかについて後に検証することができないもので、そうした支出の方法の当不当の問題が生じる余地はある。

はできないものの、帳簿に記載されないため、それか適正なものであったかとうかについて後に検証することができないもので、そうした支出の方法の当不当の問題が生じる余地はある。 しかし、低価格化は、前記アのとおり1990年代以降、世界の航空会社が価格政策を大きく転換させ、低価格を前面に押し出して需要の喚起とシェアの維持を図ろうとしてきた状況を無視して考えることはできず、円高を背景に外国航空会社が価格値下げ余力を獲得し、市場で激しい価格攻勢を続け、それが消費者の低価格志向にも合致した結果であり、控訴人は、むしろその対抗策として特販費を増加させなければならない状況に追い込まれていたと推認することができ、控訴人が自ら低収入単価を作り出したということはできない。また、こうした特販費の投入を控訴人が行わないとすれば、外国航空会社の価格値下げに対抗することができず、さらに売上高を減少させるおそれがあったことは、消

費者の低価格志向からしても容易に推測できることであって、被控訴人らの主張するように、単純に特販費の削減によって業績悪化を回避することができなとはいえない。すなわち、世界的な低価格化の傾向の中にあって、被控訴人らの主張するように、特販費を削減した場合、実際に控訴人が上げただけの営業収入を維持できない可能性も多分にあり、かえって営業収入が減少するおそれもあったことは否定できない。 なお、原審証人P50は、特販費が帳簿に記載されず、不明瞭な支出であることについて強く非難するものの、その必要性までは否定しておらず、原審証人P50の証言が上記判断を左右するものではない。 また、被控訴人らは、「1990年代、日本航空は広義の販売促進費、特に特販費を急増させたにもかかわらず、それに見合う集客効果も増収効果も上がっていない」というP51の意見書(甲1000)を根拠に、特販費が年々増額しているのに、事業収益に対して何らの効果も上げていないと主張するが、前記のとおり、控訴人が特販費を支出しないった場合、実際にどれだけの営業収入を上げることができたかは明らかでなく、前記で認定した実際の特販費の性格に照らして、特販費を削減した場合、営業収入を減少させた可能性も十分考えられるので、被控訴人らの前記主張はたやすく採用することができない。

かった場合、実際にとれたけの営業収入を減少させた可能性も十分考えられるので、被控訴人らに、関係に関いて、特販費を削減した場合、営業収入を減少させた可能性も十分考えられるので、被控訴人らの前記主張はたいまた。できらに、被控訴人らは、川口満の著書(甲1135)を引用し、航空会社が平成6年(1994年)4月実施の新運賃制度が定着するようにといいながら、旅行業者にボリュームインセンティブである特販費という価格破壊の資金を入るのは矛盾しており、特販費は経営を阻害自体の当否は別として、特販費がに足りる証拠はなく、被控訴人らの前記主張は直ちに採用することができない。したがつきると主張人らの前記主張は直ちに採用することができない。中のとも、控訴人が不必要なまでに特販費を投入していたというのであれば、被控訴人らの主張も根拠のないコーロのよいが、平成9年時点でさえ、控訴人の料金に対する旅行業者の評価は世界の主要航空会社中最低であり、日本のお線について、控訴人のキックバックが欧州系中堅エアラインの半額以下であることは、控訴人の特販をはないが、平成9年時点でさえ、控訴人の料金に対する旅行業者の評価は世界の主張とはであり、日本のよいが、中成9年時点であるいは不適切というべき程度の金額には関いてあるととができない。(こ)したがつて、控訴人のキックが向というべき程度の金額に足りる証拠はない。(こ)したがつて、特別というべき程度の金額に対するができるに足りる証拠はない。(1)なお、被控訴人らは、販売関連費用である代理店手数料につき、P51の意見書(甲1000)を根拠に、海外他社は代理店手数料を削減しているのに、控訴人は、1990年代を通じて営業費用項目の中に占める代理店手数料の割合が上昇していると主張するが、代理店手数料に見合う収益が上がっていれば問題はなく、また、代理店手数料の割合が上昇していると主張するが、代理店手数料に見合う収益が上がっていれば問題はなく、また、代理店手数料の業額に対すると認めるに足りる証拠はないので、被控訴人らの前記主張は採用しない。

の割合が上昇していると主張するが、代理店手数料に見合う収益が上がっていれば問題はなく、また、代理店手数料が控訴人の業績悪化の原因であると認めるに足りる証拠はないので、被控訴人らの前記主張は採用しない。 c 営業費用について (a) 前記ア(カ)のとおり、控訴人においては、昭和60年ころまでは営業費用全体の半分以下であった固定費 (機材費、人件費、不動産賃借料、広報宣伝費等)の割合が平成2年度になると変動費の割合と逆転し、変動費 (燃油費、販売手数料、整備費等)の43%に対し、固定費が57%を占めるに至り、固定費の伸びが生産量の伸びを上回るようになっている。控訴人において、損益分岐利用率(ブレークイーブン)をみると、昭和62年度以降65%を超え、平成4年度には68%に近い値になる一方、利用率(ロードファクター)は平成4年度には65%を下回り、営業レベルでいえば、収支が均衡しない状況となった。また、単位当たりコストを外国他社と比較すると、1980年代前半は欧米他社に比べて控訴人のドル建て単位当たりコストは低かったものの、1980年代後半は急速な円高により次に控訴人の単位当たりコストは上昇し、平成4年当時では、控訴人のコストは欧米他社より2ないし3割高くなっていた。

- 以上によれば、営業損益の悪化は、単位コストの上昇、すなわちブレークイーブンの上昇とロードファクターの低下 に原因があり、平成2年度以降その割合が年々増加している固定費がブレークイーブンの上昇に影響を与えたことは否 定できない。

説拠(各項の末尾に記載する。)及び弁論の全趣旨によると、次の事実が認められる。 控訴人は、生産性の向上のためには適切な事業規模の拡大が必要であるとの判断から、平成3年度においては、経

```
0項)
   ○項)

ⅱ 控訴人が、特に平成3年度に事業規模の拡大が必要と判断した理由は、まず、当時の景気低迷について、政府機関をはじめとする各種の経済研究機関と同様、深刻な事態に至ることを予想しておらず、1、2年で回復に向かうものとの見通しを持っていたこと、また、アジア地区を中心として人や物の流れは拡大傾向にあり、中長期的に見た日本の海外渡航需要は順調であろうと見られていたにもかかわらず、日本発着の国際線旅客に対する控訴人の供給力は他社に比較し、相対的に弱体化していたことである。控訴人は、シェアが大きければ販売力、価格支配力が強くなること等から、成長している市場においては、シェアを維持することが重要な経営政策であると考えていた。さらに、航空事業では、路線や便数等について行政の認可を得なければ生産量の拡大はできないが、航空機や運航乗務員の手当にはいるよりの年月が必要であり、権益配分の際に適切に対応できる体制ができていなければ他社に権を確保されてしまうから、19事情があるところ、当時三大プロジェクトという大きなビジネスチャンスが到来しつつある状況にあったことから、12年間に対応して将来の発展につなげなければならないと考えていた。(27、36、原審証人P46の原審第8回証人調書48項ないし69項)
9の年月かるところ。99、当時には1つのジェクを展にいる人では、10年の日本では、10年の日本の大力では、10年の日本の大力では、10年の日本の大力では、10年の日本の大力では、10年の日本の大力では、10年の日本の大力では、10年の日本の大力では、10年の日本の大力では、10年の日本の大力では、10年の日本の大力では、10年の日本の大力では、10年の日本の大力では、10年の日本の大力では、10年の日本の大力では、10年の日本の大力では、10年の日本の大力では、10年の日本の大力では、10年の日本の大力では、10年の日本の大力では、10年の日本の大力では、10年の日本の大力では、10年の日本の大力では、10年の日本の大力では、10年の日本の大力では、10年の日本の大力では、10年の日本の大力では、10年の日本の大力では、10年の日本の大力では、10年の日本の大力では、10年の日本の大力では、10年の日本の大力では、10年の日本の大力では、10年の日本の大力では、10年の日本の大力では、10年の日本の大力では、10年の日本の大力では、10年の日本の大力では、10年の日本の大力では、10年の日本の大力では、10年の日本の大力では、10年の日本の大力では、10年の日本の大力では、10年の日本の大力では、10年の日本の大力では、10年の日本の大力では、10年の日本の大力では、10年の日本の大力では、10年の日本の大力では、10年の日本の大力では、10年の日本の大力では、10年の日本の大力では、10年の日本の大力では、10年の日本の大力では、10年の日本の大力では、10年の日本の大力では、10年の日本の大力では、10年の日本の大力では、10年の日本の大力では、10年の日本の大力では、10年の日本の大力では、10年の日本の大力では、10年の日本の大力では、10年の日本の大力では、10年の日本の大力では、10年の日本の大力では、10年の日本の大力では、10年の日本の大力では、10年の日本の大力では、10年の日本の大力では、10年の日本の大力では、10年の日本の大力では、10年の日本の大力では、10年の日本の大力が、10年の日本の大力が、10年の日本の大力が、10年の日本の大力が、10年の日本の大力が、10年の日本の大力が、10年の日本の大力が、10年の日本の大力が、10年の日本の大力が、10年の日本の大力が、10年の日本の大力が、10年の日本の大力が、10年の日本の大力が、10年の日本の大力が、10年の日本の大力が、10年の日本の大力が、10年の日本の大力が、10年の日本の大力が、10年の日本の大力が、10年の日本の大力が、10年の日本の大力が、10年の日本の大力が、10年の日本の大力が、10年の日本の大力が、10年の日本の大力が、10年の日本の大力が、10年の日本の大力が、10年の日本の大力が、10年の日本の大力が、10年の日本の大力が、10年の日本の大力が、10年の日本の大力が、10年の日本の大力が、10年の日本の大力が、10年の日本の大力が、10年の日本の大力が、10年の日本の大力が、10年の日本の大力が、10年の日本の大力が、10年の日本の大力が、10年の日本の大力が、10年の日本の大力が、10年の日本の大力が、10年の日本の大力が、10年の日本の大力が、10年の日本の大力が、10年の日本の大力が、10年の日本の大力が、10年の日本の大力が、10年の日本の大力が、10年の日本の大力が、10年の日本の大力が、10年の日本の大力が、10年の日本の大力が、10年の日本の大力が、10年の日本の大力が、10年の日本の大力が、10年の日本の大力が、10年の日本の大力が、10年の日本の大力が、10年の日本の大力が、10年の日本の大力が、10年の日本の大力が、10年の日本の大力が、10年の日本の大力が、10年の日本の大力が、10年の日本の大力が、10年の日本の大力が、10年の日本の大力が、10年の大力が、10年の大力が、10年の大力が、10年の大力が、10年の大力が、10年の大力が、10年の大力が、10年の大力が、10年の大力が、10年の大力が、10年の大力が、10年の大力が、10年の大力が、10年の大力が、10年の大力が、10年の大力が、10年の大力が、10年の大力が、10年の大力が、10年の大力が、10年の大力が、10年の大力が、10年の大力が、10年の大力が、10年の大力が、10年の大力が、10年の大力が、10年の大力が、10年の大力が、10年の大力が、10年の大力が、10年の大力が、10年の大力が、10年の大力が、10年の大力が、10年の大力が、10年の大力が、10年の大力が、10年の大力が、10年の大力が、10年の大力が、10年の大力が、10年の大力が、10年の大力が、10年の大力が、10年の大力が、10年の大力が、10年の
     運航委託先
エバーグリーン
カンタス航空
                                                                                                            185億円
                                                                                                                                                                                                                 120億円
                                                                                                                    99億円
                                                                                                                                                                                                                         90億円
      JUST
                                                                                                                     11億円
                                                                                                                                                                                                                          2 1 億円
 JAZ
                                                                                                                     28億円
                                                                                                                                                                                                                           28億円
```

また、平成6年3月31日にエバーグリーン及びカンタス航空に対する運航委託契約の更新をしなかったことからすると、実際には、運航委託に一部不要なものがあったことも否定できない。ところで、設備投資及び運航委託は、平成2年度末、平成3年度末の5か年度の事業展望において、各5年間の事業拡大規模を年度平均6%としたことを前提に行われたものであるところ、この間の実際の事業規模の拡大が3ないし5%に止まったため、結果として、設備投資が需要を超えることになり、運航委託に一部不要なものがあったということになったのであるが、政府機関や各種経済機関が平成3年度以降もGNPについて3ないし5%の成長を続けることを予測していたこと、中長期的には日本の海外渡航需要は順調であろうと予測されたにもかかわらず、日本発着の国際旅客に対する供給シェアが低下していたところ、そのシェアの維持は極めて重要であったこと、三大プロジェクトの進展による需要の拡大が予想されたこと、一方、イールドの伸びは将来的に期待できなかったこと、三大プロジェクトに備え、機材の準備や運航乗務員の確保は短期間に行えるものではないことなどの事情に基づき、設備投資及び運航委託が行われた。 が行われた

でいるの事情からすれば、設備投資及び運航委託に関する控訴人の経営判断が直ちに誤りで非難されるべきものであるとはいえない面はあるが、結果として、設備投資が需要を超え、運航委託の一部に不要なものがあったのは前述のとおりで、それが控訴人の経営状況の悪化の一因となっていることは否定できない。 (e) なお、被控訴人らは、損益分岐重量利用率の分析によれば、控訴人の単位原価は低いので、実収単価ないし収益に問題があったと主張するが、前記のとおり、収益の面でも営業費用の面でも、改善すべき問題があったというべき

益に問題があったと王張するか、明記のこのである。
d 営業外収支について
(a) 前記ア(ケ)のとおり、航空運送事業は、航空機の購入をはじめ、巨額の設備費を必要とし、その借入金に対する支払金利が巨額の営業外損失になるという構造的体質を持っているとしても、控訴人においては、平成元年度までは毎年200億円台の営業外損失を計上し、また、平成2年度、平成3年度は営業外損失を巨額な受取利息及び配当金で補い、営業外収支も小幅な赤字ないし黒字になっていたが、平成4年度以降は受取利息及び配当金が半減する一方、支払利息は400億円以上と急増し、多額な営業外損失を予想することになっている。
(b) 既に営業費用において述べたように、控訴人は、経済成長を予想するとともに、三大プロジェクトの進展による需要の拡大を想定して事業規模の拡大が必要であるとして、積極的に設備投資を行ったが、予想に反して経済成長が現実のものとはならず、設備投資が需要を超え、それが結果として支払利息を増大させたということができる。したが現実のものとはならず、設備投資が控訴人の経営状況悪化の一因であったことは否定できない。
e ドル先物予約について
(a) 証拠(甲35の1、38、39の1及び2、43、96、132、133の1ないし3、134、135、2

の全趣旨によると、次の事実が認められる。

の全趣旨によると、次の事実が認められる。 控訴人は、昭和60年8月から翌年3月にかけて最長10年にわたる長期の為替買入予約を行った。控訴人が行った 先物予約は11年間で平均1ドル=184円で、合計約36億6000万ドルとなっている。ところが、ドル相場は控 訴人の行った予約開始から約2か月後の昭和60年9月22日のプラザ合意を機に長期の円高に転じたため、結局は、 為替差損が発生した。各年度に発生した為替差損の推計額は次のとおりであり、決済が終わって確定した平成6年度分 までの実損の総額は約1763億円で、その後の平成7年度、平成8年度の損失見込み推計額(確定していると思われるが、その確定額は証拠上不明。)を加えると、損失は約2200億円に達する。 予約年度 ドル予約額 レート 実勢レート 為替損益推計 (百万ドル)(四) (四) (億四 未満4捨5入)

(円) (億円, 未満4捨5入) /// (円) (百万ドル) 221.68 159.88 昭和60 3 184 101 6 1 195 191 323 138.45 170 6 2 2 1 1 63 3 3 1 192 128.27 平成 元 3 3 1 192 142.82 163 332 191 141. 5 2 164 326 133.31 3 186 172 124. 73 107. 79 3 3 1 203 4 186 5 393 184 300 3 4 7 179 98. 5 9 279 6 ////// 171 488 4 3 9 8 168 155 見込み額

8 168 155 ///// 見込め観 控訴人が為替予約をしたのは、変動相場制の下で、外貨取引の非常に多い企業では常に為替リスクにさらされるため、為替の変動によって被りかねない損失に備え、リスクヘッジのために一般的に為替予約を行っているところ、控訴人も航空機の購入等により恒常的に大量のドルを必要としているので、リスクヘッジのためであった。そこで、控訴人は、将来必要とされるドル需要の3分の1については為替予約を行った。将来必要とされるドル需要の3分の1について為替予約を行ったのは、為替相場が予約条件に照らし不利な方向に進んでもそれは3分の1に止まり、残り3分の2は逆に有利になるからである。しかし、10年間もの長期予約であることについては、監査役が「極めて危険」と警告

していた。 ところで 控訴人では、昭和56年度にドル建て・マルク建てで長期為替予約を行い、これにより54億円の差益を

そこって、控訴人では、昭和56年度に下ル建て・マルク建てで長期高省予約を行い、これにより54億円の差価を得たことがあり、同年度は羽田沖事故による需要減退があったため経常利益が2億円しかなかったにも関わらず、ドル建て・マルク建て長期為替予約差益が54億円生じたため、配当が可能となった。 なお、昭和61年度から為替予約したドルは、航空機購入の支払に充てられ、帳簿上は差損が表面化せず、実損額も決算報告されていないが、円換算では1機当たり他社より約80億円高い航空機を購入したことになっただけでなく、平成2年度で約60億円程度減価償却費が増加することとなった。それを平成2年度についてみると、固定費6183 億円の1%程度に相当する。

億円の1%程度に相当する。以上の事実が認められる。(b) 前記認定のとおり、控訴人は、昭和60年8月から翌年3月にかけて最長10年にわたる長期の為替買入予約を行ったが、ドル相場が控訴人の行った予約開始から約2か月後のプラザ合意を機に長期の円高に転じたため、巨額のを着差損が生じ、昭和60年度から平成8度まで(ただし、平成7年度、平成8年度は損失見込み推計額)の累計で約2200億円に達するものであった。平成3年度から平成5年度にかけては、それぞれ推計172億円、203億円、300億円の為替差損となっている。ただ、控訴人は、為替予約したドルを航空機購入の支払に充てたため、帳簿上は差損を生じていない。しかし、円高により、円換算すると、一機当たり他社より約80億円高い航空機を購入したことになり、営業費用のうち、機材費(固定費)を増加させる結果となっており、平成2年度の営業費用のうち、固定費の減価償却費を約60億円増加させているが、これは、固定費全体からみると、1%程度に相当するものであって、営業費用に影響を与えなかったということはできない。ところで、控訴人のように、航空機の購入など、外貨取引の非常に多い企業は、常に為替リスクにさらされているた

質用を増加させる結果となっているというべきである。
「関連事法に対する投資について被控訴人のとというべきである。(
「関連事人らは、控訴人の経営状況の悪化は、子会社や関連会社に対する無謀な投資が原因であると主張する。
(a) 正証拠(各項の末尾に記載する。)及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。
(1) 日本ユニバーサル航空(国内航空貨物輸送会社で、以下「JUST社は、早頭や深夜の旅客便に搭載されない、いかゆる「オーバーフロー貴づき設立された(同年12月7日の2時訴人の出資率は69年3月、出資額は下億20500万円。そして、日本通運、ヤマト運輸の一個に基づき設立された。「同年12月羽田の12時訴人の出資率は69年3月、出資額は12月別計画していたと同からで、計画と収入の出資率は69年3月、出資額は下億20年3月の12月の12月の12日の12月前の12日の12日本通運とヤマト運輸の一個には12月前の12日本のでで、1月11日に連続になったのに加え、貨物需要が当初の見込みを大幅に下回ったことがの計画とは1月1日に連続ができず、平成4年9月に日本通運とヤマト運輸があり見込みを持備に証の対ち切り通告を受け、運航開始から1年後の平成4年10月に運輸になった。この運航休止により貨物用航空機がの直接がから1年後の平成4年10月の追加投資を存を購入し、20日本が最近に対し約8億円の追加投資を存むすることとなりに対象用航空機が必定があることになり、新品を購入する5年11日に当たり貨物用が必定があり、20日本が表別では、1月1日に対し、20日本が表別であることととなり、その保管費によりにからず、20日本が表別では、1日の第一次できず、その保管費により、2日の第一次では、1年の第一次では、1年の第一次では、1年の第一次では、1年の第一次では、1年の第一次では、1年の第一次では、1年の第一次では、1年の第一次では、1年の第一次では、1年の第一次に対して、1年の第一次に対して、1年の第一次に対して、1年の第一次に対して、1年の第一次に対して、1年の第一次に対して、1年の第一次に対して、1年の第一次に対して、1年の第一次に対して、1年の第一次に対して、1年の第一次に対して、1年の第一次に対して1年の前に対して1年の第一次に対して1年の第一次に対して1年の第一次に対して1年の第一次に対して1年の第一次に対して1年の第一次に対して1年の第一次に対して1年の第一次に対して1年の第一次に対して1年の第一次に対して1年の第一次に対して1年の第一次に対して1年の第一次に対して1年の第一次に対して1年の第一次に対して1年の第一次に対して1年の第一次に対して1年の第一次に対して1年の第一次に対し、1年の第一次に対して1年の第一次に対して1年の第一次に対して1年の第一次に対して1年の第一次に対して1年の第一次に対して1年の第一次に対して1年の第一次に対して1年の第一次に対して1年の第一次に対して1年の第一次に対して1年の第一次に対して1年の第一次に対して1年の第一次に対して1年の第一次に対して1年の第一次に対して1年の第一次に対して1年の第一次に対して1年の第一次に対しに対して1年の第一次に対しまれて1年の第一次に対して1年の第一次に対して1年の第一次に対して1年の第一次に対しに対しまれて1年の第一次に対して1年の第一次に対して1年の第一次に対しに対しまれて1年の第一次に対して1年の第一次に対しに対しまれて1年の第一次に対しまれて1年の第一次に対しに対しまれて1年の第一次に対しまれて14年の第一次に対しまれて

調告 / 3 頃ないし8 9 頃、井舗の宝趣自) ② シティ・エアリンク株式会社(以下「CAC社」という。) CAC社は、都市間の新しい高速公共交通機関として、本業とのネットワーク効果を考慮して開始された事業であり、主として、羽田一成田空港間のヘリコプターによる旅客輸送を行う目的で、昭和62年6月3日に設立されたが、就航率、ヘリポートの設置、空港内のアクセス・発着枠・運用時間帯などの事業を左右する技術上の諸問題の解決や諸規制の緩和がなるれず、実際に2ASはお紹治して法質と、約13.2億1110.0 FERRO 184.4 は 15.2 年 1.2 年 1.2 年 1.4 年 1

で、控訴人は、平成7年度にCAC社を解散して清算し、約13億1100万円の損失が出た。 て、控訴人は、平成7年度にCAC社を解散して清算し、約13億1100万円の損失が出た。 なお、CAC社については、当初から運行関係者から技術的な問題点を指摘されており、平成4年時点で、その経営 状況に関し、乗員組合から問題点を指摘されていた。 (甲130の1及び2,131,甲576,原審証人P46の原審第10回証人調書90項ないし100項、弁論の全 状況に関し.

趣旨
③ エセックスハウスホテルに代表される日本航空開発(JDC)の事業展開
日本航空開発は、資本金120億円、控訴人が67.1%の株式を有する子会社であり、エセックスハウス(ニューラーク)、日航サンフランシスコ、日航シカゴ、日航香港などのホテルの営業を所有直営方式で展開しており、昭和60年、日本航空開発がマリオット社から1億7500万ドル(当時の為替レート1ドル=240円で換算すると、420年、日本航空開発がマリオット社から1億7500万ドル(当時の為替レート1ドル=240円で換算すると、427年、日本航空開発がマリオット社から1億7500万ドル(当時の為替レート1ドル=240円で換算すると、427年、日本航空開発がマリオット社の言い値で購入した。それは、高級ビルでも1㎡当たり320でルースト・ボストン社の略式鑑定で、マリオット社の言い値で購入した。それは、高級ビルでも1㎡当たり320でルとなり高額のティファニーでも6500ドル)が相場と言われる中で、1㎡当たり1万8000ドルとなり高額のティファニーでも6500ドル)が相場と言われる中で、1㎡当たり1万88000ドルとなり高額のティファニーでも6500ドル)が相場と言われる中で、1㎡当たり1万88000ドルとなり高額のティファニーでも6500ドル)が相場と言われる中で、50万ドルを64500万ドルを645ので、10万ドルを64500万ドルを64500万ドルを64500万ドルを64500下の「100円」の「100円を監査の報告」には、100円を開発の招く経営破綻は、その規模からいってもり、早晩、財務的に破綻に瀕するほどの経営状況にあり、日本航空開発の招く経営破綻は、その規模からいってあり、早晩、財務的に破綻に瀕するほどの経営状況にあり、その経営にも重大な影響を及ぼすおそれが多分にあり、早晩、財務的に破綻に瀕するほどの経営状況にあり、その経営にも重大な影響を及ぼすおそれが多分におり、早晩、財務的に破綻に瀕するほどの経営状況にあり、その経営にも重大な影響を及ぼすおそれが多分にあり、その経営にも重大な影響を及ぼすおそれが多分にあり、またいである目指摘されている。

しかし、日本航空開発は、平成元年には、5400万ドルの見積もりで同ホテルの改修工事を行い、超過分として更に1億4100万ドルの費用をかけており、その総コストは購入価格の倍以上にも上った。また、控訴人は、平成元年、米国におけるホテル事業の投資会社としてPWC社(PACIFIC WORLD CORPORATION)を、米国に設立し、当時約191億円の投資を行い、平成4年には更に約62億円もの投資を行った。この62億円の投資の目的は、主にエセックスハウスホテルの改装資金等に充てるというものであった。このように、控訴人がエセックスハウスホテルへの投資を続けたのは、元来ホテル事業は装置産業であり、収益を上げるようになるまでに長期間を要するものと考えたからであった。しかし、その後エセックスハウスホテルは赤字を出し続け、控訴人は、平成9年6月27日、日本航空開発に対し、なおも319億円に上る財務支援を行い、その他修理、運営維持費用を合わせて900億円以上の費用をかけたが、結局、平成11年1月24日に米ホテル運営会社に2億5000万ドル(286億円)で売却することを発表した。また、控訴人ないし日本航空開発は、その他の日航サンフランシスコ、日航シカゴ、日航香港のいずれからも撤退した。(甲40、41、42の1及び2、43、132、210、390の1及び2、576、577の1及び2、578、1017の2、原審証人P46の原審第10回証人調書197項ないし244項、弁論の全趣旨)(学電導磁気浮上式鉄道(HIGH SPEED SURFACE TRANSPORT(以下「HSST」という。))

つ。) 控訴人は、昭和47年から都心一成田空港間のアクセスとして、HSSTを開発してきたが、昭和60年に、それまで約52億円を投下していたHSSTの一切の技術等を、1億2000万円で株式会社エイチ・エス・エス・ティに譲渡した。しかし、同社は事業化のメドがたたず、しかも開発資金の大半を借入金に頼っていたために、負債は平成4年9月ころの時点で約90億円に上り、その経営は行き詰まった。その結果、平成5年1月、同社の負債を整理し、同社の営業権・特許権を引き継ぐ新会社エイチ・エス・エス・ティ開発株式会社(以下「エイチ・エス・エス・ティ開発」という。)が大手企業49社の出資を受けて設立された。エイチ・エス・エス・ティ開発の設立に当たって、控訴人の信権を放棄した。 の債権を放棄した。

の債権を放棄した。 上記投資について、控訴人は、「新会社エイチ・エス・エス・ティ開発株式会社は、愛知県東部・横浜ドリームランド線などの大型誘致案件を中心に、受注・建設を推進し、実現性の高い国内プロジェクトへの技術販売・建設請負による収入を前提とし、平成8年度には単年度黒字化、2000年には累損一掃、さらに2001年には5%程度の配かる開始する計画である」旨の説明をしている。しかし、HSSTそのものの技術については運輸省(国土交通省当を事業認可という形での承認は得ているものの、実際に運行させるとなると、軌道の設置等について建設省(国土交通省)や自治体の承認が必要となることから、そのまま事業化するには多くの問題を解決しなければならず、この事業が控訴人に貢献し利益をもたらすような事業体になるまでに長期間を要することが予想されていた。なお、国内誘致の案件について、控訴人は、平成4年、HSSTについて「新技術の優位性はすでに多くの関係者から高く評価されており、(愛知県東部丘陵線と横浜ドリームランド線については)HSSTの採用をすでに正式に決定しています」と文書で説明しているが、東部丘陵線について、愛知県は、「現在機種選定委員会でHSST、新交通システム、モノレールの三機種で選定作業を行っている。夏頃決定される予定」(企画部交通対策課平成11年4月時点)と説明している。

ステム、モノレールの三機種で選定作業を行っている。夏頃決定される予定」(企画部交通対策課平成11年4月時点)と説明している。 また、ドリームランド線について、横浜市は、「数年前にドリーム開発からドリームランド線(以前はモノレールが走っていた。)をHSSTに施設変更したいという申請があった。しかし、ドリーム開発の親会社のダイエーは経営が厳しく新規投資ができない状態で、計画は足踏み状態」(都市計画企画調査課)としていたが、平成14年2月、横浜ドリームランドは閉園し、HSSTは実現しなかった。 そして、平成9年度決算では、エイチ・エス・エス・ティ開発は、20億500万円の損失を計上し、その資産価値は5億300万円まで低下し、平成13年には清算された。 (甲43ないし46、甲132、556、576、1017の2、1024、原審証人P46の原審第11回証人調書1項ないし31項、弁論の全趣旨)

「頃ないし3 「頃、升論の宝趣百) ⑤ PPH (PAN PACIFIC HOTELIERS INC) 控訴人は、米国ハワイ州オアフ島西海岸のコオリナ・リゾートの開発・経営を目的として、昭和53年4月18日に 設立されたPPHを昭和63年3月に買収し、同社を控訴人の子会社にした(これらのために平成2年度に35億円、 平成3年度に95億円を投資している。)。控訴人がコオリナ・リゾートの開発を計画したのは、ハワイの旅行商品価値を高める目的であった。しかし、コオリナ・リゾートについては、コオリナ・ゴルフ場(平成2年)とイヒラニ・リ ゾート&スパホテル(平成5年)のみ完成したものの、ショッピングセンターについては着工未定となっている。そし て、PPHは、平成9年度決算で、210億3400万円の損失を計上した。(甲132、甲576、1017の2、

弁論の全趣旨)

て、ドドロは、平成9年度次昇で、210個34400万円の損失を計上した。(甲132,甲576,101702, 弁論の全趣旨) (b) 控訴人の子会社や関連会社への投資及びその損失については、前記(a)で認定したとおりであり、被控訴人 らの主張する前記控訴人の子会社や関連会社(平成9年度有価証券報告書(甲556)によれば、控訴人の子会社も関連会社(平成9年度有価証券報告書の中で関連事業評価損としておりとならない。しかも、子会社や関連会社の損失は、平成9年度有価証券報告書の中で関連事業責評価損といわざるをえない。しかも、子会社や関連会社の損失は、平成9年度有価証券報告書の中で関連事業責評価損といわざるをえない。しかも、子会社や関連会社の損失は、平成9年度有価証券報告書の中で関連事業責許が、中の財産事業損失の70億円を特別損失として計上し、資本準備金字を取り間損失と下が10分割をでは、10分割を担当のでは、10分割を担当の経常収支の悪化の観点からみると、本件就業規程が改定された平成5年当時において、名の表とからしから、20分割を対しては、必ずを担当によいては、必ずを担当によいては、必ずを及び減価情が引きない。しからの子会社や関連会社の投資とその失敗がどの程度の影響を及ぼしたかに、必定された平成5年当時において、れらの子会社や関連事業に対する投資では、様材の購入を控訴人のと常収支に影響を及ぼしたかに、必定では、がきない。形で控訴人の経常収支に影響を与えた可能性はあるり、控訴人の財務内容に影響を及ぼしたいない減価情が引きないでは、分をでは、20分割を対しては、20分割を対しては、20分割を対しては、20分割を対してはない。余地がきないたがは必要ができない。のよりでは、20分割を対してはない。余地がきないたの事業に対する投資がすべては、20分割を表しての事業に対する投資があるでも、20分割を表しての新規事業投資の見直し、20分割を表しての表しての表して、20分割を対しての経過を持たでのに関して、20分割を対してのに関して、20分割を対してのに関して、20分割を対してのに関して、20分割を対してのに関して、20分割を対してのに関して、20分割を対してのに関して、20分割を対してのに関して、20分割を対してのに関して、20分割を対して、20分割を対して、20分割を対してのに関して、20分割を対して、20分割を対してのに関して、20分割を対してのに関して、20分割を対し、20分割を対して、20分割を対して、20分割を対して、20分割を対して、20分割を対し、20分割を対し、20分割を対し、20分割を対し、20分割を対し、20分割を対し、20分割を対し、20分割を対し、20分割を対し、20分割を対し、20分割を対し、20分割を対し、

## 控訴人の実施した施策

とが認められる。

- とが認められる。以上によれば、控訴人は、国際コスト競争力の強化を最重要課題とし、本件就業規程改定による勤務基準の変更を除いても、同時並行的に経営状況悪化の原因に対応した、経営状況を改善するための全般的な構造改革施策の実行に順次着手し、構造改革施策が一定の効果を上げていたと認められる。その意味で、平成5年当時経済状況が悪化していた控訴・は、本件就業規程改定による人性を認められる。とができる。・・本件就業規程改定による人生という効果の有無及び程度について問題は、本件就業規程改定による動務基準の変更によって人件費効率の向上という効果があったかである。(a) 控訴人は、本件就業規程改定による勤務基準の変更内容が多岐にわたり、そのすべてが人的生産性の向上を直接意図したものというわけではなく、運航の実情に合う合理的内容への見直しを意図した改定内容も少なからずあり、運航の実情から乖離した勤務基準を運航の実情に合致した、より合理的な内容に見直すことは、大局的に見れば当然を重航の実情から乖離した勤務基準を運航の実情に合致した、より合理的な内容に見直するとし、そのような運航の実情に合致したの最近に見直するとし、そのような運航のににつながるものであるから、構造改革施策の一環として行われる意味があるとし、そのような運航のにに合致したの見直しを可能にしたり、これまで1泊2日の勤務としていた路線について日帰りの運航を可能により、果を有する乗務時間及び勤務時間制限の緩和が人的生産性の向上のための見直しの中心となっていることはより、その現実の主たる効果はマンニング削減効果(本件就業規程の改定前後の必要人員の差)として計数で示すことができると主張する。
- できると主張する。 (b) i ところで、本件就業規程の改定の 次のとおりになると考えられる。 (i) 運航乗務員の人数自体に関する効果 本件就業規程の改定の効果として、本件において論議されているところを大まかに整理すると、

- アー 産品 経線や便数の事業規模が一定であると仮定して、勤務基準の改定により、必要な運航乗務員を減少させることがで これにより人員を直接的に削減し、人件費を減少させる効果 路線や便数の事業規模が一定であると仮定して、勤務基準の改定により、必要な運航乗務員を減少させることがで これにより、機長の大量退職の時期が到来しても、運航を維持することができる効果、あるいは運航を維持するた
- さ、これにより、機長の人量と戦の時期が到来しても、連続を維持することができる効果、あるいは連続を維持するために導入する外国人乗務員を減少させる効果
  ③ 本件就業規程改定前よりも路線や便数の事業規模が拡大することを想定し、その改定前の勤務基準のままでは運航乗務員を増員しなければ増大した運航の維持が不可能であるのに対し、勤務基準の改定により、運航乗務員を増員しなくても増大した運航の維持が可能となる、あるいは増員の程度が少なくても増大した運航の維持が可能となり、人件費の増大を抑制する効果
  (※) と関係を発見の研究に供る経典(関係を発見の選集性ののサラルは、複典、な透典等)の制度に関する効果
- の「日人を抑制する別条 (ii) 運航乗務員の勤務に伴う経費(運航乗務員の滞在地でのホテル代,旅費,交通費等)の削減に関する効果 (iii) 運航の実情から乖離した勤務基準を運航の事情に合致させて,より合理的な内容に見直す効果 ii 前記i(i)の①ないし③の効果は,要するに一定の路線や便数の運航を維持するために必要な運航乗務員の数 を,勤務基準の改定により減少させることができる効果と1つにまとめて考えることもでき,また,実際にも①ないし ③は併存し得るものであり,これらを合わせて,控訴人はマンニング削減効果と主張しているものと認められる(乙3 54)。
- (c) 本件就業規程改定の効果について判断するためには、以上の整理を踏まえて、控訴人が本件就業規程改定の目

的としたのは何かについて検討する必要がある。

務基準の見直しの目的が機長の大量退職ないし路線及び便数の拡大等に伴うマンニング削減効果にあることについて具体的な説明をしたと認めるに足りる証拠はない。
以上のような経過をみると、本件就業規程改定による勤務基準の見直しは、構造改革施策上、徹底したコストの削減、低ブレークイーブン体制の構築による控訴人の経営状況の改善という大まかな効果を目標としていたものと推認され、運航乗務員の直接的削減は目標ではなかったということができる。また、機長の大量退職等により問題となる運航維持能力は、日本人乗員養成に努めながら、外国人乗務員の導入を実施すると説明し、勤務基準の見直しによるマンニング削減と結びつけて説明していなかったのであって、控訴人が構造改革において、将来の機長の大量退職に備えて本件就業規程改定による勤務基準の見直しを検討していたとしても、本件就業規程改定に際して機長の大量退職を前提としてマンニング削減効果をどの程度具体的に検討していたかは不明といわざるを得ないから、機長の大量退職に備えてながある。 がある。

マンニング削減効果を得ることが本件就業規程改定による勤務基準の見直しの主たる目的であったとすることには疑問がある。また。路線や便数が拡大されれば必然的に運航乗務員の必要数が増大するところ、本件競業規程改定による勤務基本の変更によって編成に必要とする人員数を減少させればマンニング削減効果によって、増員することななしに拡大エクトも進展していての運航維持能力が増大する関係になり、構造されていたといえるが、前記のとおり足訴人は、効果を関係していて。の運航維持能力が増大する関係になり、構造されていたといるが、前記のととおり足訴人は、効果を関係していての運航・経験や便数の拡大を動務基準見直しに表る効果として、構造改革施策が免疫数果として、機造改革施生、の変重所表も進展していたとしても、本件就業規程改定による勤務基準見直しに診断して、本件就業規程の改定ともでいるとのでは、上、路程ので定立を使数の拡大をを結びつけることもできない。ことでにニング削減効果を主たる目的とする説明の中ではは、控数の拡大ををでしていたとしても、そのなが拡大をでできるでは、大きに関係のでは、大きに関係のでは、大きに関係のでは、大きに関係のでは、大きに関係のでは、大きに関係のでは、大きに関係のでは、大きに関係のでは、大きに関係のでは、大きに関係のでは、大きに関係のでは、大きに関係のできるといいできるのが、また、人工に対して、大きに関係のできるを見ができるのが、また、人工に対して、大きに関係のできなができるのが、また、人工に対して、大きに関係のできるのが、また、人工に対して、大きに関係のできるのが、また、人工に対して、大きに関係のできるのが、また、人工に対して、大きに関係のできるのが、また、人工に対して、大きに対し、大きに対して、大きに対して、大きに対して、大きに対し、大きに対して、大きに対し、大きに対して、大きに対して、大きに対して、大きに対して、大きに対して、大きに対して、大きに対して、大きに対して、大きに対して、大きに対して、大きに対して、大きに対して、大きに対して、大きに対して、大きに対して、大きに対して、大きに対して、大きに対して、大きに対し、大きに対して、大きに対して、大きに対し、大きに対し、大きに対して、大きに対し、大き

のとみるほかない

(d) 乗務時間及び勤務時間制限の緩和によるマンニング削減効果
i 証拠(乙353, 354)によれば、平成5年度冬期の路線、便数をもとに控訴人が計算すると、本件就業規程の改定により機長37名、副操縦士39. 7名、航空機関士27. 2名、計103. 9名のマンニング削減効果が得られたとされていることが認められる。

ii 証拠 (乙353,354) によれば、平成6年度夏期の路線、便数をもとに控訴人が計算すると、本件就業規程の改定により機長55.9名、副操縦士59.7名、航空機関士32.9名、計148.5名のマンニング削減効果が得られたとされていることが認められる。

iii① 証拠(乙354,355)によれば、平成10年度冬期の路線、便数をもとに控訴人が計算すると、本件就業規

程の改定により機長88.6名、副操縦士107.0名、航空機関士51.1名、計246.7名のマンニング削減効果が得られたとされていることが認められる。②証拠(甲1032、1033)によれば、乗員組合の計算では、同時期について、機長60.2名、副操縦士21.9名、航空機関士40.0名、計122.1名のマンニング削減効果が得られたとされていることが認められる。iv なお、原審証人P47の証言(原審第12回証人調書173項以下)によれば、平成6年4月時点では約180名の削減効果があると計算されることが認められる。また、乙第114号証のP48の陳述書及び原審証人P48の証言によれば、平成5年下期で100名の削減効果が見込まれ、平成6年4月時点では150名、平成11年1月時点では250名の削減効果が生ずると計算されることが認められる。さらに、乙第150号証のP54の陳述書によれば、平成11年1月時点では250名の削減効果が生ずると計算されることが認められる。これに対し、被控訴人P34作成の甲第476号証の2の検証一覧表によれば、平成10年冬期のマンニング削減数は110名になると計算されることが認められる。

が認められる。 V 以上のとおり、控訴人と被控訴人らとの間で、マンニング削減数に差があるが、これは、本件就業規程改定前の勤務協定下の勤務基準による運航に必要な乗員数の算定方法や改定後の勤務基準による運航に必要な乗員数の算定方法についての理解の相違等に基づくものと認められる(甲1018、1033、乙354)。そして、控訴人と被控訴人らる「第のいずれが正当であるかを充分に見極める的確な証拠はない。

ついての程序の相違等に基づくものと認められる(HTOT8, TOS3, 2394)。そして、控訴人と被控訴人らの計算のいずれが正当であるかを充分に見極める的確な証拠はない。
vi 以上のとおり、控訴人と被控訴入らとの間で、マンニング削減効果の数値が異なるものの、いずれにしても乗務時間及び勤務時間の制限の緩和により一定のマンニング削減効果、すなわち、本件就業規程改定により変更された勤務基準によって運航乗務員の必要数を削減することができる効果があったことが認められる。
しかし、上記のマンニング削減効果により、具体的にいくらコストを削減することができ、それにより、ATK当たりの人件費削減の変し目標の違収のためにどの程度寄与したのか、しなかったのかを認めるに足りる的確な証拠はな

りの人件費削減の数値目標の達成のためにどの程度寄与したのか、しなかったのかを認めるに足りる的確な証拠はなく、それらの効果の程度や内容は明らかではない。
(e) 次に、本件就業規程の改定による運航乗務員の勤務に伴う特定経費(乗務員の滞在地でのホテル代、旅費、交通費等)の削減に関する効果について検討する。
控訴人が、乗員組合に対し、本件就業規程の改定による費用削減効果につき、特定経費は年間3億円程度削減されると説明していたことは、前記(c)に認定したとおりであり、前記甲第48号証の1枚目の「サバイバルプランの実施状況」と題する書面(平成5年11月付け)の「手当関連」の11月欄に「新取扱実施 (効果約0.5億円/年)」、「海外PDM」の11月欄に「新取扱実施 (効果 約3億円/年)」の記載があるけれども、その年間3億円、年間0.5億円の削減という数値は、誰がどのような算定根拠によって算出したものかを認定するに足りる証拠はない。このことに、前記(c)で認定したことを合わせ考えると、本件就業規程の改定による勤務基準の見直しは、コスト削減による控訴人の経営状況の改善という大まかな効果を目標とし、改定によって特定経費を削減することをも目指したものということできるが、それによって削減することができる特定経費の算定根拠は明らかでなく、大づかみに定められた目標というほかはない。

のられた目標というほかはない。 そして、一般論的に考えて、本件就業規程の改定による勤務基準の変更により特定経費等の削減効果はあると考えられるが、控訴人においてその算定根拠を示していない以上、その具体的な効果の内容や程度は不明といわざるを得な

・(f) 以上によれば、控訴人は、構造改革施策上、人件費効率の向上という観点から、運航乗務員に関する費用を削減するため、本件就業規程改定による勤務基準見直しを行い、一定の効果はあったということができるものの、それによる費用削減効果の内容や程度は必ずしも明らかでないので、その効果が大きいものであると評価することはできな

まとめ そうすると 」  $_{c}^{a}$   $_{c}^{c}$   $_{c}^{o}$   $_{c}^$ j

の点について検討する。

られないというべきである。

小括

ワー小語 以上によれば、本件就業規程改定による勤務基準の見直し、特に、ここでは乗務時間及び勤務時間の制限に関する勤 務基準の変更について、その必要性は認められるとしても、運航乗務員に大幅な不利益を与えてまでその勤務基準を変 更する高度の必要性があったということはできない。

## 変更された就業規則の内容自体の相当性

関係法令等への適合について 前記2で述べたとおり、控訴人は、 ア 関係法令等への過音について 前記2で述べたとおり、控訴人は、運輸省航空局技術部長が定めた乗務時間制限に関する基準の範囲内で乗務時間制 限を定めるなど、航空法及び同法施行規則に基づき、運航規程を定めて運輸大臣の認可を受け、改定された本件就業規 程で定める勤務基準は、この運航規程の範囲内で定められているのであり、また、同勤務基準は、労働時間を含め、労働基準法に反するような定めはなく、関係法令に適合しているのである。 被控訴人らは、運輸省航空局技術部長が定めた乗務時間制限に関する基準が安全性を保障するものではなく、その基準の根拠になった社団法人日本航空機操縦士協会(JAPA)報告は実証的調査に基づくものではないなど問題があり、さらに、その基準の範囲内で定め、運輸大臣の認可を受けた控訴人の運航規程は安全を保障するものではない旨主

張する。

(改正前) 3名編成機 2名編成機 15時間 10時間 13時間 8 時間 (改正後) 3名編成機 12時間 2名編成機 8 時間 13時間

2名編成機 8時间 13時间 13時间 ただし、控訴人は、運航規程の変更に際し、同年7月26日付で、「1990年8月1日付OM改訂に関する暫定的措置について」と題する運航本部長レター(OGZ-Y-010)(甲1の140頁)を発して「3名編成機をシングル編成で国際線を乗務する際の連続する24時間中の乗務時間制限について、当面、従来どおり10時間で運用する」とすることを運航乗務員に通知し、運航規程の変更後も、3名編成機でシングル編成の国際線運航乗務員の乗務時間及び勤務時間の制限については同レターに沿った運用を行い、この運用は本件就業規程の改定が行われるまで続けられ

び勤務時間の制限については同レターに沿った運用を行い、この運用は本件就業規程の改定が行われるまで続けられた。(甲1、弁論の全趣旨)は一様計委員会は、平成3年6月から、中間報告による2名編成機の乗務時間制限の基準の再検討に着手したが、検討委員会の行った再検討の基本的な視点については、乗務時間制限が航空機乗組員の疲労による航行の安全の阻害を防止する観点から定められており、乗務時間制限を定める上で考慮すべき最大の要素は航空機乗組員の疲労であり、仕事をいいては、乗務時間制限が航空機乗組員の疲労による航行の安全の阻害を防止を疲労との定量的関係は確立されていないが、仕事量のレベルは疲労に大きな影響を与える紀のと考えられることをある。B747-400と在来型B747を代表例として、新世代2名編成機と在来型3名編成機との疲労度及び仕事をについての比較を行い、2名編成機の乗務時間制限値を延長することが可能がどうか、可能であるとけ、近近におけるB747-400の仕事量の評価の調査等等もとに検討を行って、新世代2名編成機の仕事はにおけるB747-400の仕事量の評価の調査が表して、新世代2名編成機の仕事におけるB747-400の運航乗務員及び成田ーワシントン線に運航するB747-400の運航乗務員及び成田ーワシントン線に運航するとい、型場が観点に対して、地域の世界の両面からの測定が、134編成とで、134編成とで、134編成とで、134編成とで、134編成とで、134編成とで、134編成とで、134編成とで、134編成機に乗務する航空機乗組員の乗務時間制限及び、134編成とで、134編成をで、134編成ので、134編成ので、134編成とで、134編成ので、134 を11.1 によて、十成4年12月に理制自加至向に対して取終報言書(ムーノとの「及びと)を提出した。その結論は、 国際線長距離運航を行う新世代2名編成機に乗務する航空機乗組員の乗務時間制限及び編成基準は、3名編成機に乗務 する航空機乗組員に適用される乗務時間制限及び編成基準と同一とすることが適当であるというものであった。(甲7 5、乙172の1及び2,287の23頁及び24頁,339の2及び3,当審証人P53の当審第7回証人調書44 頁ないし48頁)

貝ないし48頁)
e 運輸省航空局技術部長は、検討委員会の最終報告を受け、平成4年12月21日に技術部長通達を一部改正する通達を発出した(空航第985号)。改正点は、2名編成機についてシングル編成(1名の機長及び1名の副操縦士)の乗務予定時間を12時間以下とすることであった。この改正により、2名編成機の乗務時間制限及び編成に関する基準は、3名編成機の基準と同様とされたことになった。(乙88,原判決第1分冊別組29頁参照)
f 控訴人は、技術部長通達が平成4年12月21日に改正されたことを受け、平成5年2月20日、運航規程を改定し、乗務割の基準について2名編成機と3名編成機との区別を廃止し、2名編成機及び3名編成機とも、国際線についての連続する24時間中のシングル編成の場合の乗務時間制限を12時間、勤務時間制限を15時間とした。(乙85

ての連続する24時間中のシングル編成の場合の乗務時間制限を12時間、勤務時間制限を15時間とした。 02)

(イ) 以上のとおり、JAPA報告の作成提出、技術部長通達の発出による国の基準の設定、控訴人の運航規程の改定の経緯を認定したが、これによると、JAPAの検討委員会が2名編成機の乗務時間制限等に関する最終報告書を作成にするにあたって行った調査検討過程に工夫の余地が仮にあったとしても、その最終報告書に問題があり、これにて定められた技術部長通達の完全性を交全性を交とと認めるに足りる証はない。後記才で述べるとおり、科学的研究の中には、JAPAの調査の法を批判するものや技術部長通達が定める「後記才で述べるとおり、科学的研究の中には、JAPAの調査の法を批判することはできないが、されたおり、実際にはこれらの科学的研究の成果が広く受け入れられているとまでは認められず、この訴訟に提しかも、われた科学的研究に関する証拠から、技術部長通達が定める国の基準の安全性を否定することはできない。といれた科学的研究に関する証拠から、技術部長通達が定める国の基準の安全性を否定することはできない。れた科学的研究に関する証拠から、技術部長通達が定める国の基準の安全性を否定すると、施定は、本来労使間の交渉によって調整がとの意味と関する規定の効力が被控訴人ら運航乗務員に及ぶく国の基準の当合が問題となっている事まではない。その意味といて、運輸省航空局技術部長が、そを考慮であると、よいはJAPA報告の前提にはなったした関係者も当事者等として本件訴訟に関与していないこと等を考慮と、本件訴訟に対して、運輸省航空局技術部長が定めた基準の当合を判断するのは相当でない。したがって、技術部長通達が定める基準の安全性の欠如やJAPA報告の問題点等を指摘する被控訴人らの主張は採

したがって、技術部長通達が定める基準の安全性の欠如やJAPA報告の問題点等を指摘する被控訴人らの主張は採用することができない。

用することができない。
イ 関係法令への適合以外の相当性の判断に関する事項
前記のとおり、本件確認訴訟は、本来労使間の交渉によって調整が図られるべき労働条件をめぐる紛争であって、労働条件は、科学的、専門技術的研究の成果のみによって決定されるものではなく、時代とともに変化する企業がおれた経済状況や企業の施策、労働者の意見、労働市場の状況、労働者の健康状態、稼働(運病)実績、他の企業のの上、分析を経済状況や企業の原因、その国の法的規制を政治状況、国際関係、その他まざまな要素を考慮し、労働がが変別を対して支援をあるということができる。そもして、本件の裁争もそのような事案であるということができる。それた本件就関係のおけて定める勤務基準の内容の相当性の判断は、乗務時間及び勤務時間の制限等についての勤務基準の内容が主に国際線における労働条件に関するものであるから、諸外国政府の定める基準や他の国内外の航空会社の基準、主に労使の協議の結果、として実施されていて合理性があると考えられる他の航空会社の勤務基準と比較して検討するのが相当である。おおまには対して表慮に値するものと考えられるが、他方、これからたけできるように、各国政府や各続できるものではなく、十分に考慮に値するものと考えられるが、他方、これからたけでいるととでは認められずと会社の基準にはなく、十分に考慮に値するものと考えられるが、他方、これからたけでいるととでは認められずと、そのまずに提出された限られた科学的研究の成果のみに基づいて直ちに勤務基準の相当性を判断することとする。

る。ウ 諸外国政府の基準との比較検討 国の基準は、一般に主に運航の安全という観点から、労働者の疲労や健康等への影響に関する科学的研究の成果のみならず、その国が置かれた経済状況や国土、地理的条件、国内企業の成熟度、国際関係等の諸要素の考慮の上で決せられるものと考えられ、定められた基準の前提条件が同一ではなく、また、労働条件そのものではないので、比較することが必ずしも有用であるとまではいえないが、後記の航空各社の基準を理解する上で参考になるとともに、改定された本件就業規程が定める勤務基準の内容の相当性を判断する上で一応参考になるので、以下検討する。
(ア) シングル編成による2名編成機で予定着陸回数が1回の場合の各国の基準は、次のとおりである。なお、本件では、改定された本件就業規程が定める勤務基準に関する規定の効力が問題となっているので、本件就業規程が改定された平成5年11月当時の基準をもって比較するのが相当であるが、当時の基準が不明なものについては、適宜それ以降の基準も含め比較することにした。また、比較しやすくするため、細部の条件を捨象し、乗務時間及び及び勤務時間(我が国の勤務時間と諸外国の飛行勤務時間とは算定の方法が異なり、必ずしも同一とはいえない(甲1151)が、ここでは同一のものとして比較する。)の制限の長短だけで比較することにした。以下、同様である。

日本 乗務予定時間制限は12時間以下で、勤務時間制限はない。(乙88、運輸省航空局技術部長通達)

米国連邦航空規則第121章の規定する国際線定期航空運送事業者に適用される連続する24時間の乗務(飛行)時間についての計画段階での制限値は、2名編成機についてはシングル編成が8時間までであり、勤務時間の制限は定めていない。(甲734、乙159、168、185、186の2)

英国

英国航空局通達371号は, 2 4 時間以内の飛行勤務時間(航空機乗組員の出頭時刻から最後の飛行の到着時までを いう。)の計画段階での制限を定めている。飛行前の休養状態、勤務の開始時刻、離着陸の回数及び航空機乗組員の編成、時差等に応じて制限値が定められているが、2名編成機については、飛行時間が9時間を超え11時間以下の場合において、離着陸が1回のときは、時差順応した最大飛行勤務時間制限は12時間30分であり、時差順応していない 最大飛行勤務時間制限は10時間45分である。 (甲753, 1151, 乙168, 185, 19002.3030 310) カナダ

飛行勤務時間制限14時間。2名編成機と3名編成機で区別なし。(甲1151, 乙168, 185, 187の2)

一無条件の飛行勤務時間制限は10時間で、条件により最大飛行勤務時間制限は14時間。飛行勤務時間制限は勤務時間帯、着陸の数によって制限が異なる。2名編成機と3名編成機で区別なし。(甲1151, 乙159, 168, 18 5, 191の2の (ご ⑥ フランス

6

乗務時間制限は10時間,飛行勤務時間制限は14時間。2名編成機と3名編成機で区別なし。(乙168,18 <u>5</u>, <u>1</u>9202)

スイス

飛行勤務時間制限14時間。2名編成機と3名編成機で区別なし。(甲1151, 乙168, 185, 191の5の

最大飛行勤務時間制限は14時間で、飛行勤務時間制限は出頭時刻、着陸回数によって制限が異なる。(乙168、

185,193の2)

③ オランダ
最大飛行勤務時間制限は14時間30分で、2名編成機と3名編成機で区別なし。飛行勤務時間制限は出頭時刻、着陸回数によって制限が異なる。(乙168,185)

⑥ デンマーク

ポイント制を採用しているが、最大飛行勤務時間制限は14時間10分である。(甲1151, 乙168, 185,

191の4の(二))

香港 (11)

・ 1750年 1870年 18 

① オーストラリア 乗務時間制限は8時間で、飛行勤務時間制限は11時間。ただし、1時間ずつ延長が可能。2名編成機と3名編成機で区別なし。(甲1151、乙159、168、185、189の2) (イ) 以上によれば、改定された本件就業規程が定めるシングル編成による2名編成機で予定着陸回数が1回の場合の最大乗務時間制限11時間は、米国やオーストラリアの乗務時間制限8時間より3時間、香港の乗務時間制限9時間よりも2時間、フランスの乗務時間制限10時間よりも1時間、いずれも緩やかである。また、改定された本件就業規程が定める勤務時間制限15時間については、他のどの国よりも緩やかである。なお、控訴人は、2002年9月3日に以外議国の保護会で採択された欧州統一基準(乙414の1及び2)をも比較の対象として主張するが、その基準が現時点でといる以下同様である。 ても、以下同様である。 エ 他の航空会社との比較

- エ 他の航空会社との比較 (ア) シングル編成による2名編成機で予定着陸回数が1回の場合の他の航空会社の基準は、次のとおりである。なお、本件では、改定された本件就業規程の効力が問題となっているので、本件就業規程が改定された平成5年11月当時の基準をもって比較するのが相当であるが、当時の基準が不明なものについては、適宜それ以降の基準も含め比較することにした。また、各航空会社の基準も、その各国の法的規制や企業の経済状態、労働者との交渉、地理的状況、保有する機材その他様々な要素によって決定されるものと推測され、また、乗務時間及び勤務時間の制限に関する勤務条件も、他の様々な条件と組み合わされて定められているものと考えられ、直ちに乗務時間及び勤務時間の制限の長短だけで比較することは必ずしも相当でないとしても、これらの条件を均一にして比較検討することは困難であるので、比較しやすいように乗務時間及び勤務時間の制限の長短だけで比較検討することは困難である。 ① 米国のユナイテッド航空、アメリカン航空、ノースウエスト航空、デルタ航空等の各基準は、乗務時間制限が8時間であり、勤務時間制限は12時間30分から13時間である。(乙194、195の1、198の2、199の2、200の2)
- 20002)
- 20002) ② カナダのエアカナダやカナディアン航空の各基準は、飛行勤務時間制限が12時間で、乗務時間に換算すると、10時間30分相当になる。(乙194、195の1、20202)。 ③ 英国航空の基準は、出頭時間帯によって乗務時間の制限が異なるが、最大乗務時間制限は9時間15分で、勤務時間制限は、出頭時間帯によって乗務時間の制限が異なるが、最大動務時間制限は12時間30分である。(甲57、乙10501、20602)
- 同制限は、山場町間所、信味は、2007年 94, 195の1, 206の2) ④ ルフトハンザ航空の基準は、2名編成機では4200マイル制限があり、また、条件による最大飛行勤務時間制限は14時間である。(甲687の2, 乙104の2, 194, 195の1, 209の2) ⑤ エールフランスの基準は、最大乗務時間制限が9時間30分、最大飛行勤務時間制限が14時間である。(乙19
- ・スイス航空の基準は、最大飛行勤務時間制限が12時間30分で、乗務時間制限に換算すると、10時間45分相になる。(乙194、195の1)。 なる。(乙194、195の1)。 オーストリア航空の基準は、最大乗務時間制限が11時間で、最大勤務時間制限が13時間である。(乙194、 当になる。
- 195の1)
- 8 KLMオランダ航空の基準は、乗務時間制限が9時間で、修正飛行勤務時間制限は12時間30分である。(乙194,195の1,227の2,307,348) 9 キャセイ航空の基準は、乗務時間制限が9時間で、最大飛行勤務時間制限が14時間である。(乙194,195
- の 1, 232の4) ⑩ シンガポール航空の基準は,乗務時間制限が9時間で,最大勤務時間制限が12時間30分である。(乙194,
- カンタス航空の基準は、乗務時間制限が8時間30分で、勤務時間制限は11時間である。(乙194、195の 234の2,348) 全日空の基準は,乗
- (英) が11時間相当である。 (乙194, 195の1, 207の2, 208の2, 210ないし212の各2, 2802)
- 2802)
  (イ) 以上によれば、改定された本件就業規程が定めるシングル編成による2名編成機で予定着陸回数が1回の場合の最大乗務時間制限11時間、最大勤務時間制限15時間は、全日空と最大乗務時間制限11時間は同じであるが、最大勤務時間制限19時間長い(なお、証拠(甲387,564,1106の2)によれば、全日空は、運航乗務員の労働組合との間で労働協定を締結してこの基準が定められている。)。また、欧州地域には、控訴人の乗務時間制限を越え、あるいは同等の航空会社が存在するが、勤務時間制限の点においては、これらの会社も、ラウダ航空、エア・ユーロップ及びブリタニア航空を除いて、勤務時間制限は14時間以下となり(前記(ア)⑬に記載の証拠)、控訴人の勤務時間制限よりも短い。欧州地域でも、英国航空やエールフランスは乗務時間制限がいずれも9時間15分又は9時間30分と控訴人のそれよりは短い。さらに、太平洋路時で競合すると考えられる米国の乗務時間制限は15時間と3時間も短く、カナダの各航空会社の乗務時間割限は10時間30分相当であるが、勤務時間制限は12時間と10元を上て、アジア・オセアニア地域のキャセイ航空やシンガポール航空の条乗務時間制限が19時間 カンタス航空は 間と3時間も短く、カナダの各航空会社の乗務時間制限は10時間30分相当であるが、勤務時間制限は12時間と短い。そして、アジア・オセアニア地域のキャセイ航空やシンガポール航空の各乗務時間制限が9時間、カンタス航空は乗務時間制限8時間30分といずれも控訴人のそれよりもかなり短い。そうすると、控訴人の乗務時間及び勤務時間の制限を越え、あるいは同等の航空会社が数社存在するが、多くの航空会社は、控訴人の乗務時間及び勤務時間の制限を下回っており、控訴人のそれはかなり緩やかな基準ということができる。なお、証拠(甲599、600の1ないし3、乙163、169の2、196の2、287の9頁、当審証人P53の当審第7回証人調書16頁)によれば、シングル編成による2名編成機で予定着陸回数が1回の場合について、本件就業規程改定当時も現在も他の航空会社において乗務時間制限が9時間を越える長距離運航の実績があると認められるが、本件では安全性の問題というよりも、労働条件の問題であるから、その運航実績が上記の基準比較の判断に直接影響を与えるものではない。オー科学的研究の成果

(ア) 本件就業規程が改定される前の科学的研究 a 本件就業規程が改定される以前の科学的研究については、原判決第3分冊157頁8行目冒頭から同183頁4行

目末尾までのとおりであるから、これを引用する。ただし、原判決第3分冊163頁8行目の「睡眠題の」を「睡眠問題の」に、同169頁1行目の「工場」を「工業」に、同171頁末行の「甲第八九号証」を「甲第八九号証(甲第七五二号証の一及びはがICAOジャーナルに掲載された同研究の記事であり、甲第七三〇号証の一及び二が同研究論文

である。)」に改める。

である。)」に成める。 も これらの研究は、飛行機の運航乗務員の運航における疲労や睡眠、国際線運航乗務員の睡眠と覚醒等に関するものであったが、直ちに運航乗務員の乗務時間及び勤務時間の制限自体について提言ないし勧告を行うという内容のものではなかった。したがって、これらの研究成果が、直接に改定された本件就業規程が定める勤務基準の内容自体の安全性や相当性の判断に影響を与えるものとはいえない。もっとも、外国の公的機関に所属する研究者が行った実証的科学的な研究の結果として、改定された本件就業規程が定める勤務基準に関連する疲労や睡眠等について指摘がされていることは無視すべきではない。

本件就業規程が改定される前後又はそれ以後の科学的研究

DLR航空宇宙医学研究所による「長大路線の運航―最近の研究のまとめ」と題する研究論文(平成5年(199 3年) 5月発表)

同研究論文の発表された内容については、原判決第3分冊184頁1行目冒頭から同191頁末行末尾までの

(a) 同研究論文の発表された内容については、原判決第3分冊184頁1行目冒頭から同191頁末行末尾までのとおりであるから、これを引用する。
(b) 同研究論文では、JAPAの検討委員会が行った調査方法についての問題点を指摘して報告書の結論を批判する内容となっており、また、結論として、2名編成機のシングル編成での通常の乗務時間は10時間を超えてはならないとの提言をしている。
b DLR航空宇宙医学研究所の欧州連合委員会運輸担当長官宛の「長距離夜間飛行中のストレスおよび疲労」と題する報告書(平成6年(1994年)3月,乙166の1及び2) 同報告書では、研究の目的が、「2夜連続の飛行かつ飛行と飛行の間の時間が短時間である勤務割の2名編成による長距離運航を調査することにあった」とし、また、「この調査は、欧州共同航空局(JAA)が現在審議中の飛行時間制限と休養要件に関しての必要な情報を提供することが意図されていた。」とし、その結論として、「最小必要乗員数が2名の場合と3名の場合について運航上の要件に関する本質的な差異はない。したがって、最小必要乗員数が2名の場合と3名の場合について運航上の要件に関する本質的な差異はない。したがって、最小必要乗員数が2名の場合と3名の場合について運航上の要件に関する本質的な差異はない。したがって、最小必要乗員数が2名の場合と3名の場合について運航上の要件に関する本質的な差異はない。したがって、再検討されるべきである」とする。

きである」とする。 c DLR航空宇宙医学研究所の「長距離運航における運航乗務員の疲労」と題する研究論文(平成9年(1997)

c DLR航空宇宙医学研究所の「長距離運航における運航乗務員の疲労」と題する研究論文(平成9年(1997年)発表、乙167の1及び2) この論文は、前記aの論文と同じ調査に基づき作成されたもので、その結論として、「2名乗員編成の勤務時間は、昼間帯の運航で12時間、夜間帯の運航で10時間に制限されるべきである」とする。 d 米国航空宇宙局(NASA)のテクニカルメモランダム「民間航空における運航乗務員の勤務と休養のスケジュール作成・運用についての原則とガイドライン」と題する文書(以下「NASAガイドライン」という。平成7年(1995年)のもの(甲102)が予稿版で、平成8年(1996年)5月のもの(乙165の2)が確定版)NASAガイドラインは、「民間航空における運航乗務員の勤務と休養のスケジュール作成の問題について、科学的情報を提供することを目的としている。」とし、その結論として、24時間中の累計勤務時間は14時間を超えないこと、飛行勤務時間を最大2時間まで延長が可能であること、24時間中の累計飛行勤務時間が10時間を超えないこと、飛行勤務時間を最大2時間まで延長が可能であること等を勧告している。もっとも、確定版(乙165の2)の序文では、「基準制定のための方針を作成する意図はなかった。」と記載つれており、NASAガイドラインの執筆者の一人であるローズカインド博士も同様の宣誓供述をする(乙236の2)。 (ウ) DLR航空宇宙医学研究所の調査研究(以下 前記aないしてをまとめて「DIR研究」といる、は 歴史制度の関係を表示している。 とこれにより、NASAガイドラインの執筆者の一人であるローズカインド博士も同様の宣誓供述をする(プロスター) DLR航空宇宙医学研究所の調査研究(以下 前記aないしてをまとめて、DIR研究によります。

以上を総合すると、改定された本件就業規程が定めるシングル編成による2名編成機で予定着陸回数が1回の場合の最大乗務時間11時間,最大勤務時間15時間の基準内容は、関係法令や国の定める技術部長通達に適合するものであるが、最大乗務時間及び最大勤務時間いずれにおいてもかなり長く、米国、オーストラリア、香港、フランス等の政府が定める乗務時間より緩やかであり、また、前記ウで検討したどの国の勤務時間制限より緩やかであり、さらに、前記エで検討した航空会社の多くは、控訴人の乗務時間及び勤務時間の制限を下回る勤務基準を定めていて、控訴人の勤務

基準はかなり緩やかなものといえること、前記才で検討したように、実証的科学的研究の結果からは、改定された本件就業規程の定める勤務基準が、直ちに安全性に欠けるとか相当性に欠けるということはできないが、その勤務基準に関連する疲労や睡眠等について指摘する研究結果、当該勤務基準を下回る乗務時間ないし勤務時間の提言、あるいは検討の必要性を公表する研究結果が存在すること自体は無視することができないことであり、当該勤務基準が、科学的な検討の結果から、何らの問題もないとされているものとは到底言えないことを考慮すると、当該勤務基準が不相当であると認めることはできないものの、労働条件としてその内容の相当性には疑問が残るというべきである。
(4) 代替措置の有無及び内容

(4) 代貨相直の有無及び内谷 ア 控訴人は、改定された本件就業規程の勤務基準により、休養・休日に関し、滞在地では乗務時間の長さや出発時間 帯での深夜部分を考慮して12時間の基本休養時間に6ないし12時間、または深夜時間帯の相当時間が加算された り、あるいは基地帰着後には離基地日数に応じた休日に加えて最大時差や労働密度を考慮した休日が付与されているな

明り、あるいは基地帰着後には離基地日教に応じた休日に加えて最大時差や労働密度を考慮した休日が付与されているなど、規定上の対応策がとられていると主張する。 前記第3の争いのない事実等で引用した原判決第2分冊72頁以下のとおり、休養時間の点について、改定された10時間以内の場合は12時間の休養時間に6時間の休養時間を加算し、予定乗務時間が10時間を超えて11時間以内の場合は12時間の休養時間に6時間の休養時間を加算し、予定乗務時間が10時間を超えて11時間の休養時間に12時間の休養時間に9時間の休養時間を加算し、予定乗務時間が10時間を超える場合は15時間の休養時間に12時間の休養時間を加算し、予定乗務が出分の時間で22時から5時に当たる場合はその時間でする古どしているから、乗務時間制限を従前の9時間から最大11時間にまで延長したことに伴う不利益を一応緩和時間としているから、乗務時間が回り、本件就業規程は、航空機の遅延等やむを得ない事態が発生して休養時間が次の一連続の乗務に係わる勤務の前に確保できない場合は、少なくとも10時間の休養を与えることとし、また、特間が予定した時間の12分の10に満たなかった場合には、所定の休日に加えて一日の休日を基地帰着後に与える時間が予定した時間の12分の10に満たなかった場合には、所定の休日に加えて一日の休日を基地帰着後にきた。ととしているが、この例外規定に照らすと、航空機の遅延等の事態により実際の到着時刻が相当遅延したときによる場時間が19時間を超える場合に長時間の乗務に見合った休養時間が必ずしも保障を持ているととしているが、この例外規定に照らすと、航空機の遅延等の事態により実際の到着時刻が相当遅をしてとととしているが、この例外規定に照らすと、航空機の遅延等の事態により実際の到着時刻が相当遅をしてとととしているが表時間が19時間を超える場合にはできないというべきであるとはいる活動を表していまで表による不利益を緩和する古どとによる不利益を緩和する措置として十分であるとはいえないというべきである。また、前記第3の争いのない事実等で引用した原判決第2分におりというべきである。また、前記第3の争いのない事実等で引用した原判決第2分におりというべきである。また、前記第3の条にのない事実等で引用した原判決第2分にあるとはいるないまでは、対しないないまでは、対しないまでは、対しないまでは、対しないまでは、対しないまでは、対しないまでは、対しないまでは、対しないまでは、対しないまでは、対しないまでは、対しないまでは、対しないまでは、対しないまでは、対しないまでは、対しないまでは、対しないないまでは、対しないまでは、対しないまでは、対しないないまでは、対しないまでは、対しないまでは、対しないないないまでは、対しないないないないないまでは、対しないまでは、

```
た。
基地を離れた日数
              連続休日数
 1日又は2日
                 1日
 3日から5日
                 2日
 6日から8日
                 3日
9日から11日
12日から14日
                 4日
                 5日
```

そして、改定された本件就業規程では、次のとおり規定している。

3日から4日 2日 5日から9日 3 **B** 

10日から14日 4日 以上によれば、基地を離れた日数が4日まで、6日から8日まで、10日及び11日は従来と同じで、5日は休日が 1日増えているが、逆に9日、12日から14日までは休日が1日減っており、国際線で基地を長く離れることがある ことを考慮すると、必ずしも休日が増えたということではないので、本件就業規程改定による国際線基地帰着後の休日 の制度が乗務時間制限を最大11時間にまで変更したことによる不利益を緩和する措置として十分であるとはいえな l'

い。なお、証拠(甲1018の35頁、乙5の37頁)によると、控訴人においては、本件就業規程が改定される前は、シングル編成1回着陸で実乗務時間が9時間を超えた場合には、「特別乗務手当」が支払われていたところ、本件就業規程の改定にあわせて「長時間乗務手当」に再編されたが、その手当の支給基準は「特別乗務手当」のそれを大幅に下回っていることが認められ、長時間乗務に伴う手当等の財産的代替措置がされたとも認められない。ウ したがって、改定された本件就業規程による乗務時間及び勤務時間の変更に伴う代替措置は十分なものとはいえないというべきである。
(5) 労働組合等との交渉経過

、 こ/ の関照ロサビの文が経過 ア 前記第3の争いのない事実等(特に原判決第2分冊3頁ないし7頁,38頁ないし42頁)及び前記(2)アで認定した事実(特に(2)ア(シ)(ス))のほか、証拠(各項末尾に記載する。)及び弁論の全趣旨によると、次の事業が認められる。

定した事美(特に(2) ア(ン)(人))のはか、証拠(各項未尾に記載する。)及び弁論の全趣旨によると、次の事実が認められる。(ア) 動務協定で定められていた勤務基準の見直しの検討は、人件費効率向上などお及い下が共同してった人中費効率向上の必運航乗務職グループ長以下で検討を進めたが、円でしてったの運航乗務員の勤務基準の定実施に向けて検討を進め、路路維体の変化や機を進めたが、平成元年の見しした当時の高上という観点から労務部の運航乗務員職制や地上職からないでは、運航本部の工作の主にしていたの見直し検討の際には、運航本部の運航乗務員職制や地上職からないイザリーグループ会議を開催し、運航乗系員を含む現場の意見を聴取したものの、平成4年から平成5年にかけての見位に作業では、平成4年12月下旬から予めら享続を発見をもいけての見で、特に現場の運航乗務員の事ないでは、では、平成4年12月下旬から平成4年12月下旬にから下では、中で現代を実施に向けて教回開かれた5名の乗員部長の第一段では、中で現場に乗務員の事なが表述を表別では、東京の本の乗員部長の表ので、特に現場の運航人P48の原密記とを取する手続がとられたことはなく、動務基準案が策定された。(乙287の7頁以下、原審証人P48の原審第25年、1月1日によるくの表別を第2年、1月1日によるくの表別を発覚する、1月1日によるとの表別を発展していて、1月1日によるとの表別を表別では、1月1日に、1月1日に

は、同年7月からの新しい勤務基準案の実施は困難と考え、同年6月22日付けの書面(乙61,

回証人調書36頁ないし40頁)

本件就業規程改定による勤務基準の変更については、運航乗務員のほぼ全員が加入している乗員組合が反対し

した規定の合理性の有無

○ ( 1 ) 不利益の有無,内容及び程度 ア(ア) 前記3(1)アで述べたとおり,勤務協定及び改定前の本件就業規程では,シングル編成による3名編成機で予定着陸回数が1回の場合,連続する24時間中乗務時間9時間,勤務時間13時間を超えて予定してはならないと

へ(イ) 前記3 (1) アで述べたとおり、改定後の本件就業規程においては、2名編成機と3名編成機との間に差異を設けることなく、シングル編成で予定着陸回数が1回の場合、一連続の乗務に係わる勤務における乗務時間は、出頭時刻に応じて9時間ないし11時間、勤務時間は同じく13時間ないし15時間を超えて予定してはならないと改定され

た。 イ 以上によれば、シングル編成による3名編成機で予定着陸回数が1回の場合、本件就業規程の改定により、乗務時間及び勤務時間ともにその制限時間が最大で2時間延長されたことになる。また、前記3 (1) イで述べたとおり、マルティプル編成で運航していた路線をシングル編成で運航することが可能となり、シングル編成による3名編成機でも機長1名、副操縦士1名及び航空機関士1名の3名の運航乗務員だけで乗務時間中は休息をとることもできないまま、運航をすることが余儀なくされることになるのであり、相当に労働密度が強化される結果となった。したがって、本件就業規程の改定により、乗務時間及び勤務時間ともにその制限時間が最大で2時間延長されただけでなく、マルティプル編成で運航していた路線をシングル編成で運航することが可能となり、仮眠設備で休息をとることができなくなるなど、労働密度が強化されており、シングル編成による3名編成機で予定着陸回数が1回の場合の運航についての乗務時

間及び勤務時間の変更は、運航乗務員にとって大幅な不利益変更というべきである。 ウ 控訴人は、本件就業規程によって新たに発生した勤務自体の不利益性を判断するにあたっては、発生する可能性の ある勤務形態を論じるのではなく、実際に発生し運航乗務員が勤務に就いた実績のあるものを検討すべきであると主張

しかし、前記3(1)工で述べたとおり、就業規則は、労使関係において法的規範性を有するもので、画一的、定型的に定められる性質のものであり、就業規則に定められた勤務基準が労働契約の内容になり、これにより使用者は就業規則に定められた勤務基準に従って労働者に対して具体的に勤務を命ずることができるのであるから、就業規則変更による不利益の有無、内容や程度は、就業規則が定める勤務基準によって実施可能な勤務内容を比較検討すべきである。したがって、就業規則変更による不利益性を判断するにあたり実際に発生し運航乗務員が勤務に就いた実績を考慮すべきであるとする控訴人の前記主張は採用することができない。(2)変更の必要性の有無、内容及び程度 前記3(2)の必要性の有無、内容及び程度

(2) のとおり、乗務時間及び勤務時間の制限に関する勤務基準の変更について、その必要性は認められるものの、高度の必要性があったということはできない。 (3) 変更された就業規則の内容自体の相当性

ア 改定された本件就業規程の定めるシングル編成による3名編成機で予定着陸回数が1回の場合の運航についての乗 務時間及び勤務時間の制限は、運輸省航空局技術部長の定めた乗務時間の基準内にあり、関係法令に適合していること

は明らかである。 次に、上記制限の相当性について、2名編成機と同様に諸外国政府の定める基準や他の国内外の航空会社の基準と比較して検討する。

諸外国政府の基準との比較検討

シングル編成による3名編成機で予定着陸回数が1回の場合の各国政府の定める基準は、次のとおりである (ア) フンフル帰属による3名帰属機とアに有陸回数が「回り場合の行国政所の定める基準は、次のとおりである。 なお、3名編成機でも、2名編成機と同様に、改定された本件就業規程の効力が問題となっているので、本件就業規程 が改定された平成5年11月当時の基準をもって比較するのが相当であるが、当時の基準が不明なものについては、適 宜それ以降の基準も含め比較することにした。また、比較しやすくするため、細部の条件を捨象した。 1 日本

乗務予定時間制限は12時間以下で、勤務時間制限はない。(乙88、運輸省航空局技術部長通達)

米国

※ 米国連邦航空規則第121章の規定する国際線定期航空運送事業者に適用される連続する24時間の乗務(飛行)時間についての計画段階での制限値は、3名編成機についてはシングル編成が12時間までであり、勤務時間の制限は定めていない。(甲734、乙159、168、185、186の2) 英国

※英国航空局通達371号は、24時間以内の飛行勤務時間の計画段階での制限を定め、飛行前の休養状態、勤務の開始時刻、離着陸の回数及び航空機乗組員の編成、時差等に応じて制限値が定められているが、3名編成機については、離着陸が1回のときは、時差順応した最大飛行勤務時間制限は14時間で、時差順応していない最大飛行勤務時間制限 (甲753. は13時間である。 1151, Z168, 185.19002)カナダ

飛行勤務時間制限は14時間で、2名編成機と3名編成機で区別なし。(甲1151, 乙168, 185, 187の 2)

(5)

○無条件の飛行勤務時間制限は10時間で、条件により最大飛行勤務時間制限は14時間である。飛行勤務時間は勤務時間帯、着陸回数によって制限が異なる。2名編成機と3名編成機で区別なし。(甲1151, 乙159, 168, 185, 191の2の(二))

乗務時間制限は10時間で、飛行勤務時間制限は14時間。2名編成機と3名編成機で区別なし。(乙168、18 <u>5</u>, <u>1</u>9202) スイス

最大飛行勤務時間制限は14時間で、2名編成機と3名編成機で区別なし。(甲1151, 乙168, 185, 19 1の5の(二)) ⑧\_ オランダ

最大飛行勤務時間制限は14時間30分。2名編成機と3名編成機で区別なし。飛行勤務時間制限は出頭時刻,着陸 回数によって制限が異なる。(乙168)

プランマーク ポイント制を採用しているが、最大飛行勤務時間制限は14時間10分である。(甲1151、乙168、185、 191の4の(二)) 香港

最大飛行勤務時間制限は14時間。ただし,本件就業規程改定後のもの。(甲559,1151,乙168,18

(日本の) (日本 1時間ずつ延長が可能。2名編成機と3名編成機

で区別なし。(甲1151、乙159、168、185、189の2) (イ) 以上によれば、改定された本件就業規程が定めるシングル編成による3名編成機で予定着陸回数が1回の場合の最大乗務時間制限11時間、最大勤務時間制限15時間は、米国の乗務時間制限12時間よりは短いが、オーストラリアの8時間、フランスの10時間よりも長い。また、勤務時間制限15時間については、他のどの国よりも緩やかで

他の航空会社との比較検討

(ア) シングル編成による3名編成機で予定着陸回数が1回の場合の他の航空会社の基準は、次のとおりである。なお、2名編成機と同様に、本件就業規程が改定された平成5年11月当時の基準をもって比較するのが相当であるが、当時の基準が不明なものについては、適宜それ以降の基準も含め比較することにし、また、比較しやすいように乗務時間及び勤務時間の制限の長短だけで比較検討することにする。

同及び動物時間の制限の接触にはて比較検討することにする。 ① 米国のユナイテッド航空の基準は、乗務時間制限は12時間で、最大飛行勤務時間制限は13時間(ただし、太平 洋路線・大西洋路線は13時間30分)であるが、8時間を超えて運航する3名編成機は現在存在しない。アメリカン 航空の基準は、乗務時間制限は10時間で、飛行勤務時間制限は12時間30分、ノースウエスト航空の基準は、飛行 勤務時間制限は13時間で、換算乗務時間制限は11時間30分相当、デルタ航空の基準は、乗務時間制限は12時間 であり、飛行勤務時間制限は14時間である。(乙194,195の1,198の2,199の2,200の2,28 302)

② カナダのエアカナダの基準は、勤務時間制限は12時間で、換算乗務時間制限は10時間30分相当、カナディア

ン航空の基準は、勤務時間制限は14時間で、換算乗務時間制限は12時間30分相当である。ただし、いずれも現在は3名編成機は退役をしている。(乙194、195の1、202の2) ③ 英国航空の基準は、飛行勤務時間制限は12時間30分で、換算乗務時間制限は10時間30分相当である。(乙194、195の1、206の2)

- エールフランスの基準は、最大乗務時間制限は10時間で、最大飛行勤務時間制限は14時間である。(乙19 19501)
- 6 スイス航空の基準は、最大飛行勤務時間制限は14時間で、乗務時間制限に換算すると、12時間30分相当になる。ただし、現在は3名編成機は退役している。(乙195の1)
  ⑦ KLMオランダ航空の基準は、乗務時間制限は9時間で、修正飛行勤務時間制限は12時間30分である。(乙194、195の1、227の2、307)
  ⑧ キャセイ航空の基準は、最大飛行勤務時間制限は14時間で、最大換算乗務時間制限13時間相当である。(乙1
- 19501, 23204)
- シンガポール航空の基準は、最大飛行勤務時間制限は14時間で、最大換算乗務時間制限は12時間30分相当で。(乙194, 195の1)
- ある。(乙194,195の1) ⑩ カンタス航空の基準は,乗務時間制限は8時間で,勤務時間制限は11時間である。(乙194,195の1,2
- ① 全日空の基準は、乗務時間制限は11時間で、最大勤務時間制限は14時間である。(乙195の1) (イ) 以上によれば、改定された本件就業規程が定めるシングル編成による3名編成機で予定着陸回数が1回の場合の最大乗務時間制限11時間とする全国空と同じである。 が、最大勤務時間制限は全日空より1時間長い(なお、前記のとおり全日空は、運航乗務員の労働組合との間で労働協 定を締結してこの基準が定められている。)。また、乗務時間制限では、米国の航空会社で控訴人よりも長いものがあり、最大換算乗務時間制限でも欧州やアジアの航空会社で控訴人よりも長いものがあり、乗務時間制限では、控訴人の乗務時間制限が特に長いとまではいえない。しかし、勤務時間制限については、比較した各航空会社の中では最も長い ものになっている

この勤務時間制限が長いことにつき、控訴人は、実際の乗務時間及び勤務時間は制限枠ぎりぎりまでの勤務が設定されているわけではないと主張するが、ここでは勤務における使用者の具体的配慮の問題ではなく、労働条件の基準としてどこまで勤務を命ずることができるかが問題となっているのであるから、最大勤務時間制限 1 5 時間は他の航空会社からは突出しているといわざるを得ず、控訴人の主張は失当である。 なお、証拠(乙169の1、196の1、287の9頁、371、当審証人P53の当審第7回証人調書16頁)によれば、シングル紀頃による2名紀は機で不要等時間機能である。

よれば、シングル編成による3名編成機で予定着陸回数が1回の場合については、最近3名編成機が退役により減少する傾向にあるが、本件就業規程改定当時も、現在も他の航空会社において乗務時間制限が9時間を越える長距離運航の実績があると認められる。もっとも、本件では安全性の問題というよりも、労働条件の問題であるから、この運航実績をもって、上記の0世別航空会社の基準との比較検討の判断に直ちに影響を与えるものではない。 をもって、上記の他の エ 科学的研究の成果

工 科学的研究の成果
 科学的研究の成果
 科学的研究の成果については、前記3(3)オで述べたとおりである。ただし、シングル編成による2名編成機のみに関する部分、すなわち、同3(3)オ(イ)a、c及び(ウ)のうち国防調査研究局DERAが作成した報告書についての部分を除く。
 オ 以上を総合すると、改定された本件就業規程が定めるシングル編成による3名編成機で予定着陸回数が1回の場合の最大乗務時間11時間、最大勤務時間15時間の基準内容は、国の定める技術部長通達や関係活会には適合するよりは長く、また、勤務時間制限で見ると、どの国よりも緩やかであり、他の航空会社の勤務基準と比べると、乗務時間については、米国よりは短く、オーストラリア、フランスは長く、また、勤務時間制限で見ると、どの国よりも緩やかであり、他の航空会社の勤務基準と比べると、乗務時間は、控訴人の乗務時間が特に長いとまではいえないが、勤務時間については、比較した各航空会社の中では最も長いものになっていること、実証的科学的研究の結果からは、改定された本件就業規程が定める勤務基準が直ちに安全性に欠けるとか相当性に欠けるということはできないが、上記勤務基準に関連する疲労や睡眠等について指摘する研究結果、上記勤務基準を下回る乗務時間ないし勤務時間の提言あるいは検討の必要性を公表する研究結果が存在することはできないるととかのととであるというできないことを考慮すると、上記勤務基準が、不相当であると認めることはできないものの、労働条件としてその内容の相当性にはやや疑問があるというべきである。

の内容の相当性にはやや疑問があるというべきである。
(4) 代替措置の有無及び内容
前記3(4)で述べたとおり、改定された本件就業規程による乗務時間及び勤務時間の変更に伴う代替措置は十分なものとはいえないというべきである。
(5) 労働組合等との交渉経過
前記3(5)で述べたとおり、控訴人と乗員組合との間で、改定された本件就業規程による勤務基準の内容について実質的な協議が十分されておらず、同勤務基準に同意する労働組合はなく、同勤務基準の内容について運航乗務員の大半が反対し、他の従業員も同意するに至っていないのであるから、労働者の同意の面から同勤務基準の内容を合理的なものと推認することはできない。
(6) 変更の合理性の総合判断
そうすると、シングル網はによる3名網は機で予定美陸回数が1回の場合の運動について、本件就業相程改定による

(6) 変更の合理性の総合判断 そうすると、シングル編成による3名編成機で予定着陸回数が1回の場合の運航について、本件就業規程改定によって乗務時間及び勤務時間の制限を変更して延長したことは、運航乗務員にとって大幅な不利益変更であり、控訴人の経営改善の観点から、この変更の必要性はあったといえるが、高度の必要性は認められず、変更された内容自体もをまではいえないものの、相当性についてやや疑問があり、その変更に伴う代替措置も十分なものとはいえず、変更にいて控訴人の管理職を含め運航乗務員の大半が反対し、他の従業員も同意するに至っていないことを総合考慮すれば、上記乗務時間及び勤務時間の制限を変更した本件就業規程は、控訴人と被控訴人P1外11名を除く被控訴人らとの間において法的規範性を是認することができるだけの合理性を有すると認めることはできない。したがって、被控訴人P1外11名を除く被控訴人らについては、改定された本件就業規程が定めるシングル編成による3名編成機で予定着陸回数が1回の場合の運航についての乗務時間及び勤務時間の制限に関する勤務基準の規定の効力は及ばず、なお改なる。

なる。 以上によれば, 被控訴人P1外11名を除く被控訴人らの控訴人に対する、 控訴人との間で、 シングル編成による3 名編成機で予定着陸回数が1回の場合、連続する24時間中、乗務時間9時間を超えて、又は勤務時間13時間を超えて予定された勤務に就く義務のないことの確認請求は、理由があるというべきである。 5 シングル編成で予定着陸回数が2回の場合の運航についての乗務時間及び勤務時間の制限を変更した規定の合理性

の有無

変更の有無, 内容及び程度 (1)

ア(ア) 前記第3の争いのない事実等(原判決第2分冊47,54,55頁,原判決第1分冊別紙42頁の別表2)によれば、勤務協定(同じ内容が改定前の本件就業規程にも定められていた。)では、シングル編成で予定着陸回数が2回の場合、連続する24時間中乗務時間8時間30分、勤務時間13時間を超えて予定してはならないと定められていた。もっとも、前記3(1)アで述べたとおり、勤務協定では、シングル編成の定義として、2名編成機の規定はなく、昭和60年11月1日付けをもって改定前の本件就業規程のシングル編成の定義を改め、2名編成機をシングル編 成に含ませた

成に含ませた。 (イ) 前記第3の争いのない事実等(原判決第2分冊62頁,原判決第1分冊別紙43頁の別表7)によれば、改定 後の本件就業規程においては、2名編成機と3名編成機との間に差異を設けることなく、シングル編成で予定着陸回数 が2回の場合、一連続の乗務に係わる勤務における乗務時間は、出頭時刻に応じて8時間30分ないし9時間30分、 勤務時間は、出頭時刻に応じて13時間ないし14時間を超えて予定してはならないと改定された。 イ 以上によれば、シングル編成で予定着陸回数が2回の場合、本件就業規程の改定により、従来の乗務時間制限8時間20分で表表の発表時間20分で表表と14時間に延長し、乗務時間及び勤務時間とまた。

。 しかし、本件就業規程の改定により可能となった具体的事例として、成田から香港、成田からマニラをそれぞれB りで往復する乗務が勤務協定又は改定前の本件就業規程による乗務時間制限をわずかに越える場合であるとしても、 が、これである。 前人は、なお本件就業規程の改定によって変更された乗務時間制限9時間30分に近い乗務パターンを運航乗務員に応 じることが可能であるから、上記の具体的事例のように従来の乗務時間制限をわずかに越える場合があったとしても、 本件就業規程の改定による不利益性を左右するものではないというべきである。したがって、控訴人の上記主張は採用

することができない。 エ 控訴人は、本件就業規程によって新たに発生した勤務自体の不利益性を判断するにあたっては、発生する可能性の ある勤務形態を論じるのではなく、実際に発生し運航乗務員が勤務に就いた実績のあるものを検討すべきであると主張 する。

する。 しかし、前記3(1) 工で述べたとおり、就業規則は、労使関係において法的規範性を有するもので、画一的、定型的に定められる性質のものであり、就業規則に定められた勤務基準が労働契約の内容になり、これにより使用者は就業規則に定められた勤務基準に従って労働者に対して具体的に勤務を命ずることができるのであるから、就業規則変更による不利益の有無、内容や程度は、就業規則が定める勤務基準によって実施可能な勤務内容を比較検討すべきである。したがって、就業規則変更による不利益性を判断するにあたり実際に発生し運航乗務員が勤務に就いた実績を考慮すべきであるとする控訴人の前記主は採用することができない。

変更の必要性の有無、内容及び程度

(2) 変更の必要性の有無、内容及び程度 前記3(2)のとおり、乗務時間及び勤務時間の制限に関する勤務基準の変更について、その必要性は認められるものの、高度の必要性があったということはできない。 (3) 変更された就業規則の内容自体の相当性 ア 改定された本件就業規程の定めるシングル編成による予定着陸回数が2回の場合の運航についての乗務時間及び勤 務時間の制限は、運輸省航空局技術部長の定めた乗務時間の基準内にあり、関係法令に適合していることは明らかであ

上記制限の相当性について、1回着陸の場合と同様に、諸外国政府の定める基準や他の国内外の航空会社の基 準と比較して検討する。

諸外国政府の基準との比較検討

1 日本

2名編成機も3名編成機も、乗務予定時間制限12時間以下で、勤務時間制限はな 着陸回数1回と2回で区別なく (乙88,運輸省航空局技術部長通達)

着陸回数1回と2回で区別なく、前記のとおり、乗務時間制限は2名編成機で8時間、3名編成機で12時間であ (甲734, 乙159, 168, 185, 18602)

② 英国 シングル1回着陸と同様に、基準は飛行前の休養状態、勤務の開始時刻、離着陸の回数及び航空機乗組員の編成、時 差等に応じて制限値が定められているが、2名編成機については、飛行時間が9時間を超え11時間以下の場合におい て、離着陸が2回のときは、時差順応した最大飛行勤務時間制限は12時間30分であり、時差順応していない最大飛 行勤務時間制限は10時間45分である。また、3名編成機については、時差順応した最大飛行勤務時間制限は13時 間15分であり、時差順応していない最大飛行勤務時間制限は12時間30分である。(甲753、乙168、18 19002)

4 カナダ

/ 着陸回数1回と2回で区別なく,前記のとおり,2名編成機も3名編成機も飛行勤務時間制限は14時間である。( |1151,乙168,185,187の2) 甲1151, ⑤ ドイツ

着陸回数1回と2回で区別なく、前記のとおり、2名編成機も3名編成機も、無条件の飛行勤務時間制限は10時間で、最上派行勤務時間制限は14時間である。(甲1151、乙159、168、185、191の2の(二))

着陸回数1回と2回で区別なく、2名編成機も3名編成機も、最大飛行勤務時間制限は14時間30分である。(甲 1151, Z168) ⑩ デンマーク

着陸回数1回と2回で区別なく、2名編成機も3名編成機も、最大飛行勤務時間制限は13時間20分である。(乙 168, 185, 191の4の(二))

-ストラリア

(1) オーストラップ 着陸回数1回と2回で区別なく、2名編成機も3名編成機も,乗務(飛行)時間制限は8時間,飛行勤務時間制限は 11時間である。(甲1151, 乙168, 185, 189の2) (イ) 以上のとおり、着陸回数1回と2回で区別しないところが多く、また、2名編成機も3名編成機も,予定着陸 回数が1回の場合のそれの箇所で述べたことがここでも当てはまり、2名編成機では、控訴人の乗務時間制限は長いますはいまない。 い方であり、勤務時間制限は特に長い。また、3名編成機では、控訴人の乗務時間制限は特に長いとまではいえないが、勤務時間制限は最も長いといえる。

他の航空会社との比較検討

- ウ 他の航空会社との比較検討
  (ア) シングル編成による予定着陸回数が2回の場合の他の航空会社の基準は、次のとおりである。なお、予定着陸回数が1回の場合と同様に、本件就業規程が改定された平成5年11月当時の基準をもって比較するのが相当であるが、当時の基準がで明なものについては、適宜それ以降の基準も含めて比較することにし、また、比較しやすいように乗務時間及び勤務時間の制限の長短だけで比較検討することにする。
  ① 米国のユナイテッド航空の基準は、2名編成機では乗務時間制限が8時間で、最大飛行勤務時間制限は13時間、3名編成機では乗務時間制限が12時間で、最大飛行勤務時間制限は13時間(ただし、本土とハワイ間は14時間)である。アメリカン航空の基準は、2名編成機では乗務時間制限が8時間で、飛行勤務時間制限は12時間30分である。ノースウエスト航空の基準は、2名編成機では乗務時間制限が12時間で、飛行勤務時間制限は13時間、3名編成機では乗務時間制限は13時間で、飛行勤務時間制限は13時間で、発行動務時間制限は13時間で、発行動務時間制限は13時間で、発行動務時間制限は13時間で、発行動務時間制限は13時間で、発行動務時間制限は13時間で、飛行動務時間制限は13時間で、飛行動務時間制限は13時間で、飛行動務時間制限は13時間で、飛行動務時間制限は13時間で、飛行動務時間制限は13時間で、飛行動務時間制限は13時間で、飛行動務時間制限は13時間で、飛行動務時間制限は13時間で、飛行動務時間制限は13時間で、飛行動務時間制限は13時間で、飛行動務時間制限は14時間である。(乙194、195の2、199の2、200の2) 2, 20002)
- 2、 200027 ② カナダのエアカナダの基準は、2名編成機では出発と到着が基地と同一時差内であれば飛行勤務時間制限は14時間で、時差が4時間を超えるときは飛行勤務時間制限は12時間であり、現在は退役しているが、3名編成機では出発と到着が基地と同一時差内であれば飛行勤務時間制限は14時間である。また、カサディアン航空の基準は、2名編成機の35世界が開始に関する。 機の飛行勤務時間制限は12時間であり、3名編成機は飛行勤務時間制限は14時間である。 20202)
- 2,20202) 3 英国航空の基準は、2名編成機の国際線では乗務時間制限が9時間15分、1飛行区間は7時間以下であり、欧州域内及び国内線では最大飛行勤務時間制限は12時間であり、3名編成機(国際線)では最大飛行勤務時間制限は12時間30分である。(乙194、195の2、206の2) 4 ルフトハンザ航空の基準は、2名編成機と3名編成機で区別はなく、最大飛行勤務時間制限は13時間30分である。(甲687の2、乙104の2、195の2、209の2) 5 エールフランスの基準は、2名編成機も3名編成機も、最大飛行勤務時間制限は14時間である。(乙195の
- 3° 5°
- 2)
- 2名編成機では最大飛行勤務時間制限が12時間15分で、3名編成機は現在では退役して
- ② へうへ加工の空中は、2句編成機では取入飛り到拐時間削限が「2時間」3万で、3名編成機は現住では返役しいるが、最大飛行勤務時間制限は14時間である。(乙194、195の2)。
  ⑦ KLMオランダ航空の基準は、2名編成機では乗務時間制限が9時間で、修正飛行勤務時間制限は12時間であり、3名編成機では乗務時間制限が9時間で、修正飛行勤務時間制限は12時間30分である。(乙195の2) ⑧ キャマイ航空の基準は、2名編成機も3名編成機も、最大飛行勤務時間制限は13時間15分である。(乙19
- **の2**, 23204)
- ③ ・シンガポール航空の基準は、2名編成機では最大乗務時間制限が9時間で、最大飛行勤務時間制限は12時間30分であり、3名編成機では最大飛行勤務時間制限は13時間15分である。(乙195の2)
   ⑩ カンタス航空の基準は、2名編成機で長距離の場合、乗務時間制限が8時間30分で、勤務時間制限が11時間であり、3名編成機で長距離の場合、乗務時間制限が8時間で、勤務時間制限が11時間である。(乙195の2,23 402)
- ⑪ 全日空の基準は,2名編成機も3名編成機も,乗務時間制限が8時間30分で,最大勤務時間制限が13時間であ

科学的研究の成果

科学的研究の成果は、前記3(3)才で述べたとおりである。 オ 以上を総合すると、改定された本件就業規程が定めるシングル編成で予定着陸回数が2回の場合の最大乗務時間9時間30分、最大勤務時間14時間の基準内容は、諸外国の政府の定める基準及び他の航空会社の勤務基準と比較して、2名編成機では、控訴人の乗務時間及び勤務時間の制限は長く、また、3名編成機では、控訴人の乗務時間は長いとまではいえないが、勤務時間は長いこと、実証的科学的研究の結果からは、前記3(3)カの関係部分で述べたとおり、改定された本件就業規程が定めるシングル編成で予定着陸回数が2回の場合の勤務基準が、直ちに安全性に欠けるとか相当性に欠けるということはできないが、何らの問題もないとされているものとはいえないことを考慮すると、当該務基準が不相当であると認めることができないものの、労働条件としての相当性には疑問が残るというべきであるス

(4) 代替措置の有無及び内容前記3(4)で述べたとおり、休養時間につき、予定乗務時間が9時間を超えて10時間以内の場合は12時間の休養時間に6時間の休養時間が加算されることになるが、航空機の遅延等の事態により実際の到着時刻が相当遅延したときには、予定乗務時間が9時間を超える場合に長時間の乗務に見合った休養時間が必ずしも保障されるとは限らず、その遅延により休養時間が減少することになるので、本件就業規程改定による休養時間の制度がシングル編成で予定着陸回数が2回の場合の乗務時間制限を最大9時間30分にまで変更したことによる不利益を緩和する措置として十分であるとはいえない。また、本件就業規程改定による国際線基地帰着後の休日の制度が乗務時間制限を最大9時間30分にまで変更したことによる不利益を緩和する措置として十分であるとはいえない。さらに、長時間乗務に伴う手当等の財産的代替措置がされたとも認められない。したがって、シングル編成で予定着陸回数が2回の場合の乗務時間及び勤務時間の制限の変更に伴う代替措置は十分なものとはいえないというべきである。

時間の制限の変更に行う代替指置は下がなものとはいえないというべきである。 (5) 労働組合等との交渉経過 前記3(5)で述べたとおり、控訴人と乗員組合との間で、改定された本件就業規程による勤務基準の内容について 実質的な協議が十分されておらず、同勤務基準に同意する労働組合はなく、同勤務基準の内容について運航乗務員の大 半が反対し、他の従業員も同意するに至っていないのであるから、労働者の同意の面から同勤務基準の内容を合理的な ものと推認することはできない。 (6) 変更の合理性の総合的判断

(6) 変更の合理性の総合的判断
そうすると、シングル編成で予定着陸回数が2回の場合の運航について、本件就業規程改定によって乗務時間制限及び勤務時間制限を変更して延長したことは、運航乗務員にとってがりの不利益変更であり、控訴人の経営改造のよう。
で変更の必要性はあったといえるが、高度の必要性は認められず、変更された内容自体もいれて、とないものの、相当性には疑問が残り、その変更に伴う代替措置も十分なものとはいえず、変更について控訴人の管理職を含め運航乗務員の大半が反対し、他の従業員も同意するに至っていないことを総合考慮すれば、上記乗務時間及び勤務時間の制限を変更した本件就業規程は、控訴人と被控訴人P1外11名を除く被控訴人らとの間において法的規範性を是認することができるだけの合理性を有すると認めることはできない。したがって、被控訴人P1外11名を除く被控訴人らについては、改定された本件就業規程が定めるシングル編成で予定着陸回数が2回の場合の運航についた乗務時間及び勤務時間の制限に関する勤務基準の規定の効力は及ばず、なお改定前の本件就業規程が定めていた乗務時間及び勤務時間の制限に関する勤務基準の規定の効力は及ばず、なお改定前の本件就業規程が定めていた乗務時間及び勤務時間の制限に関する勤務基準の規定の効力は反はず、なお改定前の本件就業規程が定めていた乗務時間及び勤務時間の制限に関する勤務基準の規定が適用されるものということになる。以上によれば、被控訴人P1外11名を除く被控訴人らの控訴人に対する、控訴人との間で、シングル編成で予定着陸回数が2回の場合、連続する24時間中、乗務時間8時間30分を超えて、又は勤務時間13時間を超えて予定され

陸回数が2回の場合、連続する24時間中、乗務時間8時間30分を超えて、又は勤務時間13時間を超えて予定された勤務に就く義務のないことの確認請求は、理由があるというべきである。

-連続の乗務に係わる勤務完遂に関する勤務基準を変更した規定の合理性の有無

| ) 不利益変更の有無、内容及び程度 | 前記第3の争いのない事実等(原判決第2分冊64頁ないし66頁)によれば,一連続の乗務に係わる勤務完遂に ういて,

(ア) 勤務協定では、次のとおり定めていた(甲1の84頁)。 12 乗務時間及び勤務時間の延長

- (1)乗務割の一連の乗務の実施中における乗務時間、勤務時間、又は着陸回数の延長及び中断は他の乗員と協議
- 機長の決定による。 ・) 本協定「適用」第9項(1)及び(2)の乗務時間、勤務時間及び着陸回数の制限を超えた場合は、少なくと (2) も12時間の休養をとらなければならない。 (イ) 改定前の本件就業規程では、次のとおり定めていた(甲3の26頁)。

(勤務時間及び乗務時間の延長)

(第12条 乗務割の一連の乗務の実施中における乗務時間,勤務時間又は着陸回数の延長及び中断は,機長が他の乗務員と協議し決定する。 2.第10条の乗務時間,勤務時間および着陸回数の制限を超えた場合は,少なくとも12時間の休養を与える。 (ウ) な定後の本件就業規程では、次のとおり定められている(甲4の25頁)。

(一連続の乗務に係わる勤務完遂の原則) 第12条 乗務割上の一連続の乗務に係わる勤務は、開始後完遂することを原則とする。但し、他の乗員と協議し、 航状況、乗員の疲労度その他の状況を考慮して運航の安全に支障があると機長が判断した時は中断しなければならな

第10条の乗務時間、勤務時間および着陸回数の制限を超えた場合は、次の12時間以上の休養を予定する地点で

2. 第10条の乗務時間,勤務時間および着陸回数の制限を超えた場合は、次の12時間以上の休養を予定する地点で少なくとも15時間の休養を与える。
イ 被控訴人らは、勤務協定及び改定前の本件就業規程によれば、乗務開始後何らかのイレギュラーが生じ、乗務時間を延長して乗務時間制限を超える乗務を行わなければ、予定された乗務けにない場合を考慮し、更務時間の制限を超える乗務を行わなければ、予定された乗務時間を通航乗務員のでも、乗務時間及び勤務時間の制限を超える乗務を行わないのが原則であり、機長は、当該運航無務員の定労を考慮し、勤務時間の制限を基に延長又は中断の判断を行い、延長の判断がされるのは例外的であったが、対議程の改定によりこの原則と例外が逆転し、勤務完遂が原則となって中断が例外となり、改定後の本件就業規程の乗務時間及び勤務時間の制限にかかわらず、控訴人の実際の運用も、交替乗員の手配や休養の準備を行わず、当該乗務員の疲労度を確認することなく、目的地までの継続乗務を原則とした対応を行っており、機長の判断も、乗務時間制限が勤適等の方が定しる例外的となったのであって、従前の勤務協定及び改定前の本件就業規程が定めていた乗務時間の延長に関する規定を不利益に変更したと主張する。(ア)前記第3の争いのない事実等(特に原判決第2分冊4頁ないし7頁)のほか、証拠(各項の末尾に記載する。)及び弁論の全趣旨によると、次の事実が認められる。
a 昭和35年、控訴人と乗員組合が協定を締結し、機長と運航管理者の協議・合意により延長が可能であるとし、また、昭和38年には、控訴人と乗員組合が協定を締結し、機長判断による。乗務時間、勤務時間制限を超えて乗務することができる限度(国内線20分、国際線4時間)を卸文化した。(甲380)と乗員組合から分裂した運航乗員組合は、控訴人との間で、乗務時間の延長及び中断につき、次のように規を登りを締結してその効力が生じたが、その協定では、乗務時間及び勤務時間の延長及び中断につき、次のように規

- 定された。(乙2) 10.乗務時間及び勤務時間の延長及び中断 (1)乗務割の一連の乗務の実施中におけ 乗務割の一連の乗務の実施中における乗務時間,勤務時間又は着陸回数の延長及び中断は,他の乗員と協議し
- 機長の決定による。 (2) 前記7— -イ及び口の乗務時間,勤務時間及び着陸回数のの制限を超えた場合は少くとも12時間の休 養をとらなければならない。 (3)
- いし35頁)
- いし35頁) (イ) 前記アの事実によると、勤務協定及び改定前の本件就業規程が定めていた乗務時間及び勤務時間の延長に関する各規定と改定後の本件就業規程が規定する一連続の乗務に係わる勤務完遂の原則に関する規定とは、明らかに文言が異なり、控訴人の運航企画部が本件就業規程の改定に際し、各部門に配布した「運航乗務員就業規程対比表」(甲77の8頁)をみると、一連統の乗務に係わる勤務完遂の原則に関する規定について、その「備考欄」に「この項、大幅改訂。」と記載しており、その文言を変更したことは明らかである。また、41年協定に勤務完遂の原則が盛り込まれていたか否かについては、その文言自体からは明らかでないが、控訴人と運航乗員組合双方で組織された勤務協定委員会が作成した41年解説書では勤務完遂の原則が盛り込まれたことを前提とする記載があるので、これらの事情によれば、41年協定に乗務割完遂の原則が盛り込まれたことを前提とする記載があるので、これらの事情によれば、41年協定では文言自体からは明らかでないが、乗務割完遂の原則の趣旨が含まれることを控訴人と運航乗員組合との間で確認されていたと認められる。しかし、昭和48年の勤務協定の締結説書を示すなどし、控訴人は、昭和41年協定の解記書を示すなどし、昭和41年協定に照らし、昭和41年協定と同じような文言をもって昭和48年の勤務協定が規定されたとしても、これを記述とに反らし、昭和41年協定と同じような文言をもって昭和48年の勤務協定が規定されたととを確認したと認めることを確認したと認めることを確認したと認めることはできない。 とはできない。
- とはできない。 もっとも、被控訴人らは、従前の勤務協定及び改定前の本件就業規程によれば、乗務開始後何らかのイレギュラーが 生じ、乗務時間を延長して乗務時間制限を超える乗務を行わなければ、予定された乗務が完了しない場合でも、乗務時 間及び勤務時間の制限等を遵守してそれ以上勤務を継続しないのが原則であり、機長は、当該乗員の疲労を考慮し、勤 が設定上の乗務時間及び勤務時間の制限に基づき延長又は中断の判断を行い、延長の判断がされるのは例外的であった と主張する。

必すしも明らかではないので、実際に本件就業規程の改定前後において控訴人の実際の運用に変更があったのか否か不明であるが、仮に、被控訴人らが主張するように、控訴人の実際の運用において変更があったとしても、勤務協定及び改定前の本件就業規程の下においても、控訴人がある時点で機長による継続か中断かの判断を支援するような運用をしないという変更をしていたならば同様な問題が生じたはずであり、これは本件就業規程改定の有無とは直接関連しない控訴人の具体的な安全配慮における運用の問題であり、上記のとおり本件就業規程の改定前後において、規定の実質的な趣旨は変更されておらず、控訴人の実際の運用をもって、従前の勤務協定及び改定前の本件就業規程が定めていた乗務時間及び勤務時間の延長に関する規定を不利益に変更したということはできない(勤務完遂の原則が明確になったからといって、実際の運用にあたりは上版員の機長等に対する運航の安全が確保されるための支援を行わなくてもよいということにならないのは当然である。)。 必ずしも明らかではないので,実際に本件就業規程の改定前後において控訴人の実際の運用に変更があったのか否か不

したがって、本件就業規程の改定により不利益変更があったとする被控訴人らの主張はたやすく採用すること

ができない。

からさない。 か 前記イのとおり、改定された本件就業規程が定める一連続の乗務に係わる勤務完遂に関する規定は、従前の勤務協 定及び改定前の本件就業規程が定める乗務時間及び勤務時間の延長に関する各規定と対比して、文言上の変更はあるも のの、不利益に変更したということはできない。 なお、念のため、勤務完遂に関する規定の文言を変更しているので、その必要性や変更された規定内容の相当性等に ついても、以下判断することとする。 (2) 変更の必要性の有無及び内容

(2)

(2) 変更の必要性の有無及び内容 ア 前記3(2)のとおり、本件就業規程改定による勤務基準の見直しは、控訴人の業績悪化を背景とした構造改革施策の実施の一環として、コスト削減による人件費効率向上という目的のために行われたものであるが、改定された本体就業規程が定める一連続の乗務に係わる勤務完遂に関する規定は、直ちに費用削減の効果があるとはいえず、控訴人と経営状況の悪化を改善させるための施策として必要性があったとまではいえない。イしかし、前記(1)イで認定したとおり、昭和48年の勤務協定の締結にあたり、乗務割完遂の原則を盛り込むかず、その後も、控訴人と乗員組合との間で対立し、結局、乗務割完遂の原則を明確に規定することはできないで、控訴人と乗員組合との間で対立し、結局、乗務割完遂の原則を明確に規定することはできないで、控訴人と乗員組合との間で対立し、現場が混定の中に乗務割完遂の原則が盛り込まれているきず、その後も、控訴人と乗員組合との間で対立し、現場が混乱することもあったことが認められる。切上の事実のほか、前記(1)のとおり改定された本件就業規程が定める一連続の乗務に係わる勤務完遂に関する名規定が従前の勤務協定及び改定前の本件就業規程が定める乗務時間及び勤務時間の延長に関する各規定を実質的に不利益に変更したとまではいえず、後記(3)のとおり、運輸大臣の認可を受けた控訴人の運航規程では勤務完遂の原則が定められ、本件就業規程が定める一連続の乗務に係わる勤務完遂の原則に関する規定内容も相当であることに照らせば、で動られ、本件就業規程が定める一連続の乗務に係わる勤務完遂の原則に関する規定内容も相当であることにいて、運航の現場における混乱を避けるため、勤務完遂の趣旨を明確にする必要性があったということができる。

前記第3の争いのない事実等(特に原判決第2分冊19頁ないし26頁)のほか、証拠(乙85の2、86の2)

ア 前記第3の争いのない事実等(特に原判決第2分冊19頁ないし26頁)のほか、証拠(乙85の2、86の2)によると、次の事実が認められる。
(ア) 運輸大臣の認可を受けた控訴人の運航規程では、「乗務割の運用」の中の「4.乗務の中止」において、「運航乗務員は、その乗務割に従って乗務を完了する。ただし、不測の事態(IRREGULARITY)により(前記の)乗務割の基準をこえる場合、機長(PIC)が運航状況、運航乗務員の疲労度その他の状況を十分考慮して安全上支障があると判断したときには、その乗務を中止しなければならない。」と規定している。
(イ) 運航規程の下部規程である控訴人のOM(オペレーション・マニュアル)の「乗務割の運用」の中の「4.乗務の中止」において、「運航乗務員は、その乗務割に従って乗務を完了する。ただし、不測の事態(Irregularity)により(前記の)乗務割の基準を超える場合、PICが運航状況、運航乗務員の疲労度その他の状況を十分考慮して安全上支障があると判断したときには、その乗務を中止しなければならない。」と規定している。

外国政府や国内外の航空会社の基準 (ア) 全日空

全日空のOMの「乗務員の勤務および休養」に関する「③乗務割の運用」の「(1)乗務の中止」では次のように 規定されている。 (Z422)

a 宝白 200 MMの中止」では次のように 規定されている。(乙422) 「運航乗務員は、予定された乗務割に従って乗務を完了するものとする。ただし、不測の事態により上記②に定める乗 務割の基準を超える場合、機長が運航状況、運航乗務員の疲労度、その他の状況を十分考慮して、安全上支障があると 判断した時は、その乗務を中止しなければならない。」 b 全日空全員組合との労働協約(1995年8月1日付け「組合と会社との取り決め」(甲564))で は、国内線の勤務(割)の基準の中の「(9)乗務時間及び着陸回数の延長等」という項目では、「① 予定された乗務は完遂するものとする。但し、イレギュラーが発生した後の勤務の継続、並びにエマージェンシーラン ディングを行った以降の乗務については、機長は運航状況、疲労度等を勘案の上、他の運航乗務員と協議し決定する。 尚、腎定された勤務として決定する。上記着陸回数においては5回、乗務時間においては7時間、勤務ら間においては1 分決定について、会社はこれに言及しないものとする。」と規定している。(2002年8月1日付け「組合と会社との取り決め」(甲1106の2)の勤務(割)の基準の中の「(10)乗務時間・勤務時間及び着陸回数の延長等」という項目でも同様の規定とないものとする。」と規定している。(2002年8月1日付け「組合と会社との取り決め」(甲1106の2)の勤務の延長」については、「予定された勤務は完遂するものとする。但し、イレギュラーが発生した後の勤務の継続・中断、並びにエマージェンシーランディングを行った以降の乗務については、機長は運航 状況、疲労度等を勘案の上、他の運航乗務員と協議し決定する。なお、予定された勤務の継続については、第5項にい すまた、国際線についての「勤務の延長」については、「予定された勤務の継続については、第5項にい ず発生した後の勤務の継続・中断、並びにエマージェンシーランディングを行った以降の乗務については、 第5項目でも同様の規定となる。但し、イレギュ運にい すまた、上間機長の勤務の継続については、第5項にい う勤務の予定的制限の表に着陸回数において1回を加えた回数、乗務時間においては、テイクオフリターンも含むものと する。また、上記機長の決定について、会社はこれに言及しないものとする。」と規定している。(2002年8月1日付け「組合と会社との取り決め」(甲1106の2))

(イ) 日本エアシステム。 a 日本エアシステムの運航業務実施規程では、次のとおり規定されている(乙421)

a 日本エアンステムの連航業務美施規程では、次のとおり規定されている(242 T)。 (a) 「乗務割の運用」の冒頭に、「勤務は、運航乗務員が予定された勤務割(乗務割を含む)に従って勤務、また は乗務に就き、完了することを原則とする。」と規定する。 (b) 「乗務割の運用」の中の「(4)乗務の中止」において、「勤務中、不測の事態が発生し、乗務時間、勤務時 間および着陸回数が前記1.に規定する基準を超えることが予想される場合、PICは、運航状況、疲労度、その他を 考慮して、安全上、支障があると判断した場合は、乗務を中止しなければならない。」と規定している。

b 日本エアシステムと日本エアシステム乗員組合との間の平成2年2月3日付け国際線勤務協定の「第4条 勤務の基準」の「2. 勤務の継続」では、次のとおり規定されている。(甲1106の3、乙420) 「予定された勤務はこれを完遂するものとする。但し、乗務の実施中において前項(1)号に定める着陸回数(2回) ・飛行時間(8. 5時間)・勤務時間(13時間)を超え、又は超えると予測される場合は、機長は運航状況、疲労度などを勘案のうえ、予定された勤務の継続の可否を決定するものとする。なお、機長の決定に際しては、着陸回数3回、飛行時間9. 5時間、勤務時間15時間を判断の要素とする。機長の決定に対し、会社は言及しないものとする。

日本エアシステムと日本エアシステム乗員組合との間の国内線に関する協定では、勤務完遂の規定は存在しな (甲1106の3)

い。(甲100の3) (ウ) 英国航空の基準は、機長が安全な運航を保障できる場合、勤務時間制限を延長してもよいが、緊急の場合を除き、通常の勤務時間制限を超えて延長できるのは最大限3時間までとする。(乙104の3) (エ) 米国では、連邦航空規則により、イレギュラーが発生した場合でも、運航乗務員は16時間を超えて勤務することができないとされている。(甲1073の2) (オ) ユナイテッド航空では、1時間30分を限度としてパイロットの同意なしに延長を命ずることができ、パイロットが同意した場合でも合計勤務時間14時間30分を超えて延長することはできないことを原則としており、太平洋路の3名編成機のシングル編成の場合、実勤務時間は14時間に制限されるが、最大13時間30分の勤務時間が予日ですれていた場合。条件はまではあるが最大するではあるが最大ではあるが最大ではあるが最大ではあるが最大ではあるが、日本ではあるが最大ではあるが最大ではあるが最大である。(甲 

(カ) -スウェスト航空では,協定により実際の勤務時間は,最大でも15時間までとされている。(甲691の 1及び2)

(キ) ルフトハンザ航空では、勤務協定ではすべて機長の判断に委ねられているが、ドイツの法的規制により延長は 2 時間までと定められているので、この制約を受ける。(甲340の1) (ク) カナダでは、イレギュラーが発生した場合、飛行勤務時間・飛行時間について、一定の条件の下、3 時間を限度に延長を許している。(甲679の1、2)

代替措置等

(4) 代替措置等
(代替措置といえるか否かはともかくとして、前記(1) アのとおり、従来の勤務協定や改定前の本件就業規程では、
乗務時間、勤務時間及び着陸回数の制限を超えた場合は、少なくとも12時間の休養をとらなければならないとされていたが、改定された本件就業規程では、乗務時間、勤務時間及び着陸回数の制限を超えた場合は、次の12時間以上の
(表を予定する地点で少なくとも15時間の休養を与えるとしており、休養時間が延長されている。
(5) 労働組合等との交渉経過
労働組合等との交渉経過
労働組合等との交渉経過については、前記3(5)のとおりであり、改定された本件就業規程による勤務基準の内容
について運航乗務員の大半が反対し、他の従業員も同意するに至っていない。しかし、前記(1)のとおり、改定され
た本件就業規程が定める一連続の乗務に係わる勤務完遂に関する規定は、従来の勤務協定が規定していた乗務時間及び
勤務時間の延長に関する規定から実質的に変更されていないので、改定された本件就業規程が規定する勤務完遂の原則
や勤務中断に関する規定につき、運航乗務員の大半が反対し、他の従業員も同意するに至っていないとしても、その内容の合理性は否定されないというべきである。

変更の合理性の総合的判断

(6) 変更の合理性の総合的判断 そうすると、改定された本件就業規程が定める一連続の乗務に係わる勤務完遂に関する規定は、従前の勤務協定及び改定前の本件就業規程が定める乗務時間及び勤務時間の延長に関する各規定と対比して、文言上の変更はあるものの、従前の勤務基準を不利益に変更したということはできない。そして、勤務完遂に関する規定とが変更されたとしる上、その変更について動務完遂の趣旨を明確にする必要性は認められ、その規定の内容自成ということがで来の勤務協定していた乗務時間、勤務時間及び勤務時間の延長に関する規定から表情間を表され、その内容は、従来の勤務協定していた乗務時間及び勤務時間の延長に関する規定から表質的に変更されていないから、改定された本件就可規定の内容は、従来の勤務に優が定める一連続の乗務に係わる勤務完遂に関する規定につき、運航乗務員の大半が反対し、他の従業員も同意するとが定める一連続の乗務に係わる勤務完遂に関する規定につき、運航乗務員の大半が反対し、他の従業員も同意するとが定める一連続の乗務に係わる勤務完遂に関する規定につき、運航乗務員の大半が反対し、他の従業員も同意する規定は法的規範性を是認することができるだけの合理性を有するというべきである。したがって、被控訴人P1外11名を除く被控訴人らの控訴人に対する、控訴人との間で、乗務割上の一連続の乗務に係わる勤務を関抗人P1外11名を除く被控訴人らの控訴人に対する、控訴人との間で、乗務割上の一連続の乗務に係わる勤務を経続すればこれを超えることとなる事態が発生した場合において、機長が他の運航乗務し、運航の安全に支険がないと判断したときでない限り、その勤務を完遂しなければならないとの義務がないことの確認請求は、理由がないというべきである。

認請求は、理由がないというべきである。 7 国内線の連続乗務日数に関する勤務基準を変更した規定の合理性の有無

国内機の定義を通過に関する副領衛生を変更した就定の日曜日の日無 ) 不利益変更の有無、内容及び程度 前記第3の争いのない事実等(原判決第2分冊88頁ないし90頁)によれば、国内線の連続乗務日数について、 7) 勤務協定では、次のとおり定めていた(甲1の86頁)。 (ア)

適用 II

16. 休日及び休養 (3) 基地に於ける休養 イ 国内線(ジェット機)

- 国内線 (フェット版) 国内線の乗務は連続3日を限度とし、休日は次のとおりとする。 (イ) 連続2日の乗務をおこなった後は、少なくとも1日の休日 (ロ) 連続3日の乗務をおこなった後は、少なくとも2日の休日
- 改定前の本件就業規程は、次のとおり定めていた(甲3の27,28頁)。 **(1)**

(休日及び休養)

第16条

基地における休養 ) 国内線(ジェット機)

- (1) 国内禄(ンエツト機) 国内線の乗務は連続3日を限度とし、休日は次のとおりとする。 a 連続2日の乗務を行った後は、少なくとも1日の休日 b 連続3日の乗務を行った後は、少なくとも2日の休日 (ウ) 改定後の本件就業規程は、次のとおり定めている(甲4の26頁)。 (乗務に関する日数制限)

(来務に関する日数制限) 第15条 国内線の乗務は連続5日を限度とする。 イ 以上によれば、国内線の連続乗務日数について、従来3日を限度としていたものを5日まで連続乗務ができるよう にしたものであり、月間の休日数(10日)や月間の所定就業時間数(175時間)に変更はないものの、控訴人は従 前に比較してより長い日数の連続乗務を命ずることが可能になったのであって、この連続乗務の制限日数が3日から5 日に延長されれば、連続乗務によって運航乗務員の心身に与える負荷は増大し、それに応じて疲労の程度は本件就業規 程の改定前に比較して当然に重くなるというべきであるから、この変更自体が労働条件の大幅な不利益変更というべき である

いと主張する。

務員に不利益を与えてまで本件就業規程改定により国内線の連続乗務日数制限に関する勤務基準を変更する高度の必要性は認められないというべきである。したがって、控訴人の必要性に関する前記主張は採用することができない。ウ 控訴人は、国内線の連続乗務日数制限を緩和したのは、「集中勤務・集中レスト」という考え方を導入したものであり、運航乗務員の間にこの考え方を望む声があったと主張し、これに沿う証拠(甲380の16頁、乙114の13頁、287の13頁、原本証人P48の原審第25回証人調書83項ないし86項、当審証人P53の当審第7回証人 調書26頁)が存在する

調書26頁)が存在する。
しかし、甲第380号証の記載は、国内線の連続乗務日数制限の緩和を前提とした記載であるか否かは不明であること、原審証人P48の証言や同人の陳述書(乙114)の陳述の内容は抽象的である上、国内線の連続乗務日数制限の緩和を前提とした意見であるか否か不明であること、さらに、当審証人P53は、B767運航乗員部長から同乗員のの多くの乗員から3日連続の休日が欲しいという要望が出ているという説明があったと証言し、また、同様の陳述(287)をするが、国内線の連続乗務日数制限の緩和を前提としたで要望が出ているという説明があったと証言し、また、同様人において、287)をするが、国内線の連続乗務日数制限を緩和しても連続休日の日数を増やすことを望むかどうかの調査を行い、その賛否の割合を把握したことを認めるに足りる証拠はなく、前記3(5)のとおり、本件就業規程の改定について、控訴人の管理職を含め運航乗務員の大半が反対し、他の従業員も同意するに至っていないことを考慮すれば、仮に「集中勤務・集中レスト」という考え方に賛成する運航乗務員がいたとしても、国内線の連続乗務日数制限を緩和した上前記の語拠によっては、国内線の連続乗務日数制限を緩和することを前提にして「集中勤務・集中レスト」というの導入を望む声が運航乗務員にあったとまでは認められない。したがって、この点に関する控訴人の主張は採用することができない。
エ そうすると、本件就業規程の改定により国内線の連続乗務日数制限を緩和する高度の必要性があったとはいうことはできない。

はできない。

(3) 変更された勤務基準の内容自体の相当性 ア 平成5年11月当時,我が国において,国内線の連続乗務日数制限について特に国としての基準は定められていなかったし、現在も定められていない(弁論の全趣旨,なお,平成12年2月1日から運輸省航空局の運航規程審査要領細則(乙30202)に「連続する7日間のうち1暦日(外国においては連続する24時間)以上の休養を与えるこ と」という基準が定められた。)

と」という基準が定められた。)。 また、乙第85号証の2及び弁論の全趣旨によれば、運輸大臣の認可を受けた控訴人の運航規程では、連続する24時間中で乗務時間は8時間、勤務時間は13時間、着陸回数は6回を限度とし、これを超えて予定してはならないこと、連続する7暦日のうち少なくとも1暦日(外国においては連続24時間)の休養を与える旨が定められていることが認められ、改定された本件就業規程の規定内容は、この運航規程の定めの範囲内にあるので、国内線の連続乗務日数制限に関する勤務基準を定める改定された本件就業規程は航空法令を遵守し、同勤務基準は、労働時間を含め、労働基準法に反するような定めはなく、関係法令を遵守しているといえる。 なお、被控訴人らは、NASAガイドライン(乙165の2)やバテル報告書(甲668の2)等の科学的研究の成果に基づいて、改定された本件就業規程が定める国内線の連続乗務日数制限に関する勤務基準自体の安全性ないの存埋を否定する旨の主張をするが、これら科学的研究の成果は、直接、国内線の連続乗務日数制限について提言や勧告をするものではないので、これによって、直ちに国内線の連続乗務日数制限に関する上記勤務基準自体の安全性ないし合理性が否定されることにはならない。

するものではないので、これによって、直らに国内線の連続業務日剱制限に関する上記到務基準目体の安室性ないし合理性が否定されることにはならない。
イ 本件確認訴訟は、前記2のとおり、本来労使間の交渉によって調整が図られるべき労働条件をめぐる紛争であって、労働条件は、さまざまな要素を考慮し、労使が交渉の上で決すべき事項であり、本件の紛争もそのような事案であるから、改定された本件就業規程が定める国内線の連続乗務日数制限に関する勤務基準の内容の相当性の判断は、国内線に関する労働条件であることに照らし、労使の協議によって定められていると認められる国内の他の航空会社である全日空や日本エアシステムの勤務基準(甲1106の2及び3)と比較検討してその相当性を判断するのが相当であ

(甲1106の3)

る。(申1106の3) (ウ) 以上によれば、全日空や日本エアシステムでは、乗務に係わる勤務はスタンバイを含め連続4日を超えて予定 しないとされており、連続5日乗務を認めない点で、控訴人の改定された本件就業規程が定める連続4年を超えて予定 とになる。また、改定された本件就業規程では、スタンバイの連続日数は「4暦日を限度とする」(19条1項3号) とするのみで、スタンバイや乗務以外の勤務を含めて連続乗務日数を規制しておらず、また、乗務の場合の勤務におい て8時間を超える勤務を連続して3日を超えて予定しないという規制もない。これらの点からすれば、控訴人の改定された本件就業規程が定める国内線の連続乗務日数制限に関する勤務基準の内容は、労働条件として全日空や日本エアシステムの基準に比較してやや緩やかな内容になっている。もっとも、全日空や日本エアシステムでは、本件就業規程に は存在する連続休日を付与する旨の規定はない(甲564、1106の2及び3)ものの、休日日数の関係で連続休日をとい ない。

控訴人は、国内外の他の航空会社の運航実績(乙196の4、389、390)をみると、他社では控訴人の勤務

基準を上回る運航実績があると主張するが、外国の運航実績は前記イで述べたとおり、前提事実が異なるので比較検討するのは相当でなく、また、国内各社の例は4日連続乗務のパターンのものである上、そもそも本件では安全性の問題というよりも、労働条件の問題であるから、運航実績をもって、前記ウの基準比較の判断に影響を与えるものではな い。

でまた、控訴人は、本件就業規程を改定する前に運航乗員部長会で検討にあたった当審証人P53が、本件就業規程の 改定に関する運航乗員部長会における検討内容として、4日目までの連続乗務については全日空や日本エアシステムで 実施されていることから問題はないこと、5日目の連続乗務についても、国内線では時差もなく、深夜フライトもない から、特段安全上の問題等の不都合は起こらない、という判断になった旨を証言していると主張し、当審証人P53 は、そのとおり証言している(当審第7回証人調書25頁以下)ものの、これによれば、安全上の問題はないとして も、労働条件の基準として相当であるとまでは認められないので、控訴人の上記主張は失当である。 オ 以上によれば、改定された本件は実規程が定める国内線の連続乗務日数制限に関する勤務基準の内容は、労働条件

としてその内容が相当であるというにはやや疑問があるというべきである。

(4) 代替措置の有無

(4) 1、百日 目の 日本 ア 前記 (1) のとおり、勤務協定及び改定前の本件就業規程によれば、国内線の乗務は連続3日を限度とし、休日は、連続2日の乗務を行った後は少なくとも1日の休日が、連続3日の乗務を行った後は少なくとも2日の休日が与えられていた。これに対し、改定された本件就業規程では、連続乗務日数4日の場合は、連続日数3日の場合と同様、2連続の休日を、連続乗務日数5日の場合は、3連続の休日が与えられることになった(甲4の本件就業規程第17条 (1))

変更の合理性の総合的判断

(6) 変更の合理性の総合的判断 そうすると、国内線の連続乗務日数制限について、本件就業規程改定によって3日から5日に延長したことは、運航乗務員にとって大幅な不利益変更であり、この変更に高度の必要性は認められず、変更された内容自体の相当性にもやや疑問がある上、その変更に伴う代替措置もなく、変更について控訴人の管理職を含め運航乗務員の大半が反対し、他の従業員も同意するに至っていないことを総合考慮すれば、上記国内線の連続乗務日数制限を変更した本件就業規程は、控訴人と被控訴人P1外11名を除く被控訴人らとの間において法的規範性を是認することができるだけの合理性を有すると認めることはできない。したがって、被控訴人P1外11名を除く被控訴人らについては、改定された本件就業規程が定める国内線の連続乗務日数制限に関する勤務基準の規定の効力は及ばず、なお改定前の本件就業規程が定めていた「国内線の乗務は連続3日を限度」とするという勤務基準の規定が適用されるものということになる。以上によれば、被控訴人P1外11名を除く被控訴人らの控訴人に対する、控訴人との間で、国内線の乗務は連続3日を超えて乗務に就く義務のないことの確認請求は、理由があるというべきである。8宿泊を伴う休養における最低休養時間の保障に関する勤務基準の変更 (1) 不利益変更の有無、内容及び程度 ア 前記第3の争いのない事実等(原判決第2分冊66頁ないし74頁)によれば、休養について、(ア) 勤務協定では、次のとおり定めていた(甲1の78、86頁)。

(ア) 勤務協定では、次のとおり定めていた(甲1の78,86頁)。

宿泊地 5

宿泊地とはあらかじめ乗員交替地として定められた場所をいう。

- 旭州 16.休日及び休養 (2) 宿泊地(----

。 改定前の本件就業規程では、次のとおり定めていた(甲3の21,22及び27頁)。 この規程において用いる主な用語の定義は、次のとおりとする。 「宿泊地」とは、あらかじめ乗務員交替地として定められた場所をいう。

(16)

第16条

2. 宿泊地における休養

宿泊地における休養は、少なくとも12時間とする。

(1) 第10条の連続する24時間中の乗務および勤務時間の制限を超えない場合は、宿泊地において12時間の休養をとらずに飛行することができる。

度でとりりに飛行することができる。
(2) マルティプル編成又はダブル編成の場合、運航乗務員が運航状況、疲労度等について判断し、機長が充分これを配慮して8時間とすることがある。
(ウ) 改定後の本件就業規程では、次のとおり定めている(甲4の26、27頁)。
改定後の本件就業規程では、宿泊地という概念がなくなり、代わりに「一連続の乗務に係わる勤務」という概念が規定され、それを前提として、休養について以下のような規定がある。
(休養)

第16条 連続の乗務に係わる勤務の前には連続12時間の休養を予定する

休養に先立ち予定する乗務が以下に該当する時は、12時間の休養時間にそれぞれの時間を加算した休養時間 

- 予定乗務が出発地の時間で22:00~05:00に当たる場合はその時間

組合との協定が成り立つまでの間、ホテルにおける時間が「O時間を割らないように配分をするということで美行してまいります。」と述べた。(甲9, 17, 643) (イ) 控訴人は、同年4月10日、乗員組合に対し、国内線について、あらかじめ乗員交替地として定められた場所であるか否かを問わずに、勤務終了後に原則として12時間の休養を与える旨の提案をし、協定締結を求めたが、協定締結には至らなかった。しかし、控訴人は、前記(ア)のような経緯を踏まえて、国内線における宿泊を伴う休養に限り、原則としてホテルにおける時間が10時間を割ることがないように乗務割を作成する運用をしていたが、国際線については、旧勤務協定に基づき乗務割を作成し、休養時間が12時間に満たない事例が存在した。(甲378, 乙114020及び21頁, 乙118, 乙141の1及び2, 原審証人P48の原審第26回証人調書323項ないし334 項、弁論の全趣旨)

養を与えることにしたので、勤務協定の解釈をめぐる労使間の見解は一致したとも主張する。しかし、前記ウのとおり、控訴人は、国内線における宿泊を伴う休養に限り、原則としてホテルにおける時間が10時間を割ることがないように乗務割を作成する運用をしていたものの、この点について乗員組合との間で協定は締結されず、また、控訴人が「宿泊地」の選集を表するます。 らの前記主張も失当である。

はない。

したがって、旧勤務協定が「宿泊地」における休養について前記の例外なく最低休養時間として12時間を保障していたとする被控訴人らの主張は採用することができない。

たがって、対反債打に基づく被任訴人らの予備的主張も採用することができない。 ケーそうすると、本件就業規程改定前において、勤務協定及び改定前の本件就業規程には、あらかじめ乗員交替地として定められた場所であるか否かを問わず、宿泊を伴う場合に勤務終了後に前記の例外なく12時間の最低休養時間が与えられることが定められたことはなく、また、そのような労使慣行(規範)があったということもできないので、本件就業規程の改定により不過に勤務基準を変更したということはできない。

被控訴人らの主張に対する判断

(2) 被控訴人らの主張に対する判断 被控訴人らは、改定された本件就業規程において、宿泊を伴う休養について最低休養時間を保障する規定を設けていないことにつき、本件就業規程の定める勤務基準自体の不合理性を問題とするので、以下検討する。 ア 前記第3の争いのない事実等(原判決第2分冊19頁ないし26頁)によれば、運輸大臣の認可を受けた控訴人の運航規程(乙85の2)では、「乗務割の基準」として、「休養時間」につき、「乗務のための勤務終了後、基地以外の休養地で少なくとも連続12時間の休養を与える。ただし、直前の休養以降の総乗務時間及び直後の休養までの総乗務時間のいずれもが8時間以下の場合は連続10時間とすることができる。」とし、また、「乗務割の運用」として、

「休養」では、「(1)運航乗務員は、乗務を中止した場合には適当な休養をとらなければならない。(2)運航乗務員は、勤務時間又は乗務時間若しくは着陸回数の基準を超えて乗務した場合には、少なくとも12時間の休養をとらなければならない。(3)不測の事態(IRREGULARITY)により、前記の乗務割の基準に定めた休養時間をとらない場合は、連続10時間とすることができる。ただし、休養時間の短縮は連続して適用してはならない。」と規定されている。そして、改定された本件就業規程16条1項と2項は、上記運航規程の内容に適合し、また、本件就業規程16条3項は、最低の休養時間の定めをしていないものの、当該休養の前後の乗務時間及び勤務時間の同にあるという短い乗務時間及び勤務時間の間にある休養に限って、例外的に10時間の休養をとらずに乗務の継続を認めるものであって、その条項は、上記運航規程の趣旨に反するとまではいえず、後記イのとおり我が国には休養時間の最低保障の基準はなく、また、控訴人と乗員組合との間の従来の勤務協定では、前記(1)のとおり最低休養時間が保障されていたわけではなかったことに照らすと、直ちに本件就業規程16条の定め自体が不合理で、その効力を否定すべきであるということはできない。イ 各国政府及び他の国内外の航空会社の基準 各国政府及び他の国内外の航空会社の基準 イ 各国政府及び他の国内外の航空会社の基準
(ア) 各国政府の定める基準
① 本件就業規程が改定された当時、我が国においては、最低休養時間を保障する国の具体的な基準はなく、また、現在でも、「止むを得ない事由により乗務時間が制限時間を超えた場合には、勤務終了後、乗務時間を勘案した適切な休養を与えること。」との定めがあるのみである。(甲1151、乙88、302の1ないし3、弁論の全趣旨)
② 英国の基準につき、「次の乗務前に確保する休養時間は、先の勤務時間か、12時間のどちらか長い方」とされ、「12時間の休養を予定し、かつ、適当な休養施設が準備されていた場合は、休養時間を11時間とすることができる。」とされている(甲753、1151)。もっとも、機長の判断により、一定の条件の下、休養時間を10時間まで短縮することが許容されている(甲753、乙347の16頁)。
③ ドイツの基準では、連続する24時間における最低休養時間は10時間とされ、休養時間を削減する際の最低休養時間も10時間と規定されている。(甲1149の2、1151、乙432の3の2)
④ 米国の基準では、国内線については、一定の条件の下に休養時間を短縮する場合の最低休養時間を8時間(場合によっては9時間)と規定している(甲734、1151、乙432の1の2)。なお、国際線については定めはない。(甲1151、弁論の全趣旨) (甲1151、弁論の全趣旨)
⑤ 香港の基準では、時差6時間未満の場合、「次の乗務前に確保する休養時間は、先の勤務時間か、12時間のどちらか長い方」とされ、「12時間の休養を予定し、かつ適当な休養施設が準備されていた場合は、休養期間を11時間とすることができる。」とされている。また、時差6時間以上で、勤務開始後72時間以内の場合、「休養時間は、先の勤務時間か、個々の乗員の基地の時刻で22時ないし8時の間に最低8時間の十分な睡眠を確保する時間、又は14時間のうち、もっとも長い時間」とされている。もっとも、休養施設で10時間の休養が確保される限り、機長は他の乗員と状況を勘案し、休養を短縮してもよい。この判断は例外的なもので、引き続く休養を短縮してはならない。」とされている。(甲559、1151)
⑥ オーストラリアの基準では、動務又はリザーブの前に、少なくとも、現地時刻の午後10時から午前6時を含む連されている。(甲559、1151)
⑦ スイスの基準では、休養の前後の勤務のうち長い方の勤務を基礎に休養時間8時間、勤務時間が12時間までは最低休養時間8時間、勤務時間が12時間までは最低休養時間10時間、勤務時間が12時間までは最低休養時間8時間、勤務時間が12時間は最低休養時間10時間、勤務時間が14時間は最低休養時間12時間とされている。(甲1149の5、1151)
『 国内外の航空会社の基準 ① 全日空では、「運航宿泊地」における「インターバル」(休養、休日に相当する。)という概念で規定され、国際 弁論の全趣旨)

(Z30802, 348)

乗員交替予定地であるか否か、国内線の勤務か国際線の勤務か、一連続の乗務に係わる勤務の継続中か否か、 らの事情にかかわらず妥当するのであって、最低休養時間を保障する規定を欠く改定された本件就業規程の不合理性は

ていること、その他前記イの外国政府の定める基準や国内外の航空会社の休養に関する勤務基準の状況、旧勤務基準が最低休養時間を保障していなかったこと等の事情に照らせば、改定された本件就業規程16条の規定自体が不合理で、その効力がないということはできない。また、NASAガイドラインやローズカインドの宣誓供述書等の科学的研究の成果については、これを考慮すべきであるが、労働条件である勤務基準が科学的研究の成果のみによって決定されるものでないことは前記3(3)イで述べたとおりである(なお、NASAガイドライン(乙165の2の11頁)では、休養時間は、最小で24時間中の連続した10時間とすべきであるとするが、この休養時間には、「休養を取る宿舎との行き帰りの移動」が含まれてい連続した10時間とすべきであるとするが、この休養時間には、「休養を取る宿舎との行き帰りの移動」が含まれている上、行運訴人においては、空港と休養施設間の移動のための地上輸送時間(往復で合計1時間)とされる。)、「2、4、1 休養時間の縮(例外規定)」では、「運航上の柔軟性を確保するために、航空会社が制御できない環境に起対して、必要により休養時間を9時間まで短縮することが認められる。」としている。)。そして、前記イで検討したとおり各国政府の定める基準や外国の航空会社の休養に関する勤務基準の状況に照らせば、科学的研究による勧告や提言が広く採用されているわけではないので、改定された本件就業規程16条が予定休養時間として最低12時間を保障 このが各国政府の定める基準で外国の航空芸社の体養に関する動格基準の状況に照らせば、科学的研究による勧占で提 言が広く採用されているわけではないので、改定された本件就業規程16条が予定休養時間として最低12時間を保障 していないからといってその規定自体が不合理で、その効力がないということはできない。 したがって、被控訴人らの前記主張は採用することができない。 エ 以上によると、改定された本件就業規程の定める休養に関する勤務基準自体が不合理であるということはできな

(3) 変更の合理性の総合的判断

(3) 変更の合理性の総合的判断 そうすると、改定された本件就業規程によって宿泊を伴う休養における最低休養時間の保障についての勤務基準が不利益に変更されたということはできず、また、改定された本件就業規程が定める休養に関する勤務基準自体が不合理であるということもできないから、その勤務基準に関する規定は、法的規範性を是認することができるだけの合理性を有し、その勤務基準に関する規定の効力は被控訴人P1外11名を除く被控訴人らに及ぶというべきである。仮に、改定された本件就業規程の効力が否定されたとしても、勤務協定又は改定前の本件就業規程は、被控訴人らに対し、宿泊を伴う休養の場合に少なくとも12時間の休養時間を保障していたとも認められず、被控訴人らが12時間の最低休養時間の確認を求める根拠は存在しない。

したがって、被控訴人P1外11名を除く被控訴人らの控訴人に対する、控訴人との間で、あらかじめ乗員交替地。 して定められた場所であるか否かにかかわらず、宿泊を伴う休養は、少なくとも12時間を有することの確認請求は、 理由がないというべきである。 9 国際線の待機(スタンバイ)の指定便制度に関する勤務基準を変更した規定の合理性の有無

- 一不利益変更の有無、内容及び程度 前記第3の争いのない事実等(原判決第2分冊90頁ないし98頁)によれば、スタンバイについて、
- 動務協定では、次のとおり定めていた(甲1の90頁)。 STAND BY (ア)
- STAND 21.
- 国際線 (1)
- イ STAND BYは、指定された便についておこなうものとする。 ロ STAND BYは、連続24時間中は12時間を限度とし、STAND BYすべき最初の便の出発予定時刻の 4時間前より始まり、最後の便の出発時刻の4時間後に終了する。
- BY終了後12時間の休養を得なければ次の乗務についてはならない。 STAND
- (2) 国内線
- 自宅STAND BY
- 自宅STAND BYは18時間を限度とする。 自宅STAND BY終了後6時間の休養を得なければ、次の乗務についてはならない。 **自宅STAND** (**□**)
- コ 出社STAND BY (イ) 出社STAND (イ) 出社STAND BYは指定休養施設に出頭すべき時刻に始まり、12時間を限度とする。但し、出社STAND BY開始後8時間以内に乗務すべき便を指定しなければならない。
- BYで乗務を伴わない場合は、出社STAND BY終了後12時間の休養を得なければ次 出社STAND の乗務についてはならない
- STAND BY中に連絡を受けた時は、STAND BYすべき便に遅延が生じた場合においても乗務する (11)ものとする
- **(1)** 改定前の本件就業規程では、次のとおり定めていた(甲3の29、30頁)。

- 2. 国内線
- (1) 自宅STAND ΒY
- a 自宅STAND BYは18時間を限度とする。 b 自宅STAND BY終了後6時間の休養を得なければ、次の乗務につけない。
- 出社STAND BY (2)
- a 出社STAND BYは指定休養施設に出頭すべき時刻に始まり、12時間を限度とする。ただし、出社STAN

- BY開始後8時間以内に乗務すべき便を指定する。
- 出社STAND BYで乗務を伴わない場合は、出社STAND BY終了後12時間の休養を得なければ次の勤 務につけない。
- STAND BY中に連絡を受けたときは、STAND BYすべき便に遅延が生じた場合においても乗務するも のとする。 (ウ) 改定後の本件就業規程では,次のとおり定めている(甲4の29頁)。
- 19条 自名STAND BYは連続8時間を限度とし、指定された時刻に始まり指定された時刻に終了する。なお、第16条に定める一連続の乗務に係わる勤務の前の連続12時間の休養に包含することができる。 第19条

連続して予定する場合は4暦日を限度とする。

- ΒÝ 出社STAND
- 指定休養施設におけるSTAND BY とにより始まり指定された時刻に終了する BYをいい、連続8時間を限度とし、指定された時刻に所定の場所に出頭するこ
- なお、起用にあっては、第16条に定める一連続の乗務に係わる勤務の前の連続12時間の休養をとらずに勤務に就かせることができる。また、起用されなかった場合は、終了後12時間の休養を得た後でなければ次の勤務に就かせる ことはできない。
- 起用対象

- (甲4の29頁,弁論の全趣旨)
- ぼさないものというべきである。

また、控訴人は、本件就業規程改定前の勤務基準では、運航乗務員の起用対象はあらかじめ指定されていた2便とその間の便に限定されていたものが、本件就業規程改定後の勤務基準では、スタンバイ開始時刻以降当日の24時まの開始する勤務となり、起用対象便がかなり拡大したかのような印象を受けるが、ある便に乗務する場合は、副操縦工の乗務資格が必要であり、機長の場合には路線資格(平成12年2月からは空港要件等)を必要とし、加えて、居住地からは四港へので、本件就業規程のの場合には空港経験(平成12年2月からは空港要件等)を必要とし、加えて、居住地から出頭を指示される空港への移場時間等を考慮すると、改定された本件就業規程でにおいて指示される便の命ないと主まり最大ででも、動房の世代が大きく変更したということはできないと主おり最大ででは、あらかじめ指定されていた2便とその間に向きないとでも、動房の便を関係で起用対象便をある程度事前に予測可能であった(甲220)のに対し、改定後の本件就業規程の下では、通知の乗務資格や路線資格又は空港経験等が必要で、それにより起用対象便をある程度等も、ができれており、ある程度事前に予測可能であった(甲220)のに対し、改定後の本件就業規程の下では、運航・を表別を作るとも、も、表別の便について同様であった。)、副操縦士の増加しているとりによりについて同様であった。)、副操縦士の増加していると変更されたというべきである。したができるとしても、それに比較して起用対象便は増加して大きく変更されたというべきである。したができなり、記録とは採用することができない。それていた運航乗務員の急病等の不測の事態が発生した場合に、定期航空運送事業者が、公共交通機関の使命を果たすべく、運航を確保に、これできるとのできまない。運航を確保に、運航を推持することができると、関航空運送事業者が、公共交通機関の使命を果たすべく、運航を確保に、これでは、大きに対していた。 控訴人は、本件就業規程改定前の勤務基準では、運航乗務員の起用対象はあらかじめ指定されていた2便とそ

訴人の前記主張は採用することができない。 そして、スタンバイは、天候や機材の故障、予定されていた運航乗務員の急病等の不測の事態が発生した場合に、定期航空運送事業者が、公共交通機関の使命を果たすべた、運航を保し、定時制を維持することが発生した場合に、定期航空運送事業者が、公共交通機関の使命を果たすべた、運航では一致しており(被控訴人P34の原審第27回本人調書161項)、また、定期航空運送事業者に勤務する運航乗務員として日頃から、運航に必要不可欠な事前準備をなまべきことは当然である(当審証人P53の当審第7回証人調書30頁)が、以上の事情を考慮したとしても、本件就業規程改定により起用対象便の予測可能性が低下することにより、程度の差こそあれ、従来に比較して乗務に必要な事前準備や体調の維持管理が十分できなくなるおそれがあると認められ(甲358、978、1014等)、この点の不利益性も無視できないというべきである。 オー以上によると、本件就業規程改定による国際線のスタンバイの指定便制度の廃止は運航乗務員にとって不利益な変更であり、これによって運航乗務員に与える不利益の程度は決して小さいものということはできない。

オ 以上によると、本件就業規程改定による国際線のスタンハイの指定便制度の廃止は運机来務員にこって不利益の 更であり、これによって運航乗務員に与える不利益の程度は決して小さいものということはできない。 (2) 変更の必要性の有無、内容及び程度 ア 前記3(2)のとおり、本件就業規程改定による勤務基準の見直しは、控訴人の業績悪化を背景とした構造改革施策の実施の一環として、費用削減による人件費効率向上という目的のために行われたものである。 イ この点について、控訴人は、本件就業規程改定による国際線のスタンバイ指定便制度の廃止は、従来のスタンバイ制度について、運航乗務員から拘束時間が長いことに対する不満の声が出されていたので、これを解消するとともに、制度について、運航乗務員から拘束時間が長いことに対する不満の声が出されていたので、これを解消するとともに、制務協定が締結された昭和48年と比較して路線や便数がともに大幅に拡張・増大したことにより、控訴人にとって国際線のスタンバイ指定便制度の制約が多く弾力的・効率的な運用を妨げる面もあったので、合理的な内容に見直そことしたものであり、拘束時間を短縮しただけでは、スタンバイのための必要人員増となるため、必要人員数を増やすことなく拘束時間を短縮するためにも、国際線・国内線の区別を止め、国際線の指定便制度を廃止してスタンバイからの起用に柔軟性を持たせ、スタンバイ制度の円滑で効率的な運用を可能にする必要があったのであり、効率的なスタンバイからの起用が円滑に行えるようになるということは、大局的にみれば、人員効率の向上にもつながるものということができると主張する。

度な必要性があったこいうことはできない。
(3) で更された勤務基準の内容自体の相当性
ア 他の航空会社のスタンバイ制度に関する勤務基準(乙377)によれば、国内外の航空会社25社中、指定便スタンバイ制を採用している航空会社はインド航空1社しかないことが認められる。また、IFALPA(国際定期航空操縦士協会連合会)の労働委員会が定める労働関係マニュアル(通称「Iマニュアル」)のスタンバイの項において「指定便スタンバイ」の記載はない(甲976の2の15頁、16頁)。
イ 被控訴人らは、労働基は32条の2及び8条1号によれば、1か月単位の変形労働時間制を採用しているら控訴したおいては、変形期間内の毎労働時間を始業・終業時刻とともに就業規則において特定しなけれればるが、人においては、変形期間内の毎労働時間を始業・終業時刻とともに就業規則において特定しなけれればるが、スタンバイから起用される勤務の開始時刻は、当該スタンバイの最中、起用の連絡があるまで全く特定的線の動務であればしまる。
サンバイから起用される勤務の開始時刻は、当該スタンバイの最中、起用の連絡があることになり、国際線の勤務であればしまれていないので、労働時間が特定されていないので、少とたび乗務に起用動務を行うことになり、終業時刻も特定されておらず、労働時間が特定されていなので、対したび、大日車法の動務を行うことになり、終業時刻も特定されておらず、労働時間が特定されていないので、対しましても明治を行うことになり、終業時刻は、治学に違いての場合の始業時刻をスタンバイの場合の対別を採用し、同規程5条1項で労働基準法32条の2による1か月単位の変形労働時間制を採用し、同規程5条3項(2)号では、スタンバイの場合の時刻を上、ただし、その時別が1、スタンバイから起用された時刻が終業時刻とし、これを別別を指するとし、スタンバイから起内により、日本標時)を超える場合は24時)として特定された、3動務の始業時刻が表示され、その時点では8時間後が終業時刻(24時を超える場合は24時)として特定される。勤務の始業時刻が表示され、その時点では8時間後が終業時刻(24時を超える場合は24時)として特定される。勤務の始業時刻が表示され、その時点では8時間後が終業時刻(24時を超える場合は24時)として特定される。

た、スタンバイから起用された場合は、その時点で、起用された勤務に応じた終業時刻が特定されることになり、乗務のための勤務であれば、同規程5条3項(1)号 b により、最後の乗務又はD E A D H E A D の航空機のブロック・イン予定時刻に同規程21条(3)号に定める時間を加えた時刻が終業時刻となる。そして、スタンバイ勤務は、定期航空運送事業者が公共交通機関の使命を果たすべく、運航を確保して定時制を維持するため、「乗務割の不時の変更に備えて、休養施設で乗務等に就き得る状態を維持する」(同規程2条(5)号)という特殊な勤務形態であるので、スタンバイから勤務に起用された場合の始業時刻や終業時刻を確定時刻でもって表示することはできないが、スタンバイの拘束時間内において開始すること、及び開始すれば、起用された勤務に応じて終業時刻が定まる関係にあるので、うちに始業時刻や終業時刻が不特定で、予測ができず、労働者の生活設計を損なうとまではいえないというべきであるしたがって、改定された本件就業規程が定めるスタンバイ制度が労働基準法に違反するという被控訴人らの主張は採用することができない。

することができない。 ウ 被控訴人らは、改定された本件就業規程が定めるスタンバイのように、当該労働日において、控訴人が任意に労働時間の始業・終業時刻を設定するような制度、特に、勤務開始後に終業時刻を控訴人が任意に変更する制度は、変形労働時間制において労働時間の特定を要求した趣旨や労働時間の始業・終業時刻の特定を要求した趣旨に反し許されない

と主張する。 労働基準法32条の2は、「その定めにより、特定された週において同項(同法32条1項)の労働時間又は特定された日において同条第2項の労働時間を超えて、労働させることができる。」と規定しており、その趣旨は、1か月単位の変形労働時間制においては、使用者が日又は週につき法定労働時間を超えて労働させることが可能になるため、労働時間の過密な集中を招くおそれがあり、労働者の生活に与える影響が通常の労働時間制の場合に比して大きいことから、各国及び各週の労働時間をでであると解されても、ことが動者の生活設計に与える不利益をしたがら、各国及び各週の労働時間をでであると解される。したがって、法定労働時間を超える日又は週がいつであるというものであると解されて、できるによって、法定労働時間をとができるものでないればな就業規則の「との程度労働をさせるかについて、できる限り具体的に特定することするものであるいれば、就業規則に具体的変更条項を定めることは、同条が特定を更求する趣旨に反しないものというべきであり、また、就業規則に具体的変更事由を記載した変更条項を置き、当該変更条項に基づいて労働時間を変更するのは、就業規則の「定め」によって労働時間を特定することを求める同条の文理にも 項に基づいて労働時間を変更するのは、就業規則の「定め」によって労働時間を特定することを求める同条の文理にも

疑问の残るはものるが概ね相当というべきである。 (4) 代替措置について 前記(1) ウで述べたとおり、控訴人は、本件就業規程を改定し、スタンバイの拘束時間を大幅に短縮し、他方で、 国際線のスタンバイ指定便制度を廃止した上、自宅スタンバイ終了後の最低休養時間の保障を廃止したものであって、 スタンバイの拘束時間の短縮は、国際線のスタンバイ指定便制度の廃止の代替措置といえなくもないが、これらを全体 として総合すると、本件就業規程の改定によりスタンバイ制度が運航乗務員にとって必ずしも改善されたとはいえない ので、スタンバイの拘束時間の短縮が国際線のスタンバイ指定便制度の廃止についての十分な代替措置というには疑問 がある。

他に、国際線のスタンバイ指定便制度の廃止に伴う代替措置の存在を認めるに足りる証拠はない。

(5) 労働組合等との交渉経過 前記3(5)で述べたとおり、控訴人と乗員組合との間で、国際線のスタンバイ指定便制度の廃止に関する勤務基準 を含め、改定された本件就業規程による勤務基準の内容について実質的な協議が十分されておらず、同勤務基準に同意 する労働組合はなく、同勤務基準の内容について運航乗務員の大半が反対し、他の従業員も同意するに至っていないの

労働者の同意の面から同勤務基準の内容を合理的なものと推認することはできない。

変更の合理性の総合的判断

(6) 変更の言葉性の総言的判例 そうすると、本件就業規程の改定による国際線のスタンバイ指定便制度の廃止については、変更された内容自体は疑問は残るとはいえ概ね相当であるが、運航乗務員にとって少なからず不利益な変更であり、運航乗務員に不利益を与えてまで本件就業規程を改定する高度の必要性は認められず、この変更に伴う代替措置が十分というには疑問がある上、変更について控訴人の管理を含め運航乗務員についての本件が業規程を改まれる。またのより、近代特別を発展しているのより、近代特別を発展している。 国際線のスタンバイ指定便制度の廃止についての本件就業規程改定による勤務基準の変更は合理的なものと認 すれば. めることはできない。

がることはできない。
なお、被控訴人らは、旧勤務協定の下で、国際線指定便スタンバイは、① 指定できる便数最大2便までで、その間の便は乗務義務がないこと、② 指定できる2便は同一路線群に属すること、③ 指定できる2便の出発予定時刻は最大4時間以内という指定便の基準があると解釈され、控訴人も規範意識をもって運用してきたので、控訴人と被控訴人らとの間で、待機(スタンバイ)から起用の場合、国際線については、待機(スタンバイ)に先立ち、あらかじめその対象便として指定された1便又は同学が表現では、「一般線群の区別」に記載の区分によるめのいる。しかし、出発時刻が4時間以内に予定された2便でない限り、乗務する義務のないことの確認を求めているの、しかし、旧勤務協定のスタンバイに関する規定によれば、指定された2便の間の便についても乗務を義務付けることが可能な定めになっていたことは明白である。そして、前記(1)イのとおり、旧勤務協定の下での国際線のスタンバイがらの起用の運用は、指定された2便については、指定便として表示されていた運航乗務員から起用し、指にいても、当該運航乗務員に対する業務依頼として表示されていた運航乗務員がはこれでいた2便の間の便については、当該運航乗務員に対する業務依頼として当該運航乗務員の協力を得て乗務に就いても、する2便を指定するという事務により予定されている次の乗務と時間帯、行き先が同一ないしたとまずなかったのであって、規範意識をもって、同一の路線群の便を指定するという取扱いをしていたとまず、これではいるなかったのであって、規範意識をもって、同一の路線群の便を指定するという。そして、勤務協定の国際線のなり、そして、勤務協定の国際線のなり、行行で表していたと表していたと認めるに足りる証拠はない。そして、勤務協定の国際線のなり、行行である。 あったというべきである。

したがって、被控訴人P1外11名を除く被控訴人らについては、国際線のスタンバイ指定便制度を廃止した改定さ したがらた、被控訴人と「パー」 石を除く板控訴人らにしいては、国際線のスタンバイ指定便制度を廃止した成とされた本件就業規程の効力は及ばず、なお改定前の本件就業規程が定めていた国際線のスタンバイ指定便制度に関する勤務基準の規定が適用されるものということになる。なお、本件訴訟では確認の対象になっていないが、スタンバイの時間につき、改定前の本件就業規程が定めていた国際線のスタンバイ指定便制度に関する勤務基準の規定が適用されるとすれば、前記(1)ア(イ)によれば、国際線のスタンバイは、連続24時間中は12時間を限度とし、スタンバイすべき最初の便の出発予定時刻の4時間前より始まり、最後の便の出発時刻の4時間後に終了することになると解され

。 以上によれば、被控訴人P1外11名を除く被控訴人らの控訴人に対する国際線のスタンバイ指定便制度に関する確認請求は、控訴人との間で、国際線については、待機(スタンバイ)に先立ち、あらかじめその対象便として指定された2つの便とその間の便でない限り、乗務する義務のないことの確認を求める限度で理由があり、その余の請求は理由がないというべきである。